

つまり、ほかの日になぜやれないのか。私が外国のメディアから取材なんかを受けた場合に一番困るのはこのことで、あの日本の株主総会についてたらくというのは何かと聞かれたときに、恥ずかしくて答えられない。つまりは、六月末の同じ日の同じ時刻に一齐に株主総会をやるとするのは、株主総会を全くやっていないということと同じなわけですね。それで日本がまともな経済社会だといふふうなことは言えない。だから、野村証券と第一勧銀の問題が出て、その出た後でも、野村証券も第一勧銀も、やはり同じ日の同じ時刻に株主総会をやっているわけです。だから、例えば警察の主導のもとに反省という名の申し合わせみたいなものが行われていすけれども、私は、全く企業の方にそれを直す気はないんだらうといふふう

に思うわけです。どういふことかという、例えば、来年自分のところの企業は同じ日の同じ時刻にはやりませんといふふうに言えるかどうか。本場に総会屋と絶縁する気があるかどうかというのはその一点にかかっているのです。幾ら誓ったって何したって、やはり同じ日にやるというのは、総会屋と本場に切る気がないということなんです。

第一勧銀だけがさすがに来年は別の日にやるということをはっきりと言っている。しかし、これだけ三菱重工を含めさまざまに問題になっている企業が、口では総会屋と絶縁いたしますみたいなことを言っている、別の日にやるということはないわけですね。だから、別の日にやるかどうか。つまり、別の日にやることは、たくさん株主が押しかけてきますから、そのときに堂々と長時間やるのかどうか。そこにかかっているわけですね。

それから、総会屋というのをうるさいとかんとか言うけれども、総会屋とまともな株主の区別というの、会社側から見ればついているかもしれないけれども、そう簡単にはつかない。つまり、会社に対してさまざまに、うるさい、物申す株主というのは、会社側から見れば全く総会屋と

一緒なんです。都合の悪い株主はすべて総会屋並みに扱う。

だから、私は、問題はハエではなくて発生源の方にあるんだということを第一に申し上げて、それから一斉株主総会というのを何とかしなければだめなんだって、総会屋との絶縁なんて、誓いなんていうのはほとんど有効ではないといふふうに申し上げたいと思います。

それからもう一つ、次に申し上げたいのは、大事なことは、社長連座制みたいなことを採用しなければ総会屋というのはいくらならない。

つまり、今この期に及んでまだ、総務部長個人の判断とか、あるいは大和証券の場合では証拠隠滅は個人の判断だとか、そんなことを言っているわけですね。何か国会でも、個人ぐるみなんていうとんでもない言葉が生まれたわけですから、今この日本の会社で個人の意思というのをはつきり持っている役員なんていうのはないわけですね。だから、個人というものが確立していないところに個人の意思というのはいくら得ない。だから、ある種それなりの個人の意思みたいなものを持つてのは、会長とか社長とか、その会社によって違いますが、会長が実権を握っている場合もあるし、社長が実権を握っている場合もある。つまり、そういうトップが本場に総会屋を切る、自分の命を張っても総会屋を切るという覚悟がなければ切れないわけですね。

日本の会社の場合よく言われますけれども、よきに計らえみたいな、うまくやれよといふふうな形を言う。そうすると、総務部長は、うまくやれよと言われたら、総会屋に金を渡すしかないわけですね。絶対に金を渡すな、おれが何時間でも総会で答弁するといふふうには社長なり会長が決めなければ、総会屋というのはいくらならない。

そういう意味では、総務部長が金を渡したとして捕まったら即社長も捕まるといふ社長連座制、最近ようやく国会議員にも、ようやうといふのはあれかもしれないけれども、連座制というものが適用されて問題になっているように思われます。

それをやはり私はやらなければ社長とか会長がその気にならないといふことだらうといふふうに思っています。

だから、一斉株主総会というのをどういふふうにするのか。それから、一斉株主総会というのをどういふふうにしないうに何とかする。それから、社長連座制みたいなことをしっかりとやるというわけです。

それから、もう一つ私が言いたいの、総会屋といふふうな存在、はつきりした存在というのが今さまざまに問題になっていきますけれども、もう一つ、総会屋まがいの種族といふのがいるんじゃないか。例えば、大蔵省の官僚、あつたかり官僚なんといふのはまさに、東京協和信用組合の例の高橋治則という人間にたかつた大蔵官僚なんといふのはまさに、ほとんど総会屋に等しい存在ではないかといふ感じが私はするわけです。総会屋官僚といふふうなものもあるだらう。そういうふうな問題にもメスを入れるのであれば、企業といふふうなものも健全化しない。

何か今、小池隆一という人間の存在によって、三十六人といふのですか、経営者が監獄に送り込まれている。私は、あの人たちに罪を犯したという意識はほとんどないだらうといふふうに思っています。その立場、役割といふことでやっただといふ感じがしないだらう。

しかし、経済犯罪といふふうなものは、社会のいわば信頼とかさういふものの根幹にかかわる問題であつて、その辺の社会の信頼感みたいなものを取り戻すためには、やはり会社の取締役といふのはどういふ責任を負わなければならないんだといふことをきつちりと認識させる必要があるんだらう。何か、偉くなって、日本の場合には、偉くなることを意味するようになつていくといふふうなことを意味するようになつていくわけですね。要するに、スケープゴートに幾らでも出せる、あるいはスケープゴートになれる人がたくさん出てくるというのが日本の特に会社のトップといふふうなものであるわけだけれども、そういう問題を

含めて、この問題を考える際の基本線というのは、先ほども申し上げましたけれども、ハエが問題なのではなくて、ハエの発生源の方が問題なのだとすることを申し上げて、一応私の発言を終わらせていただきます。(拍手)

〇笹川委員長 ありがとうございます。
次に、前田参考人にお願ひいたします。
〇前田参考人 前田でございます。

このたびの、いわゆる総会屋の根絶を図るとも株式会社の運営の健全性を確保するための商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、全面的に賛成であります。

株主の権利行使に関する利益供与罪、受供与罪につきましては、昭和五十六年改正商法によりその規定を新設する審議の過程で、その法定刑をどの程度にするかに関しましていろいろ意見が出されました。結局は、商法四百九十四条の規定する会社荒らし等に関する贈収賄罪の法定刑とのバランス、その他諸般の事情から、現行商法四百九十七条の規定するところに落ちついたものであります。しかし、当時から、それでは軽過ぎるのではないかという意見もなかつたわけではありませんでした。

このような経緯から考えましても、また、最近、株主の権利行使に関する利益供与・受供与禁止違反事件が次々に発覚していることにかんがみましても、右の法定刑をぜひ引き上げるべきであるといふふうな考えがあります。したがって、この点に関するこのたびの改正法律案が可決されることを希望するものであります。

利益供与要求罪及び威迫を伴う利益受供与罪、要求罪の規定の新設及びその法定刑並びに利益受供与罪、威迫を伴う利益受供与罪、要求罪についての懲役刑と罰金刑との併科規定の新設についても賛成であります。

企業の側が利益供与をやめようと思つても、総会屋がその要求をした場合、殊に威迫を伴う要求をした場合には、心ならずもそれに応じてしまう

というのがこれまでの企業の側の利益供与禁止違反事件の実態ではなかったかと推察されますが、右のような刑罰規定の新設により、右のような利益供与禁止違反が防止できるようになるというふうに期待されるからであります。

さらに、これらの規定とのバランスの関係等から、その他の会社法上の罰則の強化に関する改正法案に関しても賛成いたします。

本年七月二日に法制審議会商法部会が開催されましたが、そこでは、事務当局から、会社法上の罰則強化の必要性について、最近、企業不祥事が相次いで発生していることから、国会において利益供与等罪等の法定刑を引き上げるべきである旨の指摘を受けており、現在、引き上げる程度やその対象範囲について検討中であるが、緊急立法としてできるだけ早期に法案を作成したいので了解を願いたいとの要請がありました。法制審議会商法部会といたしましては、全会一致で利益供与等罪等の会社法上の罰則強化について了承いたしました。その具体化につきましては事務当局に一任するということを決定いたしました。このことを申し添えさせていただきます。

昭和五十六年改正商法が株主の権利行使に関する利益供与の禁止規定及びその違反行為に関する罰則規定を設けた趣旨は、このような規定を設けることによって、企業の側としては、総会屋から利益供与の要求をされても、それに応ずると罰則の制裁を科せられるということを理由に利益供与を断るようになるであろう、それによって総会屋を根絶することができるようであろう、そういうことにあります。私としては、このような立法はそれなりの効果があったと考えております。

昭和五十六年商法改正当時、我が国で総会屋は六千数百人存在した。上場企業から総会屋に流れる金額、これは年間六百億から七億億円とも、さらには一千億円に達するとも言われておりました。その当時と比べると、現在は、総会屋の数の点でも、総会屋に流れる金額の点でも大幅に減少しているということは事実であると信じております。

ます。しかも、これらの規定がこのたびの利益供与事件摘発の根拠となつていふことからいいます。いましても、この存在意義は評価されてしかるべきではないかというふうに考えます。しかし、なお、総会屋が根絶されるに至っていない、違反事件が次々と発生しているということは残念でなりません。

総会屋の存在は、我が国独特のものであります。このたび提案されております改正法案が可決され、その規定が総会屋への利益供与に対する大きな抑止力として機能するということを願っております。

最近の利益供与事件を中心とする企業不祥事が次々と明るみに出されているという点に関連しまして、コーポレートガバナンスに関する論議が盛んになされておりますが、この機会に、それについて若干の所感を述べさせていただきます。存じます。

まず、株主代表訴訟制度について取り上げさせていただきます。私としては、このような不祥事の抑止力としての株主代表訴訟制度の存在意義というものを無視してはならないというふうに考えます。したがって、平成五年改正商法により、その訴訟の申し立て手数料が一律に八千二百円とされたということが契機となりまして、株主代表訴訟制度を制限する方向に商法を改正するという主張が主として経済界からなされておりますが、このような改正につきましては、どうか慎重なお取り扱いを願いたいというふうに存じます。

右のような主張の根拠として、経営者が株主代表訴訟の提起を恐れて、経営が萎縮してしまうということが挙げられております。しかし、これまでの株主代表訴訟事件を調べますと、それは杞憂にすぎないということが明らかであります。これまでの主要な株主代表訴訟で取締役敗訴の判決がなされたのは、自己株式取得禁止違反事件、贈賄事件、利益供与禁止違反事件等の具体的、明示的な法令による禁止規定の違反事件につ

いてであります。経営判断の不当の問題で被告取締役が敗訴したという事例は、存在しないと言つてよいと考えます。そしてまた、裁判所の原告株主に対する担保提供命令も有効に活用されておりまして、濫用的な訴訟提起が防止されております。

経営者としては、このような株主代表訴訟の運用の実態というものをよく理解されましたら、株主代表訴訟制度によって経営が萎縮させられるというようなことはない、そういう心配をしないで経営をしていただける、そういうものと考えます。

代表訴訟に期待されるのは、企業の不祥事件の抑止力、法令違反行為の抑止力であります。企業不祥事が次々と明るみに出されている現在、株主代表訴訟制度は、ますますその役割を發揮するといふことが期待されるのであります。これを制限する方向に商法を改正するという時期ではないというふうに考える次第であります。どうかこの点、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

監査制度につきましても若干触れさせていただきます。私としては、

我が国では、一方で取締役会が業務執行の決定機関でありながら、みずから業務執行の監督権限を有し、かつ、監査役ないし監査役会が業務執行の監査権限を有する、そういう比較法的には極めて珍しい監査体制をとっておりますが、私としては、我が国の監査制度の基本構造というのはそれなりに整っているというふうに考えております。

監査制度につきましては、昭和四十九年に大改正がなされまして、監査役の監査権限の充実、監査役の地位の取締役会または代表取締役からの独立性の保障について十分な配慮がなされました。さらに、昭和五十六年及び平成五年にも改正がなされまして、その権限の充実及びその地位の独立性の強化が徹底されたと言つてよからうと思っております。

この平成五年改正におきましては、商法特例法上の大会社に限ってありますが、社外監査役制度の導入、監査役員の数増加、それまで二名以上だったのが三名以上とされました、及び監査役会の法定がなされました。そして、監査役と監査役会との関係につきまして、監査役の独立制、すなわち個々の監査役がその監査権限を単独で行使し得るという制度、これを損なわないようにするための細心の配慮がなされたのであります。監査役の権限を取り上げてみましても、新しくこれにつけ加えた方がよいと思われるものは考えられないと言つてもよいのではないかと思います。

それにもかかわらず、企業不祥事が後を絶たないといふことは、繰り返すことになりますが、残念でなりません。会社ぐるみで不祥事がなされるという場合には、どんなに監査制度を充実させても、これを事前にチェックするといふことは困難であると言わざるを得ないと思ひます。

しかし、このたびの企業の不祥事が摘発されまして明るみにされたことによりまして、企業の側としましては、企業が違法行為をすれば、結局は社会的信用を失つて大きな損失をこうむるとともに、取締役自身も刑事上及び民事上の厳しい制裁を科せられる結果になるということを該当する企業の関係者は身にしみて感じたと思ひますし、またそうでない企業との関係者も他山の石として反省しているというふうに考えます。各業界において、総会屋との関係を断絶するという旨の覚悟が表明されているといふことは、大変喜ばしいことと存じます。

このたびの改正法案が可決されまして、その規定が企業の不祥事に対するさらに強力な抑止力として機能し、それに企業の側の反省が相まって、総会屋が根絶されるというのを期待いたします。私の意見陳述を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○笹川委員長 ありがとうございます。
以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○笹川委員長 これより質疑を行います。
質疑者にお願いたします。

質疑の際は、まずお答えをいただく参考人のお名前を御指名の上、質疑にお入りください。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。下村博文君。

○下村委員 自由民主党の下村博文でございます。

お二人の参考人の方から貴重な御意見をお聞かせ願ひまして、ありがとうございます。

最初に、佐高参考人にお聞かせ願ひたいと思います。

ハエの発生源をなくさなければ、ハエは根絶できないという話がありました。そして、それに関連して、前田参考人から、その発生源をどうなくすかという具体的な御提言もあったかに思います。具体的なこともありますが、佐高参考人にはちよつと本質的なことでお聞かせ願ひたいというふうに思います。

それというのも、今回の一連の事件というのは、単に商法だけの問題ではなくて、ある意味では今の日本の置かれてある本質的な問題がここにも出てくるというふうな、そういう認識を私自身は持っております。そして、橋本内閣が今進めております六つの改革というの、ある意味では戦後の、今までのやってきた方法、護送船団方式であったり、あるいは保護主義的なやり方、それが今までは成功してきたわけでありましたが、その延長線上ではそれはもう成功しない。国際社会の中で、まさにその大競争の中で、国際的な基準に合わせて、日本独自の護送船団方式であるとかあるいは規制をしている、それをどう取り払ひながら、国際的な慣習の中で日本という国を再生、発展させるかどうか、そのうみが今回のこの総会屋の問題でも出てくる、こんなふうに思うわけがあります。

そしてそれは、六つの改革というの、ある意味ではこれからの新しい、明治維新そして終戦のとき、そして今回が第三の開国と言われておりま

すが、この開国を本当に達成できるかどうかという一つの端緒であつて、この六つの改革がすべてできることが新しい日本をつくるその結論でなく、そのスタートであるということで、これからある意味では日本人一人一人がこの改革に向けて痛みを伴う、あるいは今までの自分の発想を変えなければいけない、そういうときにも来ているというふうに思いますので、これは単に政府なりが改革をすればいいということだけでなく、日本人そのものが、意識も含めてどう改革できるかどうかということが同時に問われてくるのであるというふうに思います。

そういう中で、今までの企業のあり方というの、ある意味では一人一人が、先ほどのお話の中にもありましたように、恐らく罪の意識はないのではないかとこのうふうなお話がありました。ある意味では会社を守る、あるいは会社にとってこれは当然なことであるという中で結果的には罪を犯しているということが今回もあつたのではないかとこのうふうに思います。その辺で日本の企業文化をこれからどうつくっていくかという中で、二つの点から。

一つは、これは、総会屋の問題は日本としての特殊な状況でございます。この特殊な状況というのは、日本の精神文化という視点からとらえてどう特異性があるのか、またそれを、どう精神文化をクリアしていくことが国際的な標準の中で通用するということにつなげていくのかということ

が一点。
それからもう一点は、これに関係しますが、基本的にそういうことがあるからこそ、日本のある意味では精神的な特異性があるからこそ、本当の意味での民主主義が戦後育つてなかつた。この民主主義的な部分が育つてなかつたことによつてこのうふうな、ある意味では脆弱性なり未熟性があらわれているというふうにもなるのではないかと思

いますが、佐高参考人のお考えになる日本の民主主義の問題点、そしてその問題点をどうクリアすることがハエの発生源をなくすということにつな

がるのか、かなり本質的な話であります。これについてお聞かせ願ひたいと思います。

○佐高参考人 私は、日本の美風というのは、ある種世界的な基準を入れてもそんなに簡単にはなくならないのだらうというふうに思っています。

よく、さまざまないわゆるグローバルスタンダードを持ち込むと日本の美風は壊れるのだといううなことをおっしゃる方がおりますけれども、私は、すべてがよいというふうには思っておりませんけれども、日本の和といううなものを中心とした美風というのは、そう簡単には壊れないだらうというふうに思っているわけですが。

それと、会社のためにというふうに言うときに、先ほど全日空の若狭さんの例を一つ象徴的な例として挙げさせてもらいましたけれども、会社のためにと言つていて、結局は若狭のためになんです。若狭のために会社のためににすりかえて、小池という総会屋をいばつてきた。そこが個人のためにというのと会社のためにというものが混同されている。あるいは上の方は、むしろそれをうまく混同するやうに持つてくるわけですね。そこところは、やはり私はきつちりとメスを入れていかないとよくならないだらうと。

ちよつと極端な話かもしれないけれども、日本には宗教がないというふうには言われるけれども、企業教というのがあるんだというふうには私は言つていいわけですね、トヨタ教であり松下教であり。その企業教というのは、ある意味ではオウム真理教より呪縛性は強いんじゃないかというううなことを、マインドコントロールといい、会社のためにこそは導師のためにだし、社宅という名のサティアンもあるなんて私は言つていいわけですね。けれども、そのぐらい強い。そこは、ですからもう少しきつちつと個といううなものの考え方を入

れていく必要があるだらう。
社歌を歌つたり、変なことをいろいろやつてい

るわけですね。毎朝社歌を歌つたりするような会社もありますけれども、そんなのが会社といううなものになじむものではないと思ひますし、そ

れと、グローバルスタンダードといううなものへの、会社制度といううなものをとっている以上、グローバルスタンダードみたいなものには少し近づくべきやらない。

ところが、ニューヨーク証券取引所というところには株式を上場している日本企業というの、今現在わずかに十社程度なんです。それがすなわちグローバルスタンダードを満たすというふうには私は考えませんけれども、一応の目安として申し上げれば、ニューヨーク証券取引所に株式を上場している企業というのは、本田とかソニーとかあるいはTDKなんかを含めてわずか十社で、金融関係では東京三菱銀行だけなんです。

証券スキヤングルの発覚前に、ニューヨーク証券取引所が日本の証券四社に、株式を公開しませんか、大きくなったのだからという形を、ウエルカムのサインを送つてきた。それに対して、日本の証券四社は断るわけですね。それは皮肉な意味で正しかったと私は言つていいのですけれども。あのときにニューヨーク証券取引所に上場していたら、証券スキヤングルが発覚して間違ひなく証券のトップはあつたとき既に逮捕されていたらうう感じがするわけですね。それをわかつていたから上場を断つたというふうにもとれるわけですね。

それで、私はあるテレビの番組で、今すぐ即効薬としてこの証券スキヤングルみたいなものをなくする方法はないのかと言われたので、改めて証券大手四社とか銀行のニューヨーク証券取引所への株式上場といううなものを勧めたい、向こうにはSECというのがついていて、FBIと連動してすぐ逮捕したりするわけですね。そのくらい厳しい。自分のところで行儀を直せないんだから、外で直してもらつたらどうだといううなことを言つたら、キャスターが声を潜めて皮肉なことを言つて、佐高さん、大蔵省も上場させてはどうでしょうということ言つたのですけれども

ね。
そのくらいやはり大蔵と、特に第一勧銀と野村

証券を含めて、金融に一番不祥事が象徴的にあらわれているというのは、大蔵省のそういうふうなものについての方が、保護という、過保護というふうなものの中で腐ってきた。そこはやはりさちつと取り除いて、取り除いても私は日本の美風というのは壊れないというふうに思っております。

○下村委員 今回の商法の改正の問題で、若手の上場企業の会社の社長さん何人かに聞いてみました。そうしますと、十五年前の商法改正で、前田参考人からお話がありましたように、大幅に総会屋等は減つてはいるけれども、しかし今回の改正によって根絶するとは思えないし、またこれは総会屋だけの問題だけでなく、やはり企業側の問題が大分あるのではないか、こういう話は言っておりました。

そういう中で、ちよつと日本も意識が、若手の経営者の中では変わってきたかなと思うのは、私を知っている範囲内の人でしか聞いていませんけれども、総会屋とのつき合いはない、かつていろいろな形でいろいろな接触的なことはあったけれども、断固として拒否をしてきたし、またあえて総会対策というのをしないことによって逆に総会屋との接点を持たなくなつたし、それは実際に、例えばきょうは法務委員会でありまされども、いろいろな委員会、予算委員会でも橋本総理が朝から晩まで、何日間も、まさに時には針のむしろのような議論の中でずっといることを考えれば、ある意味では日本の社長が、先ほどお話がありましたように、総会対策ということではなく、何時間でも、あるいは一日でも二日でも、株主総会で法に基づいた内容であればさちつと丁寧に答えるというぐらゐの誠実性を逆に企業文化として持つことが必要ではないかというふうにも思つたわけでありま。

ちよつと時間の関係で飛び飛びの質問になりますが、前田参考人にお聞かせ願いたいと思うのです。今回、この改正によってどの程度根絶できる

か。また、するために幾つかの具体的なお話がありましたけれども、その具体的な提案を含めて、それによって、先ほどの佐高参考人の話をおかりすれば、いわゆるハエの発生源を根絶することが可能か、この辺をお聞かせ願いたいと思います。○前田参考人 先ほど、総会屋の問題ではないかと、企業側の側面があるのではないかと、そういう若手の上場企業の社長の方の御発言でございますが、実は昭和五十六年改正もまさにそのことを考えまして、昭和五十六年改正商法の規定によりまして、「会社八何人二対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」とありまして、企業を対象にしてこういう禁止規定を設けた、そのついでにその利益を受けた総会屋に対する規制もした、そういうことになっておりますので、昭和五十六年改正当時から、要するに、総会屋かどうかを判断するのは企業から金を受け取つてはどうかということでございます。ますので、企業の側が総会屋に対して金を出さないようにすることを第一の目的とするということ規定されてた。その点は、先ほどの御発言の趣旨のとおりであらうというふうに思います。

それで、このたびの改正で根絶できるかということでございますが、私としては、これだけ法定刑が厳しくなる、しかも株主代表訴訟で、現在もう既に問題になっているようでありまして、社長等が民事上の損害賠償責任を追及されている、そういうことになりましたと、これからはやはりもう怖くて総会屋とのつき合いはできないという気持ちを持つてくる経営者が大部分ではなからうかというふうな期待しております。

そういう意味で、このたびの改正及びこのたびこのように事件が摘発されてこういうことが明るみにされたということによって、企業の側も、先ほど触れましたけれども、相当に反省している、もう怖くてこういうことはできないということとを直接聞いたこともありまされども、そういうこともありますので、根絶されるのではないかと

以上でございます。

○下村委員 佐高参考人にお聞かせ願いたいと思

います。先ほど、発生源をなくすために具体的な提案をされました。ニューヨーク市場にもっとどんな公開した方がいいのではないかと、あるいは、年に一度の六月の株主総会等、それぞれ企業の独自性でやつた方がいいのではないかと具体的なお話がございました。

もつと本質的なお話で、先ほど、日本の美風というのがある、それはどういふふうな形になつても、ボーダーレス化になつても変わらないのではないかとお話がございました。日本の美風というのは、ある意味では、聖徳太子からの「和を以て貴しと為す」といふふうな、そういう部分が日本の美風としてあるのではないかといふふうには思

います。そういう中で、日ごろ、佐高参考人におかれましては、舌鋒鋭くいろいろなところであらうな発言をされてはいるわけでありまして、この商法の問題だけでなく、本質的に我が国があるいは日本人が国際社会の中で、民主主義的な国際社会における共有するコンセンサスを持ちながら、さらに国際社会の中で発展をしていく。国際社会の中で日本が、日本の経済だけではありまされども、政治も含めてこれから大きく発展をさせるためには、今までの成功例は逆に今それが足かせになつては、それをどう取っ払うかということ

が、システムをどう変革するかということになつてくるわけでありまされども、具体的に、この商法だけでなく、日本人の意識だけでなく、システムをどういふ方向に転換をさせることが国際的に通用する、あるいは国際社会の中で日本の経済を、あるいは日本の政治を、あるいは文化をどう発展し、広げるということになるか。今、ある意味ではそのちよつとターニングポイント的な時代でもあるといふふうな思ふのです。

ですから、新しいそういう時代がどういふ方向に行くことが日本にとって望ましい方向であると

いふふうにお考えになつてはいるか、これについてお聞かせ願いたいと思

います。○佐高参考人 和といふふうなものがある種の日本の美風であるといふふうなことに私も異存はないのですけれども、私がニューヨーク市立大学教授の霍見芳浩さんと対談したときに、霍見さんが向こうでよく使うジョークといふのを紹介してくれまして、それは、豪華客船がやみ夜に難破して乗客が海へはうり出された。あるところでは救命ボートが一隻しかないのに、女の人と子供を乗せるといふことになる。それで、男たちが暗い海に漂つて助けを待つといふことになつた。国際化時代を反映してか、その船にはアメリカ人、イギリス人、イタリア人、ドイツ人、そして日本人の男たちが乗つてた。それぞれの国の男たちに、どうやって男だけが海に飛び込むことを納得させるか。イギリス人に対しては、ジェントルマン、紳士ならみな海に飛び込むと言はばいい。イタリア人に対しては、飛び込むと言つて飛び込む。ドイツ人に対しては、キャプテンの命令だ、船長の命令だと言え。アメリカ人に対しては、皆さんには保険がかかっていると云はばいい。と、日本人に対しては何と言ふのかといふと、日本人に対しては、ほかの皆さんはおそろいで飛び込んでいふと言つと、隣の人を突き飛ばしても飛び込む。

つまり、和といふのはそちらの方に流れる。それがパウルなんかで頭著にあらわれたわけですね。そこにどう切れ目を入れるのかということだと思ふのです。それについては、やはり生産の場と生活の場といふふうなものを切り離す。日本の場合は、社宅といふ非常にユニークといふか特殊といふか、ILO、国際労働機関は、社宅というのは社員にとつて好ましくないといふのをもう随分前から勧告しているわけだけれども、そういう生活の場まで和が持ち込まれて、ずぶずぶになつてはいるわけですね。そこに切れ目を入れるということが、私は非常に必要なんじゃないかと。だから、生活まで囲い込むという社宅みたいな形

じゃなくて、生活はやはり別だ。生活と生産は別なんだというふうに、切れ目を入れても、隣の人を突き飛ばしても飛び込む日本人のそういう性質は、そう簡単にはなくならないうというふうに思います。

○下村委員 時間が終わりましたので、以上で終了させていただきます。ありがとうございます。

○佐川委員長 上田勇君。

○上田(勇)委員 新進党の上田勇でございます。

きょうは、佐高先生、前田先生、大変お忙しい中、当委員会に御出席をいただきまして、大変貴重な御意見を承りまして、本当にありがとうございます。

きょうも新聞のトップはやはり総会屋の記事が飾っておりまして、本当にこのところ連日のように、日本の代表的な企業がこの総会屋の違法な利益供与ということで連日各種マスコミをにぎわして、日本の経済あるいは企業といったものがこまごまこうした反社会的な勢力との関係で汚染されてきたのかというのが、正直言って、私もそうでありまして、多くの国民が本当に驚き、また今、大変な不信を抱いているときじゃないかというふうに思います。

今回のこの商法改正につきましては、ただいま佐高先生、前田先生の方から御意見を伺いましたので、それにつきまして若干御質問をさせていただきます。

まず、佐高参考人にお伺いいたしますが、ただいまのお話の中で、株主総会がいわゆる集中日に一斉開催される、そうした企業はすべて総会屋と関係があるかというふうなお話がございました。これは、以前にも先生いろいろ新聞などでも同じようなことを書いておられるのを私も拝見しておりますが、確かにこの株主総会、一斉に開催される。しかも、今度のこの委員会の審議の中で出てきた議論として、株主総会は平均すると三十分にも満たない、二十何分だというのが何年も続いているというふうなことであります。これ

では、確かに少数株主というのでしょか個人株主が会社の経営に対して物申す、意見を言うというふうな場が極端に限られているという異常な形じゃないかというふうに思います。

これは、先ほどお話がありまして、日本の企業というのはよく体面を重んじるので、企業の不祥事であるとか経営者にまつわるスキャンダルであるとか、そういったものはなるべく隠そう、体面を保とうという意識が働くというふうな、そういう企業文化というのでしょか、そういう面もあると同時に、私は、日本の企業の経営というのが、少数株主、個人株主というよりも、株式の持ち合い制度があるがゆえに、実際に個人株主、少数株主に経営の発言権を与えなくてもほとんど今まで支障なく、それぞれお互いさまというふうな形で運営されてきたという面もあるんじゃないかと思うのです。

その辺、なぜここまでそういうふうな株主総会が形骸化してしまっているというふうな理由、若干御説明ありましたが、もう少し補足していただきたいのと、例えば今経団連の方なんかでもこの集中日の問題についてはいろいろ議論があるようですが、今後という方向に行くかどうか、その辺、予測というのはなんです、もしお考えがあれば御意見を伺えればというふうに思います。

○佐高参考人 御指摘のように、日本の場合には法人株主が七割ぐらい、その人たちはほとんど株主としての権限を行使していない、それで持ち合いになっているわけですね。それがあつた種の無責任社会というものを強めることになっているわけですね。

さつき前田参考人が言われました、せっかくそういう状況を打破するために株主代表訴訟というふうなものを持ち込まれたのに、経営者が今まで全く無責任に、楽ちんにやってこられたときにそういうものが出てきては自分たちはちよつと眠ていられないという形で、今それを緩めるみたいなことを言っているというのは、私は言語道断だと思ふのです。総会屋と絶縁するという決意と

株主代表訴訟を緩めろというのは、総会屋みたいなものと絶縁して厳しい経営をやるつもりがあるというのを後ろで裏切っているということなんですね。だから、皆さん方ぜひ、株主代表訴訟のあつた場合には、門前払いというふうなことを食わせるというところが当然だろうというふうに思います。

それと、経済界が経団連とか含めて絶縁するというのなら、やはり少なくともそういう副会長とかを出している企業なんかは、来年からは絶対別の日には自分とところはやるんだ、それで長時間、何時間でもやるというのを言うのが先決だと思ふのです。そうじゃなくて、ただみんなに誓わせますよというの、みんなで渡れば怖くないをまだ続けようというところで、声は高いけれども全然本当の意味の絶縁する気はないということだろうと思ひます。

私は、やはりいろいろなことを言っても、総会屋と絶縁している企業が十社くらいしかないのじゃないかと思ひますけれども、数はそれにしてもあるわけですね。そういう企業を見習つてやれないことはないだろう。それを、経団連とかなんとか、経済団体の役職に少なくともついている企業のトップならみずから範を示してやるべきじゃないか。それによつて私は、日本の会社があるいは日本人というのは、さつき申し上げましたように、隣の人間が飛び込んでいこうとするとすぐ飛び込む、銀行なんかでもそうですから、一つ変われば雪崩を打つて逆の方向に、いい方向に変わる可能性もあるというふうに思います。

○上田(勇)委員 佐高参考人にもう一つお伺いしたいのですが、総会屋となぜ企業が絶縁できないかというときの企業側の言い分がよく新聞等で紹介されていますが、一番大きな理由と言っているのが、多分身の安全が確保できないというふうな、非常に恐怖感があるというふうなことがよく言われています。

新聞を幾つか見ていますと、実際にそういう脅

迫的なことを言われたというふうな証言もありまして、またこれは、詳細についてはよくわかっておりませんが、例の阪和銀行の射殺事件であるとか、住友銀行でも支店長の同じような事件がありました。それについては全然まだ全容が解明されていないわけでありまして。

そういう中で、もちろんこれは企業側が安全の確保のための対策を講じるということも一つ重要でしよけれども、どうしてもやはり総会屋の中の多くはいわゆる暴力団との関係といったことも実際にあるというふうな警察庁のお話もありました。そういう意味では、なかなか一企業でそういう段階になると対応できない面があるのじゃないかというふうに思います。もちろん、一昨日の審議の中で、警察庁としては万全の対策を期すというふうなお話もありましたが、いろいろ新聞に出てくる企業側の意見からいって、世間の注目が集まれているときは警察がしつかりやってくれるのだけれども、ちよつとたつとなかなかやってくれないというふうなお話があります。

佐高先生、こうした企業と総会屋のかかわりについて、今までのいろいろなケースについてたくさん調査し、またいろいろな御発言をされているので、今の企業のいわゆる安全対策それから警察の対応は十分なのか、また、どういふところを改善すればもつと企業が本当に毅然としてそういう反社会的な勢力と対決できるような環境を整えられるのか、その辺、御意見があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐高参考人 阪和銀行とかあるいは住友銀行のケースは、私は、総会屋の問題とも絡みますけれども、もう少し進んだ、進んだというか退歩したというか、企業のやくざ化とやくざの企業化の問題だろうというふうに思います。その企業のやくざ化とやくざの企業化という場合に、銀行のやくざ化とやくざの銀行化がとりわけ進んだのであつて、阪和銀行の例なんか示すように、やくざに金を貸していたわけですね、阪和銀行が。それはもう銀行ではないというふうに思ふわけですね。

があったのですが、両先生ともこの株主代表訴訟の制限については慎重な御意見だというふうに承ったのですが、ぜひ最後に両先生にお願いしたいのですが、経団連がこの間コーポレート・ガバナンス特別委員会の提言というのを出されまして、監査役の強化などという点については私は全くそのとおりだと思ふのですけれども、今お話があったように、株主代表訴訟のところについて幾つか経団連の方から提案がなされています。

そういう意味で、経団連の方からなされている幾つかのポイントのうちで、これは両先生とも慎重なお立場だと思ふのですが、特にこの部分というのが、やはり制約を加えてはまずいんじゃないかというふうなところがございまして、御意見をいただければというふうに、両参考人からぜひお願いしたいと思ひます。

○佐高参考人 今、具体的に手元にないでわからないのですけれども、きょうの問題にちよつと絡めて言えば、総会屋がいなくなれば経営は健全化するのかというところ、これは別問題ですね。総会屋がいなくなることと経営の健全化というのは別問題なんであつて、残念ながら日本の企業は、総会屋がわずかに批判勢力としてある、それによつてようやくまともになっている、そういう非常に皮肉な意味があるわけですね。そうすると、総会屋をなくした場合に、経営の健全化、経営者のある種の責任を追及するというのは、まさに株主代表訴訟しかなくなるわけですね。

そういう意味では、私は今のむしろ経団連が嫌がるのがまさに必要な方だというふうに思ひます。

○前田参考人 経団連の意見の中で、株主代表訴訟の提起を制限する、かつては、少数株主権とする、発行済み株式総数の百分の三とするというふうな意見が出されておりましたが、撤回されたという事は撤回されておりますが、撤回されたという事は大変結構でございまして、そういう少数株主権とすべきではないというふうに考えます。

それからもう一つ、現在も主張されておりますのは、監査役会が株主代表訴訟を提起すべきではないと全員一致で判断した場合には株主代表訴訟を提起できない、そういう規定を設けるべきだというふうな意見を言っておるわけでありまして、そういう制限はすべきではないというふうに考えております。

○上田(勇)委員 両先生方、大変にありがとうございます。

○佐々木(秀)委員 民主党的に佐々木秀典です。

きょうは、佐高先生、前田先生、本日に御苦労さまでございます。また、貴重な御意見をちょうだいいたしましてありがとうございます。

実は、私も一昨日この委員会法務省あるいは警察などにも質問させていただいたのですけれども、きょうの先生方のお話を聞いて、本当にそうだと思うことが幾つもございました。

今、一番最後に佐高先生のお話でございましたけれども、私もこれを見てなるほどと思つたのですが、今週売り出されておりますある週刊誌が、総会屋に意見を聞いたりして、その中で、今度の法改正で総会屋たちは確かにますます生きにくくなるということを言っているのです。

それに関する不満として、自分たち総会屋がいなくなつたら、企業は不正も何もやりたい放題になる。企業の恥部について文句を言うやつがいなくなる。これは今の佐高先生のお話と関連しますけれども、ある意味じゃ、企業それぞれが一つのあしき部分を持っている、それを摘発して正すのが自分たちだという使命感みたいなものを誇張して言っているというか、そんな記事が出ておりまして、なるほどとともだと思つたのです。

しかし、それを正すのは何かというと、本当はこれは株主なのですね。あるいは、その企業に与する、それは株主だけじゃなくてさまざまな方々がいらつしやる、その方々だろうと思つたのです。

そこで、実は、今度の法改正の中には、前田参考人からも御指摘がありましたように、利益供与要求罪という新しい構成要件ができることになつております。これは、確かにこれを運用すれば摘発もしやすくなるのだらうとは思ひますけれども、ある意味では、逆にこれが、今のような真つ当な株主の権利の行使だとか消費者の皆さんとか住民の皆さんだとか、これは欠陥商品の問題もありまして、あるいは公害企業に対するさまざまな要求もあると思つたのです。あるいは、そこに働いている従業員の労働者としての権利の問題で、会社に対していろいろ言いたいことがある。その中には、経済的な要求あるいは補償請求なども含まれるかもしれない。

この構成要件を見ますと、これは、行為の主体、つまり犯罪者になる主体についての限定が必ずしもはつきりしていないわけですね。これは、おととい警察の方にも、この運用については注意してもらわないと非常に濫用されるおそれがあるんじゃないかということを言つたわけですね。警察の方では、そういうことはありません、法務省も、そういう使い方はしませんということを言っているのですが、この辺について、まず前田先生、御心配がないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○前田参考人 このたびの改正法案におきましては、該当する規定は、株主の権利行使に関し会社計算において利益を自己もしくは第三者に供与することを要求した者はこれこれの罰則に処するといふことになつておりまして、金をよこせと言つた場合に罰則の対象になるわけでございます。

したがつて、株主総会で会社の不正を暴くといふようなことは、これは絶対に利益供与要求罪の対象になるものではございません。そういうふうな株主総会においていろいろ問題点をただすといふことは、株式会社にとつてむしろ必要なことであらうというふうにも考えられまして、それがこの対象になるわけではございませんで、会社に

対して、とにかくこういう発言をしてもらいたくないなら金をよこせという、そつちの方が対象になるわけでございますので、御指摘のような心配はないと私は考えております。

○佐々木(秀)委員 佐高先生、これについてはどうですか。

○佐高参考人 私は、先ほど申し上げた社長連座制というふうなもの、一つの形を変えたものとしては、あるいは利益供与承認罪みたいな、利益供与を認めたその最終責任は社長にあるんだというふうなものを設ければいいんじゃないかという感じがいたします。

それと、最近、社員株主というのが某弁護士指導なんかによつて導入されました、要するに、株主総会の前二、三列に全部社員株主を先に入れたら、それで、株主総会が近づくと、その社員が全員で異議なしという発声練習ですという状況になつていくわけですね。そういうことをやつては株主総会の健全化というのは全く行われないわけですから、その辺のことを考えれば、利益供与要求罪よりは利益供与承認罪というふうなものを設けた方が総会屋の根絶には早いだろうというふうに思ひます。

○佐々木(秀)委員 一昨日の当委員会の質疑の中では、企業と総会屋との関係を砂糖とアリとの関係に例えて質問をされた同僚議員がおられました。砂糖がある以上、アリがたかるんだ。しかし、仮に砂糖があつたとしても、これを密封した瓶なんかに入れてしまえば、そばに來たつてアリは砂糖にくつつかないわけですね。つまり、企業と総会屋の関係というのは、御指摘がありましたように、やはりそれと関係を持つことによつて、経済的な利益だとかうまみだとか、あるいは金になるんだ、このところが絶たれれば、やつてもむだなことだといふことになつていくのだらうと思ふのです。ですから、罰則の強化というふうなことだけでなかなか根絶はできないだらう。

しかも、総会屋の手法と口というものは、その状況によつて年々々々複雑にもなつてくるし、最近の情

されているわけですね。

そういうことを考えますと、私は、やはり両先生おっしゃるように、やみくもに代表訴訟を制限するということはあるべきじゃないと思いますが、残念ながら、同僚委員の中にも、大変これを熱心に行うと、積極的に代表訴訟の制限の方向、それから、さっき前田参考人がおっしゃった監査役の問題を絡めたような制約をということを考えていらっしゃる。どうも、自民党の先生方、たくさんいらっしゃるけれども、自民党の法務部会でこのことが検討されて、場合によると、

次の通常国会に議員立法として出されるのではないかという報道もあるので、すけれども、どうかひとつ、自民党の先生方にも、きょうの両先生のお話を十分にそんたくをしていただいて、慎重に御討議をいただければありがたいと思って、おきますし、また、仮に出てきた場合には、この委員会でも私も真剣な討議をしなければならぬだろう、こんなふうに思っている次第でございます。それから、もう余り時間がなくなっておりますけれども、前田先生、先ほどの御意見の中で、この総会屋の問題というのは非常に日本に特殊なこ

となんだ、外国では余り見られないという話がございますね。

ところが、企業あるいは会社というものは、日本よりも先進国、例えばドイツ、イギリス、イタリアが早いかもしれませんが、イギリス、ドイツ、フランス、そしてアメリカが早いわけですね。それぞれの国でも、やはり暴力団もあればマフィアもあれば、企業とかかわりてつと金をもうけようなんということを考えるやからというのはいないではないと思うのに、この総会屋的な存在というのが日本特有のものだというのはどう

いうところの原因が、おありだと、あるいはどこに違いがあるとお考えになっていらっしゃると思います。

○前田参考人 私、昭和五十年代、大分前の話ですけれども、アメリカの株主と会社との関係について実態調査をしたことがございますが、そこで

は総会屋に相当するものが存在するかということ
を最大の関心事といたしました。

アメリカにも特殊な株主というのは存在しま
す。それは二組に分けられております。

一つはプロフェッショナル・シェア・ホルダー
といまして、職業的株主。有名なギルバートさ
んなんかそうなんですが、これは、一切会社か
らは金をもらっていない、自分が大金持ちで、
相続財産で十分暮らしているというタイプの
株主。ただ、正義感ないし名譽、自分の名前が
載るということがうれしいという気持ちで総会に
参加して、私も総会に参加したときにギルバート
さんが来ておられましたけれども、非常に紳士的
に発言をしております。ただ、発言が何しろ多過
ぎるといことが会社にとつては困るけれども、
しかしそれは排除できない。一切会社にお金を要
求されたことはない。それが一つのタイプ。

もう一つのタイプは、プロフェッショナル・
ヘックラーズとその当時は言っておりましたけれ
ども、うるさ型屋というのでしょうか。私が総会
に出たときもちょうど私の隣に座っておりまし
たが、これはデビースという、しかもこれは女性で
ありまして、威迫を用いて会社経営者を圧迫する
などということに到底考えられない。ただ、これ
はギルバートさんのような建設的な意見ではな
く、要するに、正当でない発言ばかりをしてい
る。

それで、そういう人たちに對してどう対応して
いるかということ聞いたのですが、大体、そうい
うヘックラーズと言われている人たちが十人ぐ
らいはいないというのです。その人たちが会
社を訪れた場合には、七十ドルから九十ドルぐ
らいでパンフレットを買うことはある、しかし、そ
れ以上のお金は絶対に払わないというふうに関
いております。

そういうことからいいたしても、日本の総会屋
とは全く違うということが言えるかと思ひます
が、私の感じでは、これは損失補てんなんかに
も共通する問題じゃなかろうかと思ひますけれ

も、恐らく、理由のないお金は一切払わないとい
うのが一つの立場ではなかろうか。もしそういう
のを払った株主代表訴訟でチェックされる。そ
ういうことがあるので、理由のないお金は払わな
いという風土ができていっているのではないかと
いうに私たちは理解しております。日本もそうい
うふうになることを心から念願する次第でござい
ます。

○佐々木(秀)委員 時間が参りましたので、終
ります。両先生、いろいろありがとうございました。
た。御示唆をいただきまして、私どもとしても十
分に拳を服膺していきたいと思っております。あ
りがとうございました。

○笹川委員長 暫時、委員長職を八代理事に交代
させていただきます。

(委員長退席、八代委員長代理着席)

○八代委員長代理 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございま
す。

佐高先生、前田先生、御苦勞さまで。

最初に、前田先生からお聞きしたいのですが、
先生から先ほど、株主代表訴訟の役割が大きい、
これを後退させてはならぬという趣旨の御発言、
私も同感であります。一昨日、当法務委員会でも
私、その問題を取り上げて質疑をいたしました。
と同時に、先生から、現在の日本の監査制度の問
題について御発言がありまして、新しくつけ加え
ることはないという御発言がありましたし、会社
ぐるみで不祥事が行われると、どんな監査制度を
つくっても役に立たないという大変深刻な御発言
もありました。

まさに今、世上大問題になっている第一勧銀の
問題、野村証券の問題、その他四大証券の問題、
すべて会社ぐるみの大変な不祥事だったわけだ
ね。ああいう問題に会社ぐるみで、企業トップが
中心になってやっている不祥事を見つけて出して正
す、そんなためにこそ監査制度はなくてはならな
いんじゃないでしょうか。

今の日本の監査制度が、特例法の制度もありま

すけれども、機能していると先生はお考えなん
でしょうか。そこをまずお聞きしたいと思うので
す。

○前田参考人 会社ぐるみで違法行為がなされる
という場合に、監査制度が役に立たない。これ
は、役に立たせるように制度をつくるということ
は非常に困難ではないかというふうに感じており
ますが、会社ぐるみであっても、監査役が頑とし
て頑張れば、摘発できるはずであります。現在の
制度のもとでも摘発しようと思えば摘発できる。
にもかかわらず、摘発されない、監査役からは何
の意見も出されないということは、やはりそれは
会社ぐるみだ。その中に監査役も含まれていると
いうことからではなかろうか。そういう問題
は、社長が意識を改めるということ、そうでな
ければ、外部からの公権力で摘発するというこ
としかないのでなかろうか。

そういう意味では、監査制度というのは、その
意味での限界というのはやむを得ないというふう
に感じております。

○木島委員 内部監査はやはり限界があると思
うのです。しかし、特例法による監査法人、監査
人会、これはやはり外部ですね、公認会計士で
すね。

今回の野村事件、第一勧銀の不祥事件ですが、
あれが表へ出た一番のきっかけは内部告発でし
た。野村証券の社員が昨年来、北海道新聞その他
の新聞紙上に出した。私も委員会に取り上げたの
ですが、彼は証券監視委員会にも長文の手紙を出
して、内部告発した。しかし、それが全部握りつ
ぶされたか、証券監視委員会は、取り上げるとこ
ろがなかった。それで、彼は雑誌にかなり詳し
い手記を載せた。それが発端となって当衆議院の
予算委員会に取り上げられ、それから表ざたに
なったんですね。

そうすると、ああいう内部告発が今日の第一勧
銀、四大証券の不祥事の出発点になったというこ
とになりますと、ああいう内部告発が、例えば外
部監査の監査人会あるいは公認会計士等に情報

きちっと流れていて、その監査人会がきっちり
した独立性を持って監査に入れば、特例法によ
りますと、いつでも監査できるという条文がある
わけですから、もつと早くこういう不祥事を摘発
することができたんじゃないか。

そういうこともつらつら考えますと、やはり今
の監査制度には欠陥があるんじゃないかと思わ
ざるを得ないので、これで完璧だというのは、
どうも私、納得できないのです。どの辺が監査制
度、問題だと。内部監査じゃなくて、特に特例法
による大企業に対する監査法人問題ですが、問題
ないとお考えでしょうか、それとも、こういう点
は何とかしたいという御知恵があったらお聞
かせ願いたいと思うのです。

○前田参考人 おっしゃることはよく理解でき
ます。

ただ、商法特例法上の会計監査人というのは
計監査に限定されておりますので、例えばこのた
びのような利益供与の問題につきましても、ど
のぐらいの金額が、無償の利益供与がなされたか
ということをチェックするのは、それは会計監査
人の会計監査の対象の範囲内でありまして、それが
違法な利益供与であるかどうかということは、こ
れは監査役の業務監査の権限になる。したがっ
て、その点を摘発するのは監査役になる。現在の
法制度としてはそういうことになるであろう。

会計監査人というのは会計に関する専門家
でございますから、それについては、会計について
監査をさせるということを現行の法律は期待して
おります。それに対して、そのような、会計も
含めまして業務一般について違法行為がなされ
ていないかどうかということ判断することを監査
役に期待しているということになるわけござい
ます。

したがって、現行制度のもとでも、監査役が違
法を摘発するということは、しようと思えばでき
ますし、その権限も十分に与えられている。そう
いう意味で、制度としては基本構造はできて
いるのではないかとこのように申し上げておる次

第でございませう。

○木島委員 私にはここに、ことしの七月二十五日に第一勧業銀行が大蔵省の処分を受ける直前に大蔵省に出した調査報告書なるものを持つてゐるわけでありませう。そこに生々しい事実も記載されておられます。

例へば、これは第一勧業がみづから表に出した文書ですが、平成六年十月に第一勧業は大蔵省の検査回避をやつた。平成六年十月に、検査時にもう既に小池嘉矩の延滞が始まつていたのです。それを解消するために、第一勧業の依頼により、大和信用が小池の延滞解消に使用された、この資金の一部が小池の延滞解消に使用された、こういうことをやつたために大蔵省の分類査定を免れた。このゆゆしい問題については、既に第一勧業の關係者は検査回避罪として略式で有罪判決が確定してゐます。

これは会計問題ですよ。こんな問題、会計士がやはり摘発できなければおかしいと思つたのですよ。大蔵省はこれでだましてしまつたかもしらぬが、監査人は見られるわけですから、これが見つけ出すことができなかった。そうすると、やはりどこかに問題があるのじゃないかと思わざるを得ないわけですよ。

私、ここにもう一つ、自民党がことしの八月十一日に出した金融不正再発防止対策特別調査会報告書なるものを持つてゐます。これを見ると、自民党の案は、監査役制度と代表訴訟を抱き合せてにしていますから、とんでもないことだと私は思ふのです。経団連もそうです。代表訴訟を後退させるのと監査役を強化するのを抱き合せてに、セツトしてゐますから、とても認めるわけにいかぬ問題でありますけれども、この自民党の調査会報告書の中に、こんなゆゆしい文章があるのですね。「不正防止については、企業の自己責任を原則に、まずもって各企業における倫理の確立、徹底が不可欠である。」これはいいのですが、この次なんです。「会計監査人が会社の会計処理の不適正を指摘したところ、会社から契約を解除さ

れる事例があつた、こういう事例を指摘してゐるのですね。

やはりこれは、残念ながら、特例法による会計監査人についても、現実の日本の企業社会の中では独立性が保障されてゐない、会社に都合の悪いことを摘発し、やろうとすると、やはりこうやつて首を切られていくということを指摘してゐるかと思ふのです。

そうすると、やはり監査制度の欠陥でありますから、もっと独立性を高めるといふようなことも改善の方向としては必要ではないかと考へるのですが、いかがでしょう。先生の御意見、簡単に結構です。

○前田参考人 会計監査人の選任、解任あるいは再任につきましては、監査役が意見を述べることができるといふ規定がございませうので、法律としては、そういう不当な解任がなされた場合には、監査役が意見を述べるといふことによつてそういう不当な解任といふのをチェックできる。そういう意味で、法律ではそういう点についても手当てはなされてゐるというふうには私は理解してゐます。ただ、それが利用されないだけだといふ点に問題があるというふうには私は考へておられます。

○木島委員 ありがとうございます。

そこで、佐高参考人にお聞きしたいのですが、制度はいいものがあるのだが利用されない、まさにそこが問題であると思ふのですね。佐高参考人から、先ほど、発生源が問題だ、発生源といふのは企業のこととおっしゃつておられるかと思ふのです。私もそのとおりだと思ふのです。参考人から、株主総会が一斉に行われることを正すことやら、社長連座制の問題やら御指摘がありました。

私はここに、ことしの八月二十六日付の読売新聞に、宮脇毅介という元警察官の幹部の方がこの問題で書いてゐる文章を見まして、「私は政・官・業にマスメディアを加えたクオオドラングル(四角形)の癒着構造こそが問題だと思ふ。」これを正さなければだめだといふことをおっしゃられ

てゐるわけでありませう。佐高先生もそういう趣旨で発生源対策といふことをおっしゃられてゐるのかなと思ひますが、発生源対策、先ほど幾つか述べられました。根本的にはほんたうなところが問題か、項目だけでも結構です。時間もうわずかになつてまいりましたが、時間の許す限り、先生の御所見をお聞かせ願へたら幸ひであります。

○佐高参考人 私は、さつきからいろいろ問題になつておりますけれども、監査役といふふうなものを選ぶ社長が、日本の場合にはほとんど独裁的な権限を持つてゐる、社長をチェックするものは何物もないといふことが大きな問題だと思ひますし、だから社長を選挙制にしるということをずつと前から言つてゐるのですけれども、そうすると、経営者たちはびくびくして、人気取りになるとかなんとか。今よりは絶対よくなることは受け合ひだ。今、ろくでもない人ばかりが経営者になつてゐるわけですから、今よりは悪くなることは絶対ないんだ。そしてまた、選挙制にした場合には、自分たち選んだ側の責任がありますから、そういうことで言つてゐるのですけれども、あるいは社長リコール制みたいなそういうものを導入しなければ、社長の横暴をチェックできないといふふうにしてゐるわけですね。

監査役といふものについて、御指摘のように、変な決断に判を押してゐるわけですから、ある人は、私の友人ですけれども、監査役といふのは資格を持つた総会屋ではないかといふふうには言つてゐた。さつき私もその辺、良識ある自民党の議員が株主総会のあれをむやみに後退させるようなことはしないといふふうには信じておりますけれども、そういう人たちは議席を持つた総会屋になつてしまふのじゃないかといふ感じがいたします。

○木島委員 最後に、社長選挙制とか社長リコール制、大変ユニークな御発想なんです。その選挙人なりリコールをする権限を持つたのはだれなんですか。株主なんですか。まさに、そうすると、株主総会がそういうことを果たしてゐる

んでしようかね、今は。どうなんでしょう、その辺。

○佐高参考人 株主総会は現在の状況ですから、社員といふことにならなすね。(木島委員「社員」といふと、会社の職員」と呼ぶ) ええ。だから、例へばそれを部長以上にするとかいろいろの方法はあると思ひますけれども、具体的に検討されてしかるべき案だといふふうには私は思つてゐます。

○木島委員 終わります。

○八代委員長代理 続きまして、保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂です。

佐高参考人に伺いたい。

以前、私、佐高さんの講演を、特に日本の企業風土、文化に絡んでお聞かせいただいたときに、とても印象に残つておりますのは、やはり社宅に絡んで、「運動会抜くなその子は課長の子」という川柳が詠まれたといふことを、社宅の女性の方からあつたといふことを聞いてゐるのですけれども、総会屋といふのも日本独特の稼業である、なかなか海外で見受けられない。

もう一つ、お話の中で、ある種の総会屋と企業の癒着構造、先ほど木島議員からのお話で、トライアングルにマスコミを加えたといふた日本のな構造、その中で伺いたいことがあるのですけれども、いわゆる官僚の不祥事といふことは、この間、一年前の厚生省の関光次官、それ以前からも多々出てきてゐるわけなんですけれども、問題だと思ひますのは、官僚の不祥事、不祥事といふか官僚OBが、例へば具体的に申し上げますと、大手サラ金の武富士の未公開株を大蔵省の元銀行局長だった徳田さんという方が譲渡を受けてゐる、そして娘の名義でこれを獲得してゐるといふことは、庶民から見れば一体何をやってゐるんだといふことになるわけですよ。

そしてまた、大蔵省の別の、これは朝日新聞にその記事があるのですけれども、未公開株を受けていた元関税局長の松尾さんという方は、「どんな仕事にも役得は付き物だ。知人に自動車の

ディーラーがいれば、車だって安く買える。それを非難するのは、役得にあずかれない人の嫉妬だ」というふうに話しているのですね。

こういった意識ということが極めて問題で、これはほとんど取崩あるいはわいという概念を在職中というふうにくくってありますので、結局はまだ罪に問われていないわけですが、日本の社会にあっては、縦関係の人間関係、必ずしも、実務をつかさどる官僚に直接働きかけるよりは、その上の上、また上、あるいはもう退職後十年、十五年たつた人に強く働きかけて経済的なそれこそ利益を供与した方が効果的だという社会構造になっているのではないかとと思うのですが、そのあたりの問題点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐高参考人 社宅の問題でユニークな川柳を披露されましたけれども、ついでにもう一つだけ申し上げておけば、「社宅では大も肩書外せない」という川柳もあります。

官僚というふうなものが非常に腐敗している、特に私は大蔵官僚が最も腐敗しているのだと思ひますけれども、銀行の腐敗というのはまさに大蔵官僚の腐敗と裏表の関係であつて、銀行があれば腐敗するについて、大蔵官僚も非常に責任がある。

テリイ伊藤という人間がまとめた「お笑い大蔵省極秘情報」の中で、匿名の大蔵官僚三人が本場に言いたい放題のことを言っているわけですね。国民の上に政治家がいて、政治家の上に大蔵官僚がいるというふうなことを放言している。その大蔵官僚を匿名のままに訴えたら、向こうの版元の弁護士は、実在する大蔵官僚で発言もそのとおりそのまま受け取ってもらつて構わないということをお断言しているわけですね。

その中で、私はきょうの法務委員会という席で一番問題だと思ひのは、大蔵官僚は、法務、検察の予算をつかさどるといふかコントロールするといふことで自分たちの支配下に治めているんだ、だから大蔵官僚は逮捕されることはないんだといふことをぬけぬけと言っているわけですね。実際、岡光何がいかにあるいは服部何がいかに、大蔵省が運輸のOBが逮捕されたけれども、大蔵省が逮捕されたという話は全くないわけですね。それは、その匿名大蔵官僚の放言を裏づけしているものだらうというふうに思ひます。

先般、今大蔵省の主計局長の浦井洋治という人が、今問題になっている泉井何がいかに再婚祝いに二十万か何かの絵をもらった。二十万といふのははつきりしていないわけですね、本人の申告だけですから。そういうことが問題になっていまして、谷広明の問題でも大蔵官僚についてはほとんどおとがめなしという感じ、単なる注意みたいなことと済んでいる。それは、自分たちが予算を通じて法務省もコントロールしているからだという発言を許しているというのには本当にゆゆしき問題で、私はこの発言をとらえても、いわば大蔵省の官房長あるいは浦井洋治何がいかに、その人もここに呼んで、法務委員がしかるべくきちんと問いただすべきではないか、そういうふうには思ひます。

○保坂委員 この一年、議員になつてから毎日新聞を見ると、一体何人逮捕されたのだからと思ひうわけですね。それは、例えば出会い頭のけんかとか衝動殺人とかいう記事もございします。しかし、ほとんどが企業あるいは官僚あるいは政治家絡みの不祥事のラッシュですよ。本当にもう四大証券事件がどのように展開して、今どういう段階なのかといふことを究明に追つて国民といふのは今何人いるのかといふふうに思ひます。

野村証券あるいは第一勧銀のときには驚いて、どうだったのだらうと関心は高まつた。しかし、これだけでも網羅的に広がつて、まさに総会屋あるいはそういうブラックマネーに汚染されている企業があるのだらうかといふときに今回の商法改正といふのが出てきたわけですから、私若干懸念いたしますのは、利益供与といふことで半年三十万といふのはいかにも軽いといふ発言を

前回いたしました。しかし、重罰化といふところだけでこの構造を断ち切ることが出来るのだらうかといふ点が、今度前田参考人の方に伺ひたいと思ひます。御指摘のとおりでございますが、罰則を重くすれば根絶できるというものではないといふふうに考えます。しかし、先ほども申し上げたこととありますが、このたびの摘発によつて企業の側といふのは反省をしているといふことは事実であるといふふうに思ひますので、こういったさらにも民事上の制裁を株主代表訴訟の提起によつて受ける可能性も現実には訴訟が提起されていることによつて出てきているわけでございます。

○前田参考人 御指摘のとおりでございますが、罰則を重くすれば根絶できるというものではないといふふうに考えます。しかし、先ほども申し上げたこととありますが、このたびの摘発によつて企業の側といふのは反省をしているといふことは事実であるといふふうに思ひますので、こういったさらにも民事上の制裁を株主代表訴訟の提起によつて受ける可能性も現実には訴訟が提起されていることによつて出てきているわけでございます。

○保坂委員 前参考人、本場に長い時間ありがとうございました。

○佐高参考人 先ほど、株主代表訴訟について自民党筋といふかそういう人たちが非常に危惧しているといふ、それで後退させようとしていといふ、勘ぐるわけではありませんが、それがもし企業献金といふふうなものが細るからといふことであれば大変に本末転倒な議論であつて、私は、やはり企業献金といふのは廃止して、政党助成法によるお金も出ているわけですから、そういうことで政治を別な形で運営するといふことがなければ、宮城県知事選挙に見られたように政党そのものを潮流が押し流していくといふふうになるだらうと。だから、企業の政治献金廃止といふのが一番大事なことだといふふうに思ひます。

○八代委員長代理 以上で午前中の参考人に対する質疑は終了いたしました。

○八代委員長代理 以上で午前中の参考人に対する質疑は終了いたしました。

午後一時より委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後一時開議

○八代委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前と同様に参考人から意見を聴取し、質疑を行うことといたします。午後の参考人として弁護士久保利英明君、財団法人日本証券経済研究所主任研究員紺谷典子君の両名の方に御出席いただいております。

○両参考人 には、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。それぞれの立場から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序及び発言について御説明申し上げます。

まず、久保利参考人、紺谷参考人の順に、各十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきますことと存じます。

○久保利参考人 久保利英明でございます。きょうは、参考人として意見を述べる機会を与えていただきまして、大変光栄に存じます。ありがとうございます。

昭和五十六年の商法改正、これは昭和五十七年の十月一日施行でございますが、ここでもなぜ総会と屋への利益供与というのは犯罪とされたのかという、もう今から十五年前の話でございますけれども、そのときのことを思い起こせば、ほとんど今と同じ状況があったのではないかと。

一方、日本の商法学者は、世界じゅうの学会に行っても相手にされない。おまえのところの株主総会というのは、社長と総務部長と総会屋が料亭でしゃんしゃんとやるとおしまいなんだろう、とても学問の対象にはならぬじゃないか、こういうことを言われて大変悲しい思いをする。ということ、まさに、経済界、学界、そして官界すべて挙げてこれを取り締まろうということで、実は商法四百九十七条ができたのではなかったかと思うわけであります。

しかし、その後、総会屋はどうなったかという
と、まさに先生方御存じのとおり、現状を迎えて
いるわけであります。総会屋というのは、本来あ
り得ない。何々屋というのは正業でありまして、

そういう点からすると、従来の利益供与禁止規定というのは、民事的にもあるいは刑事的にも十分効果を上げてこなかったのではないかと疑問が出て当然でありまして、その原因は一体どこにあるのかということを究明し、新たな立法を含めて、先生方の御検討に今なっているというふう

まず、総会屋はそれじゃ何をするのかといいますと、株主標榜暴力団でございますから、当然、標榜するものをしなければいけない。そうしますと、まず最初は、利益供与をしなければ株をつけるぞという話をします。

次に、株をつけますと、株主として権利行使をいたします。いろいろな書類の閲覧請求をいたします。例えば、一番の嫌がらせは、株主名簿の閲覧請求をいたします。株主名簿におれば名前を書きに行くぞと言って、おおむね多くの会社が代行会社、証券代行に委託しておりますけれども、そこへ行って、一名一名毎日筆記していくぞ、嫌が

出いたします。事前質問状でございますから、幾ら嫌らしいことが書いてあってもなかなか脅迫罪にはならないというふうに彼らは安心いたしましたので、ストレートの脅迫状ではありませんけれども、会社の嫌なことを羅列してこれをぶつけてきます。

総会が終わるとこれでいいかといいますと、そうでもございませんで、総会終了後に、また、議事録を見せろ、あるいは委任状を見せろ、議決権行使書面を閲覧させろと言つて会社に参ります。中には、暴力的に事後の報復を物理的に行うというやからもあります。しかも、この連中は訴訟を濫用いたしますので、決議取り消し訴訟であるとか代表訴訟というものを原告になつて提起してまいります。

しかし、その総会屋に金をやつてはいけな
い。あれほど言われているにもかかわらず、なぜ利益
供与事件というのは発生し続けるのだろうか。こ
れは、数多くの外国のマスメディアからも質問を

利用すれば、当然対価が発生します。

あるいは、自分たちは今利用していないんだけど、かつて総会屋と会社のトップが癒着をした、その過去の因習の継続として利益供与をし続けなければいけないという呪縛にとらわれている、そういう事件がありました。

総会屋と癒着をしてみましょう。もっと甚だしいのは、社内総会屋と呼ばれるように、社外の総会屋と結託をして会社をむしる、そういう存在の総務部になってしまう。

また、中には、強要とか威迫が恐ろしくてついつい総会屋の言いなりになってしまうという、いわゆる企業恐喝の被害者という形のものもございまして。

また、中には、総会が混乱することによって信

系列会社のアドバースあるいは横並びということとで、業界みんなでそろって一定の総会屋に利益供与をしよう。あるいは、中には系列の御本仕が総会屋と非常に癒着をしているので、新規上

場してくるそういう系列会社までが汚染にさらされてしまう。

最後は、トップの意気地がないから、びくびくするから、しょうがなく下の総務が何らかのことをしないとならなくなってしまう。

こんなふうには、どれがどれということではありませんが、さまざまな要因が私にはまじっているのではないだろうかというふうに思います。

それでは、一体、どういうことをしたならば再発防止ができるのだろうか。逆に、今申し上げた七つの利益供与原因というのを除去するためにはどうしたらいいのだろうかということで私見を申し上げます。

まず、総会対策。総会屋に荒らされないように頑張るためにはどうしたらいいか。

これは世の中に若干誤解があると思います。総会屋と戦うためには、丸一日でも我慢をして、トイレも行かないで、何か六時間も七時間も対決しなければいけないように誤解がありますけれども、そんな必要はありません。

本日配付させていただきしました「法化社会へ日本が変わる」という書物の七十五ページ以下に詳細書いておきましたけれども、要するに、今や総会を二時間で終えて、決して決議取り消しにもならず、何ら問題もない総会運営のやり方というものがあることが確立をしております。七十五ページから七十九ページまでいろいろ細かく書いてありますけれども、この手のやり方を、一括審議方式という形でやり、一括回答で、問題点については丁寧に説明をしましょう。こういうことをすれば、実は、これはアメリカのやり方と同じでございます。アメリカでも株主さんには丁寧に説明をするけれども、しかしすべての議案を一括して上程して、その議案について全部まとめて、何でも株主さんとコミュニケーションしましょうというのがアメリカ型のやり方でございます。

ここに書きました方式も、基本的にはこれと同じでございます。一つ一つの議案で個別に審議をしていきますと、何遍でも総会屋がいろいろな

議案で手を挙げますので、なかなか短時間で終わらない。二時間頑張れば大丈夫だという仕掛けがもうできているのだ。これをなぜちゃんと採用してやらないのだろうか、なぜびくびくして総会屋に利益供与をしてしまうのだろうか。日本じゅうの上場会社の二割から三割をちょっと超えたところはこの方式をとっておりますが、七十数%は相変わらずまだ旧態依然たるやり方をしています。これを何とか変えたい。

二番目は、経営のトップが余りにも日本の安全神話とか日本の今までのやり方というのに埋没していないだろうか。私の考えでは、八万人の暴力団がいる日本という国は、決してそんなに安全な国ではないというふうに理解をしております。

だとすれば、さまざまな企業恐喝、これは総会屋には限りません。総会屋というのはあくまでも暴力団の持ち株会社の子会社の一つのパターンであります。暴力団という持ち株会社がいっぱいある業務運営子会社を持つていて、右翼もあれば、ブラックジャーナルもあれば、産業廃棄物会社もあれば、いろいろなものがある。その中の一形態として総会屋というグループがいるわけがあります。

ですから、総会屋と戦うということは暴力団と戦うということでありまして、総会屋に負けるというところは暴力団に負けるということです。総会屋に勝つということは、逆に暴力団側からすれば、とんでもない会社だ、こういう会社はとてむじやないけれども我々は食い込めないということ、で、暴力団と絶縁するいいきっかけになるような戦いであるわけでありまして。そういう腹を据えた経営トップの心構えというのがどうしても必要なのではないだろうか。もちろん警察による警護であるとか、ボディガードであるとか、いろいろあることは必要だと思えますけれども、これは日本国が正常な形になるための必要なコストなのではないだろうかというふうに私は思います。しかも、総会屋は、彼らが一番脅迫力を持ちますのは、企業が違法な経営をしたときに、おまえ

の違法性を警察へ言うぞ、特捜部へ言うぞ、公正取引委員会に言うぞというのが実は一番強い迫力を持つていけるわけでありまして、総会屋に負けなように、暴力団に負けなようにやろうと思えば適法な経営をしていくしかない。その適法経営の大きなインセンティブになるわけでありまして、そのために、経営のトップは、戦う心と適法な経営を志す志、これが必要な時代が来ているのではないかとこのように思います。

三番目は、総務の担当セクションでございます。

この人たちも、一生懸命暴力団、総会屋と戦うことをやっていらっしゃるわけでございますが、いかんせん暴力団対策のプロではないわけですから、あくまでもサラリーマンなわけですね。

私としては、ぜひこの種の問題については民暴弁護士というものを活用すべきではないか。これについては、日本弁護士連合会も、民暴弁護士というものをできるだけ企業のために活用してほしい、密接な協力をいたしますということを会長の名前で声明も発表しておりますし、大いに役に立つと思うのでございますが、お手元の「法化社会」の本の五十六ページ以下に民暴弁護士という仕事のことをかなり詳細に書いておきました。

これをやはり企業の外へアウトソーシングという形でしなければ、一介のサラリーマンをこういう形で暴力団と最前線で戦わせるといのは気の毒ではないだろうか。また、こういう仕事をずっとやらせておけば、また本人が腐敗していくという危険もあるのではないかと。そういう点から考えますと、早く民暴弁護士というものを活用することによって、これを企業内に取り込むことも含めて、あるいはアウトソーシングでも結構でございますが、適切な対応が暴力団と総会屋にできるのではないかと。

それから、現在御審議中の利益供与罪の罰則強化、私は大いに賛成でございます。少なくとも、今の六カ月というようなことでは総会屋の方は全く痛くない。ただ、逆に、三年だというふうなこ

とになりますと、経営者の側あるいは従業員側の結構きついかもしれません。

しかし、これはもともと法律ができたときから、利益供与罪というものには、総会屋を取り締まる法律であるよりは、株主の財産というものをへんば一部の株主に渡してしまう、それが会社財産の消尽といいますか、これを使い尽くしてしまいうというものであつたわけですので、これはやはり変えられない。やる方も受ける方も同等の刑罰になるだろう。ただし、これに威迫力をもつて追ったときにはまた別だということも私にはよく理解できますので、基本的に今回の罰則強化は賛成でございます。

さらに、それにつけ加えれば、暴力団が株取得できるというのは、世界じゅうで、実は近代的な国家の中では非常に珍しいのではないだろうか。これは後で紺谷先生がおっしゃるかもしれないが、そういう問題。あるいは、ある種の暴対法の一部として、暴力団、総会屋には総会出席禁止をするというふうな対応策はできないものだろうか。そして、大きな流れからいえば、八万人の暴力団という存在が日本国を揺るがしているわけですから、やはり組織犯罪対策法というふうな切り口で何らかの対策法をつくらないことにはグローバルスタンダードからおくれているのではないかと。かというふうなことを考える次第であります。

私の持ち時間十五分、ちょうど尽きましたので、これをもって私からの最初の御説明とかえさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○八代委員長代理 ありがとうございます。

次に、紺谷参考人にお願いたします。

○紺谷参考人 日本証券経済研究所の紺谷でございます。きょうは、意見陳述のチャンスを与えてくださつて、ありがとうございます。ですけれども、私は専門家でも何でもございませんで、ずっと証券市場で仕事をしてきた人間としての直観論と

申しましようか、そういう話をさせていたくことになろうかと存じます。

この総会屋の問題に關しましては、いろいろ議論が混然してしまつてゐるところがあるかなと思ふのです。ですから、まず問題の整理が必要なのではないかと存じます。

まず、なぜ日本だけで総会屋がばつこするのかわり方、たぐさんいらいらつてゐるのですけれども、私は、どこかの国の国民が特にフェアで、ほかの国の国民が特にアンフェアだといふことは絶対あり得ないのではないと思ふのです、そういうフェアネスの問題ではないのじやないのかなと思ふのです。

例えば、日本では最近、野村とか一勘問題なんかがありまして、護送船団の金融・証券業というのが特に問題になりまして、あの場合には行政のやり方というのかなりかわつてゐたのではないかとと思ふのですけれども、それだけではなくて、結果的に、やはりその後続々と、日立が出、三菱が出といふことで、一般企業全体に蔓延してゐるといふのは、今回の海の家事件をまたなくともかなり知れ渡つたことではないかと思ふのです。

じゃ、どうしてなのかといふことなのでございませうけれども、日本では、リスクに挑戦する企業家精神といふのでしようか、そういうものを持つた方たちが経営者にならないのです。企業トップにならない。そういう特徴があるのじやないのかなと思ふわけです。

日本で、特に総会屋という形で、脅迫者といふのでしようか、が出てしまひますのは、経営者の問題といふのがあつたと思ふのです。でも、それは個々人の経営者のモラルが低いといふことではなくて、日本が高度成長期にリスクの少ない経営が可能であつたといふことです。もと

も農業国家で、仲よしこよししない、例えば水も分けてもらえないとか、それから、刈り入れ

とか田植えの時期といふのは逃すと大変らしいのですけれども、そういうときに村を挙げて協力してもらわなくては行けない。だから、村八分が怖いのだといふ村社会的な要因といふのは太古からあるやうなものでございませう。

かてて加えて、高度成長期といふのは先進国といふお手本のあるキャッチアップの時代、追いつき追い越せの時代なんですね。つまり、ミニユアルのある時代。目標が見えていて、いかに打つて一丸となつて早くそこに到達するかといふ時代でございませうから、年功序列とか終身雇用とか、いろいろ言われる日本の会社の仕組みといふのは、そういうキャッチアップ時代、高度成長期に非常に適合したあり方であつたのではないかなと思ふわけです。もともと持つてゐた、何といふのでしようか、仲よしクラブ体質といふのが高度成長期にかなり助長されたといふことがあつたのではないかなと思ふのです。

ですから、勇猛果敢にリスクにチャレンジして、フロンティアスピリットで前に進んでいくといふやうな方ではなくて、全体をよくおさめていく。特に日本は昔からトップダウンではなくてボトムアップの社会だと言われておりました、そういう意味でも、調整能力にたけた方、みんなの意見をよく聞いて、穏やかにまとめていくといふ方がトップに来てゐる。そのために、総会屋ともなかなか戦えない。どこの企業にだつたかたければこりには出るのはないかと思ふのです。

私、大学で教えておりました、学生たちが、どうして日本の経営者はこんなだめなんだ、政治家はだめなんだと偉そうに言うので、あなたさつきあそこで赤信号無視してゐたではないかと。だれだつてその場その場で、何かいいかげんにやつてゐる部分といふのでしようか、逃れてしまつてゐる部分といふのはあるのでありまして、だから、そういうときに毅然として立ち向かへばいいのだと言ふのですけれども、そうしなくてもいい人といふのでしようか、そうできない人といふのがトップに来るやうな日本の経済環境が大き

たのではないかなといふふうに思ふわけです。ですから、この問題といふのは、ある意味ではほつておいても、日本経済全体がリスクをとらなければ成長が不可能な時代に突入してありますから、日本の経営者もどんどんリスクにチャレンジしていかないと会社自体が生き残れないといふやうな状況に入つてきておられますので、会社自体の生き残りを考えましたならば、そういう経営者も選ばれないし、自然と企業体質を変えざるを得ない。必要が体質を変えていくといふやうなことがあるのではないかと思ふます。

ですから、いわゆるしゃんしゃん総会に代表されるやうな日本の経営の特質といふのはやがてはなくなるのではないかなと思つてはおりますけれども、ただそれをじつと待つてゐるといふのもばかばかしいですから、できるだけ早くそういう仕組みに転換するといふ必要はあるかと思ふのです。

ただ、もう一つここで指摘させていただきたいのは、株主総会が形骸化してゐるといふ議論なんです。それも議論の整理が必要な部分ではないかなと思ふのでございませう。

どういふことかといふと、日本でだけじゃないのです。株主総会が形骸化し、儀式化してゐるといふのはほかの国だつてそうなんです。アメリカだつてそうだし、ヨーロッパだつてそうなんです。それは当然のことではございまして、例えばNTTなんかは株主が百五十万人もいるのです。一体、どこに集まつたらいいのかといふことです。

個人株主がやつてきて、いろいろな意見を言つて、それに経営者が丁寧に答えて、そうしたならば株主総会といふのは機能を発揮し得るのか、会社の経営といふのは効率化されるのかといふと、全然そうではないはずであるにもかかわらず、何となく、個人株主を重視しなくては行けないとか、それから同じ日に総会を開くのはけしからぬとか、割合上辺の議論に終始してしまつてゐるところがあるのではないかなと思ふわけです。

ですけれども、日本の商法は、決算を閉じた後、決算期末から三カ月以内に株主総会を開きなさいと決めてゐるわけですね。幾らコンピューターアカウンティングの時代、コンピュータで会計をする時代といつても、やはりそれなりに会計報告をつくる期間といふのは必要でございませうし、それから会計監査にも数週間必要とするわけですね。それからさらに、株主総会を開く前に、何週間かとして株主の皆さんに通知しなくては行けないとか、質問をしたい方にはその期間も与えなくては行けないとか、そういうスケジュールを見ますと、かなりぎりぎりなんですね。

ここ十数年ずっと同じ日に集中してゐるといふことを、あたかも年中行事のやうに六月になりますと新聞は書き立てるのでございませうけれども、昔から一定期間に集中はしてゐたのです。それがさらに加速されたといふだけでございまして、もし集中するのが悪いといふのでしたならば、例えば三カ月以内といふのをもっと延ばしてもいいのです。現に、もつと緩やかな期間でやつてゐる国の方が多いのです。日本は、総会を開くまでの期間といふのは非常に短い方の国だと聞いております。ですから、株主総会が形骸化論といふのも、実は形骸化論自体が形骸化してゐるといふ問題があるわけではございませう。

資本主義社会のお手本といふに言われるアメリカでも、株主総会なんといふのは言つてみればお祭りみたいなものなんです。有名な経営者と一緒に写真を撮るとか、広い庭園に食べ物を出して皆さんで楽しくやるとか、あるいは、従業員株主といふのが充実してありますので、従業員のOB会みたいになつてゐるとか、そうするために年々違う場所へ、違う州で株主総会を開く会社があるとか、ほとんどお祭りとなつてゐるのです。といふわけで、本来的な各国の会社法といふのは、もつとも株主が少くないときの理念的な形で法律がつくられてゐるのでございませうけれども、今みたいに、よその国も株主が非常に、何十万とか何百万なんといふ会社も出てきてゐる時

代には、到底現実には合わない法律なんだということですね。

ですから、アメリカでさえもヨーロッパでさえも、大株主だけの株主総会みたいなものが実はかわりにございまして、そこで大事なことは決めてしまっているんですね。日本だけじゃないわけですね。当然だと思ふのです。株主総会における決議権というのは、選挙と違って一人一票ではございまして、持ち株比率に応じているのですね。たくさんのお金をした方はそれだけ発言権も強い、議決権も大きいという形になっているわけでございます。

ですから、大株主の意向で全体が決まるということは全然問題じゃないのじゃないかと思うわけなんです。でも、じゃ一方、個人株主、小口の株主は無視していいのかというと、それはまた別の問題でございまして、アメリカとかヨーロッパで株主総会がIRの場となっている。つまり、会社側から投資家に対する説明の場、懇談の場になっている。ですから、例えばビデオなんか使ったりして会社の内容を宣伝したりとか、こんな新製品ができましたと言って、食品会社だったら試食してくださいとか、日本でも一、二そういう会社が出てまいりましたけれども、そういう会になっているわけですね。

ですから、株主総会が形骸化しているとおっしゃるのだったら、現実には合わせた形で法改正をしなくちゃいけないということですね。それを一方的に経営者が悪いとか、そういう議論ももちろん経営者は悪いのですけれども、そういう議論ばかりしておりますと、どうも問題の本質を失ってしまうところがあるのではないかと思うわけですね。

ですから、企業なんというのはそもそもが生産のための仕組みなんですね。企業にモラルを要求するというのが私はそもそも間違っていると思っております。モラル高い企業はあつてほしいです、御努力いただければうれしいですけれども、でも、企業にモラルを要求して、それで議論

のけりをつけるというのはもういいかげんにした方がいいのじゃないかな。企業はモラルを持たない、それでもある程度うまくいくという仕組みをつくらなくてはいいじゃないかと思うわけですね。

ですから、マスコミも企業のモラルをすぐ問題にするのですけれども、では、マスコミというのは一切暴力に屈していないかということ、ちよつと視聴者から電話があつたというだけでも放送禁止語とか、新聞の中の禁止語なんて勝手につけて、自衛してしまっているわけですね。おたくも脅迫に屈しているのではあるまいかと言いたくなってしまう状況があるのに、人のことは随分責めるなと思ふのでございます。

それだけではなくて、総会のシーズンが近づきますと、あそここの企業の総会は荒れるぞと、何かうれしそうな感じに読み取れるような観測記事が載つたりするわけでございます。しかも、総会が終わりますと、スキャンダルが起きた企業を中心に、こころはやはり長かったというふうな、そういう記事を書くのです。だから、企業側が、長かったと取り上げられなくなつたら短くしたいという気持ちも無理からぬところがあるわけでございます。まして、マスコミ自身が加担している部分というのもあるわけですね。

でも、別にマスコミを責めたいわけではございませんで、全日本的な体質なんだということだと思ふのです。表面を取り繕う、仲よしクラブでいるというような全日本的な体質をどこかで変えていかなければいけないのではないかなと思ふのです。

モラルの問題にしてしまうもう一つの大きな問題点というのは、何か行政の怠慢を許してしまうところがあるのではないかと思ふのです。野村問題にしろ一勧問題にしろ、野村と一勧のモラルだけを問題にしておりまして、では大蔵省は何をやつていたのかという問題が消えてしまうわけですね。ですから、行政の問題もあわせてきちんとして議論しなくてはいいけないところがあると思ふ

のですね。

総会屋とか暴力団の問題について言いますと、警察は、重大な殺人事件とか傷害事件が起きていますね、企業の経営者が脅迫されたりとか、家族の生命が危険にさらされたりとか、現実には殺されてしまった方が何人かいるにもかかわらず、犯人が捕まっていないという状況があるわけですから、そちらの部分もきちんとおやりいただかなければいけないと思ふわけですね。

それから、今、総会屋と申し上げてきましたけれども、実は、先ほど申し上げたようないわゆる総会屋と言われるような人たちがいるのは、もうかなり払拭されてしまっているわけですね、お掃除されてしまっているわけですね。それで、残っているのは暴力団に近い人たちが、あるいは暴力団そのものですね。だから、暴力団の問題として実はこの問題を解決していかなければいけない。そうだとすると、商法の問題かなという気がしてくるわけでございます。

小物の総会屋というのは八二年の商法改正でかなり廃業しております。その後、暴力団のばっこする世界になつたと言われているわけなのでございまして、暴力団の問題とすれば、やはり刑法とか組織犯罪法とか、それから暴力団対策基本法ですか、そういうようなもので対処していただかなければいけないのではないかなという気がするわけですね。

ですから、私は今回の商法改正は大賛成でございまして、どうしてかという、モラルの問題にしないでコストベネフィットの問題にしないでください。企業というのはもともと利益追求主体でございますから、こんなことをやると損だぞと思はせることが本当は大事なわけでございますから、やつてしまつたときの罰則が重いということ、は非常に大事なので、その点では今回の改正も、ちよつと金額が低いのではないかなと思つておりますけれども、そういうコストベネフィットの世界にしたいだきたい。

法改正だけではなくて、法の運用という点も十

分御留意いただきたいと思います。

どうしてかと申しますと、一勧問題で、銀行法適用による告発が初めてであつたと新聞が書いておりましたけれども、ほとんど問題にならなかつたのですね。一勧のこの間の法人としての罰則というのは五十万円であつた。安いんじゃないのといつて、金丸さんのときと同じように新聞はそこを騒いだのでございましてけれども、でも、五十万円の罰金の低さというのは、日本の法体系そのものが今まで割合罰金が低いという形でして、そこがいけないというのでしたならば、今回のように法改正するとか、あるいは司法の哲学そのものを見直していかなければいけない。さつき申し上げたように、アメリカその他のように、本當に重たい罰金で、嫌というほど取つてやる。財政赤字と言われている折から、二重、三重にメリットがあるのではないかと思ふのですけれども、そちらに変えるということをしなくてはいいけない。

もう一つ、一勧問題でぜひ注目していいけなかつたのは、さつき申し上げた、五十万円の罰金の小ささよりも、大蔵省が今回、告発が初めてだつたということですね。それから、銀行法の二十七条を用いた業務停止処分も初めてだつた。では、これまで全然銀行というのは銀行法違反していないのかといつたならば、そんなことはないのございまして、大蔵省が告発義務を怠つてきたというところだと思ふのですね。そういう問題。法改正だけで済まない問題。

だとしてならば、やはりそれぞれの行政当局あるいは監督当局が任務の過怠があつたときには、それもきちつと取り締まつていただくという法改正もあわせておやりいただかないと、商法改正だけではちよつと不十分なのではないかなというふうに思ふわけでございます。

その点をどうぞよろしくとお願い申し上げます。私の陳述、少し長くなりましたが、終わらせていただきます。どうも失礼いたしました。(拍手)

〇八代委員長代理 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○八代委員長代理 これより質疑を行います。
なお、質疑者にお願いたします。

午前中にも申し上げましたが、質疑の際は、まずお答えをいただく参考人のお名前を御指名の上、質疑にお入りください。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西川公也君。

○西川(公)委員 自民党の西川公也と申します。
きょうは、久保利参考人、紺谷参考人には、こちらへお出かけくださいます、大変貴重な御意見を聞かせていただきまして、感謝を申し上げます。

実は、きょう四人の方が御意見を申し上げてくれたわけでありまして、それぞれの方々が、企業経営者のあるべき姿といえます。心構えについて、大変ニュアンスの違いがあつて、私は興味深く聞いておつたところでございます。しかし、どういふ形をやつても、この問題は起きていくわけです、現実。こういう問題を解決するにはどうすればいいか、こういう視点から聞いていきたいと思ひますが、最初に、お二方に聞いていきたいと思ひます。

きょうは、衆議院の本会議で橋本総理も、総会屋対策を全力で取り組んでいく、このような話をしてくれました。それから、きょうは政府側としまして、官房長官が、経団連の皆さん初め十二団体の皆さんのお越しをいただいて、とにかく総会屋対策を取り組んでください、こういうことをお願いしたのです。

その中で、答えがちょっと、企業側が非常におとなしい回答でありますので、心配なのであります。きょうの官房長官から三点ほどお願いをしたわけですが、行動規程を策定して頑張つてやつてくれ、さらには、情報誌購読料等総会屋に利益を供与しないように絶縁宣言をやつてくれ、あとは、警察に積極的に通報してくれないか、こういうお願いをしたのです。

経団連側の決意表明であります。絶縁に努力する、この表現でとどまつておるといふのが新聞報道に出ていました。もう少し胸を張つて言つてもらえればいいのでありますけれども、そこまで言えない、そういう立場があるんだと思ひます。
それから、きょうは経団連が理事会・評議員会緊急合同会議をやる、こういうことになつておるわけでありまして、私は企業行動憲章等もいただきまして読みましたが、全く当たり前のことでありまして、これで本当に大丈夫なのか、こういうことをさらに心配しております。
そこで、きょうの八百社に及ぶ経団連の緊急合同会議、それと昨日の、官房長官が十二団体を呼んで要請しましたけれども、これで本当に効果が上がるかと参考人のお思ひかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思ひます。
○久保利参考人 参考人の久保利でございます。上がらないと思ひます。そもそも、官房長官に言われたからとか、経団連でみんな八百社が寄り集まつてという問題ではないのであつて、一社一社のトップが、自分の会社はこれでいいのかと考へて、絶縁宣言なんかしない方がいいから、絶縁すればいいのです。宣言だとか努力だとかは意味がない話でありまして、具体的に絶縁をする、行動だけが価値があるというふうには思ひます。
○紺谷参考人 私も、何でもかきいごとの世界だろうと思ひます。野村と一勘の問題のときに、三菱も日立も、もう野村とは取引を行わないとか言つたのです。だけれども、結局、自分たちも出てきてしまったということがあつたわけでございます。

それで、今どういふことが起きているかと申しますと、証券会社が情報誌を買うのを大蔵省がやめろと行政指導しているのです。その結果、業界誌の購読を一切やめまして、という証券会社が続出してきておりまして、業界誌が非常に困つておるのです。そうじゃなくつて株式市場の低迷でお客が細つてきているところへもつてきて、もともと何分の一かに削つていた証券会社がみんな購読をやめてしまったのです。そういうのと少し違ふんじゃないかなという気がするのです。
業界誌の中には怪しいものもあるかもしれませんが、けれども、私が聞いているのはまともな業界誌でございます。個人投資家相手にすぐれて商売しているところでございます。それから、個人投資家にどんな情報が行つていのかという点をチェックする点でも、証券会社にとっては重要な情報源であるはずなんです。あるいは個人投資家のお客さんたちに配つていた、そういうものでございます。それをやめてしまつたりしているのです。

だから、何となく議論が上つ面をなでいて、そういう延長線上に今回の経団連の、今おっしゃられたこともあるのではないかなと思つております。全然本質的ではないと思つております。
○西川(公)委員 ありがとうございます。
私も予想したとおり、きれいごとで、これで総会屋対策ができるぐらいであればとくにできたと思ひます。
そこで、それではどうすればできるのだろう。久保利先生のお話を先ほど興味深く聞かせていただきました。ですけれども、先生の対策も、これであるのであれば私はいいと思ひますけれども、どこかで断ち切れればいいのでありますけれども、問題は、過去に弱みがある、弱みがあるから、その弱みを取り出すぞという部分に、先生の先ほどの再発防止対策、六項目お話しくださいましたけれども、今断ち切れれば済んでしまふ話だと思ひます。二時間方式の確立をされたから、先生の言うとおりのやれ、こうやればうまくいくよ、こういう話があつたり、経営トップの心構えだとか、こういうことでやつていけばできるのかもしれません。それでできない部分、だから、過去に何かあつた、それを表に出されるのが非常に怖い。スキャンダラスにやられる。まあ政治家も同じでありますけれども、表に出されるのは非常に怖いのです。真実でなくても三回言えば真実になりますから。

そういう意味で、今度のものを効果あらしめるためには、確かに重くはしましたけれども、先ほど経過という話もあつたわけでありまして、けれども、私は、どんなに重くしても、表に出されては困る話について責められたら、人間なかなかしのぎ切れないと思ひます。そこを解決してやる方策をとらなきゃだめだと思ひます。ですから、懲役刑を重くして五年としましても、三年でも十年でも、結局途中で、まじめな囚人だ、一年ぐらゐけてやれ、二年ぐらゐけてやれ、こういうこと出てきますと、自分の前を歩くだけで、威迫、怖さを感じまして、そういうことがありますから、断ち切るといふてもなかなかできない部分があると思ひます。

それからもう一点。収監されている人は中に入つていますから影も見えませんが、総会屋だつて仲間がいるはずですね。まして暴力団というふうな話になつてくれば、もう組織暴力団しか生き延びていけないわけですから、仲間がいいます。仲間が歩く、話しかける。これでも同じように、企業経営者の方はサラリーマン重役ですから、何とか守りたい、触れられたくない、こういうことでまた引きずり込まれる可能性もあると思ひます。
ですから、私は、仲間には及ぼす刑をこの際考へるべきだと思つておりますけれども、今度の改正は、久保利参考人といつたしましては賛成か反対か、と同時に、経過がないかどうか、さらには仲間からの影響をどう考へていったらいいか、その辺の御意見をお聞かせいただければと思ひます。
○久保利参考人 大変悩ましい問題だということでは理解しておるつもりでございますが、ポイント、打ち切るのか打ち切らないのか、打ち切らないときには、その企業はいわば企業舎弟となつて暴力団にすつと支配されていくんだということになるわけでありまして。
したがつて、スキャンダルがある、何かがある、それが怖くてすつとつながつてきた。ところ

が、では何がスキャンダルなんだという実態も実はわからず、呪縛という名のもとにこれまた隠ぺいしているわけでございますが、さぞかし何代も前の頭取の話であればもう時効も切れているかと思ひますし、一体何をそんなに恐れているのか。実はこういうことが恐ろしかったので利益供与をいたしましたという話は、三十件に及ぶ数多くの利益供与事件の中でも、いまだ明確にこのスキャンダルが恐ろしかったのでいたしたという話は聞いたことがないのです。

私は、今の先生の御心配はまことにごもっともかと思ひますが、そんなにすごいスキャンダルを、この情報化社会の中で、一部の暴力団、総会屋にお金を渡すだけで隠しておけるはずがない。必ずばれる。現に、今まで出てくる問題はすべて、総会屋の利益供与も含めて内部告発じやありませんか。という点からすれば、隠すよりあらわでございまして、そんなに必死になつて隠すことをやっても、どうせ出てしまふ。逆に、今までのケースは大した秘密はなかったのではないのかというふうにさへ思ひたい、また、思えるのではないか。

そういう点からすれば、企業舎弟となつて一生暴力団に使われる企業になるのか、一時少々スキャンダルはあるかもしれないけれども、そんなものは案々越えていくという全社挙げての戦いを組むのか、これは経営者の判断なのだ。うちはそれができないよという会社は倒産すればいい。この厳しい経済環境の中で生き延びていく価値のない会社だというふうに、厳しい言い方になりますけれども、私としては申し上げたい。

現に戦っている企業がたくさんいる中で、暴力団、総会屋に金を渡している企業は、実は戦う企業の敵なんです。そういう存在として、仲間うちと同じ経済団体に加盟しているなんて言いがた、企業の敵であり続けているのか。むしろ、それは我々の仲間ではなくて敵対なのではないかというふうにさへ思ひます。

その認識をしつかり理解されれば、それではど

ちらが得かというふうに考えたならば、どんな会社でも総会屋、暴力団とは絶縁をした方が得だということになるに違ひない。その判断ができない、あるいは、戦うとボディーガードをつけたりガードマンをつけたりしてコストが高いということと言ひますけれども、それは何も一生つけている必要はないわけであらう。一定の期間きつちりやればいいわけであらう。

それと、暴力団に一遍金を流し始めたときには、未来永劫流し続けなければいけない。そのコスト計算ができないようでは経営者と言えるのかなという疑問の点もございまして、私としては、明敏な経営者であれば必ず断絶できるし、その断絶に当たつてのコストは、適切なコストをかけて守り切れるだろう。それを日本の警察も守つていかなければ、日本国の将来はぼうぼうたる荒野である司馬遼太郎さんが言つておられますけれども、そうなるだろうというふうには思ひます。

○西川(公)委員 久保利先生の話を聞いておりますと、企業も絶縁した方が得だと思ひます。私もそう思ひます。しかし、絶縁できないから今日こういう問題がどんどん出てくるわけですね。

それで、冒頭に申し上げましたけれども、きょう、四人の参考人の方々の御意見を聞いておつて、午前中の佐高参考人でありましたけれども、今度の経団連の関係も、総会関係で九割以上は総会屋と何らかのつながりがあるのじゃないか、こういうような意見も述べていました。出てくるのは氷山の一角で、掘れば掘るほど出てくる、こういうことではないか、こういう分析をしていました。

それで、両参考人にお聞きしたいと思ひますが、そのとき私も思つたのでありますが、確かに総会屋が千人程度いるとしても、その人たちの勢力分散ということからすれば、同じ日、同じ時刻に総会をやつた方がいと思ひます。しかし、同じ日にやるのは後ろめたいところがあつて、軽く逃れた方がいいという気持ちがあるのじゃないか、このような話もしていましたが、私は、集中

しても決して悪いことではない、こう思つています。

そこで、問題は、企業が本当に総会屋と結びつきがあるかどうかかわかりませんけれども、掘れば掘るほど、調べれば調べるほど出てくるということであれば、この際、警察なり検察なりに上申書を出していただいて、私のところは総会屋と関係があります、お金は送つております、こういうことをやつておりますけれども、公表されてもぜひここで断ち切りたいのでありますけれども、その方法をとれませんかと。こんな方式をとつて、隠しておくような本当に悪いやつはどつちにしても出てきませんから、出てくるやつだけここで断ち切るような方式で上申書方式、あるいはまた両参考人が考えるような方式で断ち切る方式等の考えがあれば、お二方にお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○久保利参考人 後の方の御質問から申し上げますと、いわば上申書方式、ある種の徳政令かもしれませんけれども、私としては、法律家の端くれでございまして、法のものとの平等とかいろいろ考えますと、しかも、現実に総会屋と戦つて血を流して、それでも切つてきた人たちがたくさんいる中で、一片の上申書を出して、言つたら許してあげるよというものが果たして適切かどうかという点で、やや疑問なしとしないというのが率直なところでございまして。

それから、集中日の問題につきましては、お説のとおり、そういう形でガードを固めていこうという指導が、当初、確かにございました。しかし、考えてみれば、現在総会屋としてリスティングされている者はせいぜい千名。日本じゅうの上場会社が二千五百社、店頭公開を入れて三千。その三千社のうちの八割が大体三月決算。そうすると、二千数百社が六月の幾日に総会を開く。幾ら何でもこれはちよつと過剰防衛過ぎやしないか。六月の下旬になるというのはわかります。来年は集中日が二十六日であるとか二十九日であるとか、もう既にささやかれているわけであらうか、

いますけれども、とにかくそのあたりの三日、四日にばらばらと、それこそお得意の業界別でも結構でございますから、少しそのあたりのばらばらとばらけておやりになる、それで十分だ。いかに今の集中度は過大過ぎるという感じがいたします。

先ほど私、答弁漏れいたしましたけれども、仲間がいる、その総会屋の仲間に対する連座とか、あるいは共犯関係でくるというふうなことはどうかということもございまして、それはむしろ、私としては、この法律の問題、この射程距離ではなくて、やはり組織犯罪に対する対策の中でそれらの問題は解決されていくべきではなからうかという感じがいたしております。

以上でございます。

○紺谷参考人 私は、総会屋も暴力団も、根絶やしにすることなんて絶対不可能だと思ひます。それはもうありとあらゆることについて言えることではないでしょうか。ですから、社会としてどの程度まで容認できるかということをやまず議論しなくてはいけないのです。

今みたいに、海の家の人などのぐらいいかよくわかりませんけれども、せいぜい年間数十万円とか、そんなところまで摘発して、何か物すごい極悪人であるかのようにわあつと写真入りで報道して、交通安全週間のときのおまわりさんみたいななと思つたりするのでございまして、数を挙げればいいというものではないのです。だから、その点のバランスというのを見失うということの方がむしろ怖いのではないかと思ひますから、全体としてどこをどの辺までやるのか、そのためにはどういう法体系とか仕組みをつくらなければならないという議論をすべきだと思ひます。小さな総会屋みたいなものはほうつておいたつてもうなくなると思ひます。それから、大きな暴力団はちよつとやそつとのことでは絶対なくせなと思ひます。ですから、その辺もきちつと踏まえて、現実的な議論が必要なのかなと思つております。

○八代委員長代理 時間になります。
○西川(公)委員 そそろ時間が。もう一問ぐら
いしか聞けません。

今、海の家が出ましたが、千人の人が生活
をする総会屋、一人二千万の収入ですと二百億、
そういうことですね。これはもう大変な話ですか
ら、もともととあると思うのです。

それで、一勘あるいは証券業で出てきたのは直
球が出てきた。海の家がカーブだと私は思うので
す。それからフォークボールもあるし、シュート
ボールもある。まだまだ形を変えた利益供与はあ
ると私は思うのです。ただ、どの辺で打ちどめる
かというのは今のバランスの問題だ、こういうこ
とで理解をしておきたいと思っています。

そこで、天下りの問題ですけれども、警察も実
は、野村も第一勧銀も山一も日興も松坂屋も三菱
重工も三菱電機も三菱地所も日立製作所も日立金
属も、仄聞するところ、天下りが行っている、こ
う受けとめています。

日本は、天下りは、国家公務員法百三条の二項
で、私企業から隔離する、こういう話で来ている
のです。しかし、今、民間から大学の教授にな
れるような法改正をしてきているわけでありまし
て、余り制限すると、結局、外郭団体をどうどん
つくっていった天下り先を見つければ、こういうこ
とになりますので、発想を変えて、アメリカは大
分敷いようですけれども、イギリスのように、
幾ら市民運動が起ころうと、このぐらいいで
天下りも認めてやると、警察の方々ぜひ、勇気が
あって総会屋対策、こればかりではありませんけ
れども、企業が世界の立場で耐え得るような形で
協力できる、こういうことになればいいわけで
あります。

天下り論は、私は大賛成なのですけれども、西
参考人、どう考えるか、最後に一言ずつで結構で
ございますので、お願いします。

○久保利参考人 余り役に立っていないのではな
いかというところが一つあるだろう。役に立つので
あれば、天下り、結構だと思えます。

○紺谷参考人 警察の方が役に立っているかどう
かは存じませんが、大蔵省について言わせていた
だきますと、大蔵省の方が天下った銀行はどつと
れているというデータがはっきりございますので、
私は賛成できません。

○西川(公)委員 大変貴重な御意見、ありがとう
ございました。
○八代委員長代理 続きまして、上田君。
○上田(勇)委員 きょうは久保利参考人、紺谷参
考人、大変お忙しい中御出席をいただきまして、
また貴重な御意見を拝聴させていただきました。ま
た本場にありがとうございました。

きょうは午前中から参考人にいろいろな御意見
を伺う機会がありまして、本場にこの総会屋絡み
の問題というものは、きょうも新聞の一面を飾つて
いましたけれども、もう連日、今最も報道されて
いる、日本における最も脚光を浴びているという
のでしようか、最も関心を集めている社会の問題
であるというふうに思います。

最初に、久保利先生にお伺いをいたします。
久保利先生、いろいろな総会屋の問題につきま
して大変これまで長年の取り組みがありまして、
いろいろところで、新聞紙上でも御意見をいろ
いろと拝聴させていただいておりますけれども、
まず、きょう先生のお話を聞くと、何であんなに
多くの企業が、またその中でも幾つかの例、例え
ば第一勧銀なんというのは百億を超えるような利
益提供をする、その原因というのは何なんだろう
かという、本場にわからなくなってしまう感じ
がしますし、きょうの先生のお話を聞くと、余
計、何でそんな理由があるのだろうかということ
が全くわからなくなってしまうわけでありまして、
よく新聞報道などで、これは会社側の言い分と
して出てくるのが、担当役員や総務の担当者、
やはり総会屋が暴力団を背景に持っているという
ことの中で、脅迫される、やはり身の安全の確保
が大変難しい。警察も世間の注意が非常に集まっ
ているときには一生懸命やってくれるのだけれど
も、しばらくするとほったらかしにされてしま

う、そのときどうするのだというような、これは
企業側の言い分として、そういう発言がよく載っ
ております。
そこで、この問題、久保利先生は具体的な事例
にも携わってこられたと思うのですが、では、い
ざ毅然として対峙しようとしたときに、これは企
業の努力もあると思いますし、また、暴力団絡み
ということになれば企業だけでは対応できない、
警察の力も必要があると思うのですが、この辺、
安全確保という意味で、現状、十分な対策が講じ
られているのか。また、不足するような点があっ
たら、どういう点を改善していけばいいのか。こ
れは、企業側、また行政、警察も含めて、御意見
があればお伺いしたいと思います。

○久保利参考人 暴力団等による脅迫、身の安全
の問題でございしますが、一つは、身の安全が心配
になるようなケースであればあるほど被害者が深
かったということだと思っております。非常に巨額
の金がある会社から出ているときに、その金を打
ち切るということによる被害というのは、被害と
いうのは大変言い方でございますが、暴力団側、
総会屋側のダメージというのは非常に大きいわけ
ですから、これを何とかつなぎとめようと思つて
さまざまな暴力的な言動を行う。逆に、金額が少
ないものであれば、それほど一生懸命になつてし
みつかなくともというところがあると思うので
す。逆に言えば、身の安全が心配になるくらい危
険な状況であるならば、際限ない金をこれからも
むしり取られ続けなければいけないということの
証左であると思ふのです。

したがって、そのためには徹底したガードと徹
底した警察当局による御協力が必要なのでござ
いますけれども、それはある意味でいうと、今ま
での経営トップの責任なんだということであれ
ば、第一勧銀の新頭取が、一命をかけても、命を
かけてもやるといふふうにかつておっしゃいまし
たけれども、まさに命をかけてもやる価値のある
ことなのではないか。私は、単純に殺されてしま
えと言っているわけではありませぬけれども、少

なくともそれだけの金をやみ世界に流し続けた責
任はだれかがどこかでとらなければならぬとい
う覚悟を決めた上で、しかしガードを固めながら
やっていかざるを得ない、そういうことなんだろ
う。それだけの巨額の金を流しておきながら、何
にもなくて、警察が守ってくれないからおれはや
らないというの本末転倒でありまして、やるこ
とに決める、しかし守りは一生懸命やりましょ
うということが本筋ではないだろうか。

私は、一つあえて提言するとすれば、日本でポ
ディイガードという制度がなぜないのだと。敵は
チャカを持っている、盗賊もやっている、何でも
やっているのに、こちらは警察以外、だれもピス
トルを持っている。せいぜい携帯警棒が何かを持
つて、飛び道具は持てないのですから、クロス
ボーが何かを持てて戦うしかない。そういう武器
不平等の状況で、かつ、ポディイガードというの
がない。私立探偵もいない。アメリカの探偵小
説を読むと、ロバート・B・パーカーの小説なん
かでホークという強い探偵が出てきて守ってくれ
る。ああいうのが日本にもおたらどんなにか頼
もしいかという感じがするわけですが、これはす
べて警察にしかお願いができない。このあたりが
一つ問題なのかなと。

今回の法案とはちよつと関係がありませんけれ
ども、そういうことを含めて、ガードマンという
のはウオッチ・アンド・アウェイでございます
で、見たら通報して逃げてしまふのですから余り
役に立たないという点で、ポディイガード制度と
いうのは検討に値するものではないだろうかとい
う感じはしております。

とにかく、身の安全は守りつつ、しかし安全が
第一なのではなくて、やみ世界と切ることが大事
なのだという原点をしつかりわきまえる経営者に
頑張ってもらいたいという言いようがないと思
います。大変悩ましい問題ではあります。

以上です。
○上田(勇)委員 もう一つ、この問題を考えてと
きに、例えば第一勧銀では百億円を超えるような

利益供与がある。これはまさに経営者個人が株主のものである会社を全く私物化している。しかもそれは、もう全く個人の利益のために、そういう公開されている企業が、しかも違法な行為のもとに行っているということがあるが、これは非常に重大なことであるわけである。同時に、何で日本を代表するような大銀行において、個人なのか、経営陣かもしれないが、その独断専行でそういうようなことが可能だったのか。何でそんなチェックシステムすらないのかというのが一つ大きな疑問になります。

同時に、制度的には、企業の意味決定をするときには取締役会がありますし、監視する意味での監査役という制度もあります。いずれも何も機能していないのか。これが、先ほどおっしゃったように少額の問題であれば、それはわからないでしょう。しかし、これはわからないというような数字ではありませんので、この辺、こうした取締役会、監査役という制度がありながら、結果的には会社が多大な損失を与える行為がまかり通ったというのには、制度的な欠陥があるのか、またその辺をどういうふうに変えたいのか、引き続き御意見をいただければというふうに思います。お二人からお願ひいたします。

○久保利孝 各社ともいろいろなチェックシステムを持っているわけですが、トップの違法行為、社長、頭取がみずから発案をし、あるいは非常に中核的に絡んだ、そのトップの犯罪行為に対していかなる管理システムが有効なのかということは大変難しいと思っております。監査役機能もあるいは取締役同士のチェック機能も、現実にはほとんど働いていないというのが実情だと思います。

それでは、これをどういうシステムにしたならば防げるのかというところは、コーポレートガバナンスの非常に重要なポイントだと思いますけれども、まず一つは、だれがトップを見張るのか、見張る係はだれなんだと。日本のシステムでは監査役がこれを見張るということになっていますが、

今の日本の監査役の質、量ともに、かつ、人事権まで取締役会に押さえられている監査役にそれだけの期待ができるだろうか。今、さまざまな立法案も出ておりますし、大きく変わろうとしておりますけれども、現状ではとても無理だったろうと。そうだとすると、何が機能するのか。アメリカでは、基本的にコンプライアンス・プログラムをつくり、そのオフィサーを各セクションに配置し、しかも場合によると密告者を、むしろ密告推進制度と言われるような制度までつくって、トップが悪いことをしたときにそれがボードにちゃんと入ってくるような仕組みまでつくっておりますが、日本は性善説に立っているものでございまして、そこまでのシステムはない。だけれども、私としては、そろそろ日本も、従業員に対してはまた経営者に対しては、性悪説に立つチェックコントロールシステムをつくらなければならない時期に来たかというのを今回の事件は示しているのではないかなというふうに思います。

したがって、今のチェックシステムが十分だったかということであれば、不十分であった。それではいかなるシステムが有効なのかということについては、明快な回答はないけれども、これについて先進的に進んでいるアメリカ、欧米の制度というものを学ぶ中から日本的なシステムを考えていくしかないのではないだろうかというふうに考えているところでございます。

○紺谷孝孝 非常に難しい問題かなと思いますけれども、今までの日本がどうしてそういうチェック機能を持たなかったかという、必要がなかったからだと思います。

一つは、行政の立場というのがある。例えば、野村にしろ一勧にしろ、表ざたにしないで済んだのでした。例えば、金融検査、証券検査が入りまして不正行為を見つけても、それは大蔵省が情報を知りたいし、世の中に発表しないわけですから、それで、担当役員の首を切って自分が天下って行くとか、場合によっては、天下りしないまでも、例えば某銀行が合併要請を断つたなら

ば、その銀行のこれまでの不正行為が少しづつ大蔵省からリークされたとか、そういううわさは数々あるわけですね。つまり、金融検査にしろ証券検査にしろ、さまざまな検査体制が、企業の効率的な経営とかあるいは国民経済に資するためにはきちっと行われていなくて、ただ単に大蔵省の行政がやりやすいというように形だけ使われてこなかったという行政上の問題というのが非常に大きいのではないかと思います。

それから、日本のコーポレートガバナンスというのでしようか、効率性という観点から考えてみますと、私は、日本の企業にもそれなりの効率性はあったと思います。そうでなければ、どうして世界の奇跡と言われた日本の高度成長が達成可能であったのかと思うのです。よく、株式持ち合いか系列だとか企業集団とか、そういうものは非常に日本固有のもので、そのために日本の経営が非効率になっているというふうに指摘されるのをごさいますけれども、私はそれは間違っているのと思います。株式持ち合いの中で効率化というのが、アメリカとかイギリスとは違う形で進められてきたと思っております。

一つ例を申し上げますと、例えば三越の事件というのがありましたけれども、社長が非常に困ったことをしている、目に余るぞという段階になりましたと、三井グループの総帥が割って入って、それで社長の首を切るというようなことがあったわけでございます。それから、この長引く不況の中でも、さまざまな企業のトップ交代が進んでおりますけれども、それもやはり企業集団の中で行われているのです。

株式持ち合いをするということは、資本のつながりを通して、一連託生といいますが、運命共同体になるということでございます。グループの中で経営が非効率で沈むところが出てきますと、当然ほかの企業も引っぱられてしまうわけでございますから、自分の利益を考えたってほうっておくわけがないのです。ただ、市場の株価とかあるいは株主の交代とか、あるいはM&Aとか、

そういうような形で経営の効率化というのは進められてこなかったかもしれないけれども、むしろ株式の持ち合いを通して進められてきたというふうには思っております。それから、株式の持ち合いが日本固有の現象かという、それも違っていると思います。

よく最近、アメリカとかイギリスの銀行が資本提携と出ますね。資本提携というのは株式持ち合いのことでございます。あちらでは、企業が持っている株式というのは初めから株式分布状況にあらわさないのである。だから、法人保有の株式というのは消えてしまっているのをごさいますけれども、持ち株会社があるという一事を考えていただいても、法人企業、企業が株を持っているのをごさいます。しかも、日本の場合は持ち株会社が認められてこなかったわけですから、何らかの形で資本提携をしようと思ったならば、相互に株式を持ち合うという方法しかないわけですね。しかも日本は、アメリカ、イギリスと違って、極めて長期的な関係を重視して経営を行ってきた国だというふうには言われているわけですね。そうしますと、なおのこと資本提携という必要は出てまいります。

それは当たり前のことなのでございまして、業務提携をして、お互いに秘密をリークし合ったときに、担保がなかったら不安でしょうがないのです。いろいろな秘密を打ち明けて、その後裏切られたら困ってしまいますから。ですから、資本提携なんというのは企業の戦略として当然あり得ることです。どこの国の企業も使っているということ。株式持ち合いが日本固有のやり方で非常に不透明で非効率だというのは、日米構造協議を初めとして諸外国が日本の経営に文句をつけるの、ためにする議論でありまして、それに識者やマスコミが乗っかっているだけというところであらうと思います。

ただ、そういう日本経営のあり方というのが、これまではいろいろな意味でいい面も持ってきたのだけれども、これからの日本にとってもいいや

り方かどうかというのはまた別の議論があるか
と思います。つまり、リスクをとって進んでい
かなければいけない。リスクをとるためには、個
々の現場での決断というのが大事になりますし、長
期的な関係を維持するような安定的な経済情勢に
もないわけではございませんから、そういう意味で変
わらざるを得ないと思います。私は、法律という
のはまあ一種の網の目のなかでございまして、こ
れども、ざるは幾ら目を細かくしたって水はこぼれ
てしまうということではございまして、しよせん限
界はあるかと思っております。

そんなことよりも、先ほど申し上げました
けれども、必要がそういう形をつくっていくと思
っております。効率化の面からあるいは違法の
面からも、そうでなければコストの高い社会が
やっていくわけでは、八二年までは商法上総会
屋とのつき合いというのが罪ではなかったの
で、八二年以降は利益供与は罪になりましたけ
れども、でも、トップが関与していたと明らか
にわかっていくにもかかわらず、逮捕がトップに
及ばなかったわけでは、証券会社が出てきて、株
屋だったならば捕まえやすいぞかとはわかれ
ませんけれども、ともかくトップに及んだとい
うことですから、初めて日本の企業はそのリス
クの大きさ、コストの大きさを認識したのだと思
うですね。

そういう意味では、これからでございます。や
はり一歩前進したのです。そういうようなコス
ト感覚あるいは利益感覚というのが自然に変え
ていくのかなと思っております。

そうではなくて、外側からの何らかの力とか法
律をぎりぎり厳しく細かくやっていけばいいとい
う問題ではなくて、法の目を細かくし過ぎる別
の弊害というの一方でも出てくる可能性もござ
いますので、その辺の現実的な議論をお願いいた
し申し上げましたのはそこでございます。むしろ、
日本の企業がリスクをとりやすくなるようなさ
まざまの形、ですから商法だけではなくて、例え

労働関係、雇用関係にしろ何にしろ、リスクを
テークしなかったならば企業が成長できないとい
う、そういう状況に見合ったシステムの改革とい
うのでしようか、そういうことを周知から少し
づつ変えていく、そういういろいろな足で支えて
やるといことが重要であろうと思っております。

〔八代委員長代理退席、委員長着席〕

○上田(勇)委員 また、岡先生にお伺いしたい
のですが、今もそうなのですが、先ほど紺谷先生
の方から、最初のお話の中で、企業にモラルを求
めるといのはむしろ不自然なものであつてとい
うような話がありました。これは利潤を追求する企
業において、その辺のモラルと利潤とのバランス
をとって行っているというところはよくわかります
けれども、ただ今回のこの一連の総会屋の問題とい
うのは、単なる商慣行の問題であるとか、あるい
はちよつとずるいとか、そういうことではなく
て、岡先生方おっしゃっているように、これは暴
力団と絡んでいる反社会的な勢力との関係なわけ
ですね。

では、それをコストベネフィットで考えるとい
うのは、私は、むしろそれはちよつと開き直りな
のではないかなというので、先ほどの紺谷先生の
御意見にはちよつと違和感を感じたことは正直
言つて申し上げます。というのは、これは社会に
対する負担を企業は何か外部経済みたいな形で追
いやつておいた上で、その中でだけでコスト計
算をやつて、それでブレイクイーブンすれば事済
むというようなことでは、これはむしろ何か公害
を垂れ流している工場と同じようなことになつて
しまふのではないかなという感じがいた
しました。

そこで、もちろんこれはモラルだけで解決でき
る問題ではないと思います。当然そういうメリッ
トがなければいけないことだといふふうに思いま
す。ただし、法治国家において法律を守るとい
うのは最低限のモラルだと思ふのです。その辺は非
常に悩ましい部分なのかもしれないが、これがこ
ういう反社会的な勢力、これは企業経営の問

題だけではなくて、日本の社会を安全で公正な社
会にしていくという意味で、やはりできるだけ排
除していかねばいけないという意味におい
て、これからいろいろな対策を立てていかなけれ
ばいけないのですが、モラルの面それから制度上
の問題、そういったもの等がいろいろ絡んでくる
と思うのですけれども、若干抽象的な質問になつ
てしまつてちよつと申しわけないのですけれど
も、その辺の御見解というのでしよつか御感想を
最後にお伺いして、終わりたいと思ひます。

○久保利参考人 私は、この問題はモラルの問題
だと思つておりません。モラルという名前が
だけである。これは犯罪行為であります。少なく
とも、一九八二年以前は別といたしまして、それ
はモラルの問題であつたかもしれません、しかし
それ以降は明らかに違法行為でありまして、犯
罪行為であります。まさに上田先生おっしゃる
とおり、反社会的集団と癒着した、そういう犯罪行
為といふものをモラルの問題として片づけよう
とする方がおかしい。したがつて、これは犯罪行為
という違法性の問題だというのが一つ。

二番目は、日本国民といふ者が日本国経営者
といふものは、日本に生きていく者のプライドの問
題だといふふうに実は考えております。

例えば、「ビジネススウィーク」といふ雑誌が、
有力なアメリカの経済誌でございすけれども、
確かにこの雑誌は日本たきをするので有名な雑
誌でございすけれども、その雑誌の中で、野
村・一動事件が出た出だしのころに、コラプショ
ン、腐敗といふのは日本の風土病であるといふ言
ひ方で書かれました。まさにコラプション・イ
ズ・エンデミック、風土病だ、そういう風土に日
本はいるのだといふことをさんざん書かれました。
これは三月二十四日号に書かれたのですが、
七月二十一日号にはとうとう「ブラックメール」
といふ名前のカバーストーリーになりました。日
本の日の丸の旗を後ろにして札束をやくざに渡し
ている経営者の顔が出てくる。これは四ページに

わたつて、さまざまな角度から、日本の暴力団が
日本の経済界にいかなる影響力を持つてい
るかという記事でございました。

そういう反社会的集団が日本において非常に強
い力を持つていけるというのは、日本国あるいは日
本人として、海外で勤務している人たちにとつて
みれば大変なダメージだ。その意味では、やはり
単なるモラルではなくて、日本人のプライドの問
題でもあるのではないかと。

そして、もう一つが経済的ダメージの問題であ
りまして、これを最も有効にやりますのは代表訴
訟だ。総会屋に対する利益供与といふものは
特に準用規定等を設けて代表訴訟の適用を受
ける。経営者が総会屋に利益供与をした場合に
は、そのお金を戻すために会社の株主は会社に成
りかわつて返還請求訴訟ができるという規定に
なつておりました。その意味では、総会屋に利益
供与をした役員は代表訴訟によつて、そのお金を
取り戻さない場合には破産をするかもしれない
という危険を持つていけるわけでありす。決してモ
ラルではありません。

そういう点で、民事上も刑事上もプライド上も
大変なダメージを日本あるいは日本人に与える。
こういう行為といふものをモラルだとか倫理とい
うことでもむしろ糊塗しようとする方が私は誤り
であらう。今先生がおっしゃったとおり、大変重
要な問題なんだといふことを腹に据えてからな
ければいけない問題だといふふうに私は理解して
おります。

○紺谷参考人 私は、さつきちよつと申し上げた
意味が違ふかなと思つて、訂正させていただきます
と思ひます。

私はモラルは大事だと思つておりますけれど
も、モラルは他人に求めてもせんないことだと思
つていけることでもあります。まして行政とか監
督、警察の立場がモラルを言挙げしてそれで
おしまひにするといふことは絶対あつてはならな
いことだと思つております。
ですから、企業がモラルを持たなくていいと申

し上げているわけではなくて、企業がモラルを持たなくてはならない程度大丈夫なようなルールをつくらなくてはならない。つまり、モラルのルール化ということではない。つまり、モラル違反を行なったならば、それが刑罰となつて、コストとなつて、自分の利益を損なうという形ではね返ってくるような形にしないといけないということをお願いする。上げたわけでもないし、ちょっとその辺、誤解があったかもしれないと思いますが、訂正させていただきます。ありがとうございます。

○上田勇委員 どうもありがとうございます。

○笹川委員長 北村哲男君。
○北村哲男委員 民主党の北村でございますが、阿参考人の先生方、きょうはどうも御苦勞さまでございます。ありがとうございます。

私は、まず紺谷参考人にお伺いしたいと思ひます。

今ちょうどおっしゃったことなんですけれども、私は先生の、企業は聖人君子ではないからモラルを求めるのは無理であつて、社会として抑止力を求めるならば刑罰を整備すべきであるという考えは全く同感でございます。

そこで、先ほど、今回は少し軽過ぎるのではないかと御感想を述べられましたけれども、今回は、今まで六カ月以下の懲役として三十万円以下の罰金であつたのを、懲役は三年に延ばし、そして三百万円にあつたというところについて、いろいろとアメリカの例なんか御存じと思ひますけれども、一体どのくらいならば先生のおっしゃるコストベネフィットに当たるのか。そして、その刑罰の重さ、もう一つのコストというのは一体どういうものをお考えなのか、その二点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○紺谷参考人 幾らぐらいが適切かというのはわからないのでございますけれども、でも、その職にあつて得ていた報酬を上限とするぐらいであつてもいいのかなという気はいたしてあります。それから、今回みたいに組織ぐるみであると

いうことが明らか場合には、法人としての罰則というのがあつてもいいのかなというふうに思ひます。

モラルに関しては、よく、馬を水飲み場に連れていくことはできても飲ませられないといひますね。それと全く同じなんではないかと思ひます。モラルを言う人たちのいうのはむしろそういう議論をこまかしてという久保利さんからの御発言がございまして、私は、だれがこまかしてあるかということ言えば、企業ではなくて、監督責任のあつた監督当局であらうというふうに思つております。

野村や一勲の問題に関しましては、企業のモラルだけをしかつて済ませる問題ではない。監督当局は何をしてたのかという問題こそ追及しなくてはならないです。次から次へといういろんな企業が出てきたとしたら、それは構造問題なんであつて、もっと早くにルール改定に取り組まなくてはならないものを、そういう問題があつたということ自体を公表せずに済ませてきた問題というのがあるかと思ふのです。

前に、よくこういう例を使つていたのだといひます。地下鉄東西線では通つておりました、いすが七人がけなんです。だけれども、足を広げて五人ぐらひでかけている方が多くて、最初は、これは七人がけですというステッカーを張つたのですけれども、全然効かない。その次に、七人分に分けて模様をつけたのですけれども、座つてしまえば見えませんよ。その次に、今度は白雪姫と七人の小人のポスターをつくりまして、七人仲よく座りなさいと白雪姫がしかつていて、ポスターを張つたのです。それでも効き目がなくて、最後にどうなつたかと申しますと、お尻の部分と背中部分の部分がくばみがついてシートをつくつたのです。ですから、二人分使おうとするところまで座りつらいつたのです。

多少窮屈でも一人分のところにかけたのが一番居心地がいいという状態ができたわけです。その後、ちょっといすが古くなって、また柔らかく

なつてきてしまいましたから、だめなんですけれども、それが規制というものの一番望ましい形というのでしようか、私が先ほどから当人のコストベネフィット、当人がそうした方が利益なんだと思ふような形に誘導するのが最も望ましいルールではないのかなというふうに思つております。

○北村(哲)委員 大変素晴らしい御示唆をありがとうございます。

それに引き続きですけれども、紺谷先生が九七年三月二十七日付の東京新聞に、ちょうど野村に強制捜査が入つたときに、小論文を書いておられまして、まさに監督責任の問題で、証券監視委員会の責任は重いということを言つておられます。すなわちここには、

野村証券の責任は重大だが、それ以上に監視委員会の責任が重い。こうした不正取引は、欧米の証券会社でも頻発している。欧米の証券市場が、わが国の市場よりも投資家の信頼を得ているとすれば、それは証券会社にモラルがあるからではなく、監視と摘発が着実に行われることによつてである。利益を求めたための組織である企業に、人格を求めても無駄である。

まさに今のことですね。

市場への信頼は、監視委員会への信頼によつてしか達成され得ない。だからこそ、監視委員会が不正に対して迅速かつ確実に対応することが必要なのだ。

持ちなのか、どういふ点が問題なんだろうかという点について御意見をいただきたいと思ひます。

○紺谷参考人 最大の問題というのは、非常にパランスの悪い検査というのでしようか、摘発を行つていふことだと思ひます。

皆さんも御存じと思ひますけれども、大蔵省には中島問題という問題がございました。主計局長の中島さんが、億という金額を超える取捨の容疑があり、かつ脱税の疑念もあり、インサイダー取引を行つたという疑念もあり、のみならず証券会社に補てん要求をした。それだけでなく、借名口座まで行つていらしたというふうなことがわかつたわけですね。すべて大蔵省の監督対象事項でございます。

そうであるにもかかわらず、大蔵省官房秘書課は、どうも税のことをよく知らなかつたからだと言つてゐる。そういうこととおさめていい問題なのかと思つたのでございまして、結果、大蔵省がどんなルール改定を行つたかといひますと、公務員の株式取引規制だつたのです。

冗談じゃないよと私は思ひまして、どうしてかと申しますと、盗んでお金で自動車を買つて自動車でひき逃げ事件を起こしたからといって、皆さん、みんなでもう自動車を買うのはやめましようと言つてゐるに等しいことなんです。

の社長さんは、損をしていたにもかかわらず、インサイダー取引だということで摘発されております、告発を受けております。

ですから、そういう非常にバランスの悪い監視のあり方をしているという、その一事をとってみても、証券監視委員会が市場から信頼を得られるような形になっていないということは言をまたない。

まして、証券市場を育成すべき立場の大蔵省が、すべての罪をあかかも株式取引に罪があつたかのように押しかぶせて公務員の株式取引規制だけでおさめようとしたというのは、重大な犯罪ではないかと私は思っております。

○北村(哲)委員 どうもありがとうございます。次は、久保利参考人にお伺いしたいと思

います。

実際に総会屋対策に奔走しておられる久保利参考人、今、政府も日弁連に協力を求めて、弁護士会と協力すると言っておりますけれども、実は、先日、私どもの先輩である岡村弁護士が刺殺されたということもあります。弁護士がそういう矢面に立つのは当たり前で、職業なんですから、危険な側面に立たれることはよくあることな

のですが、参考人自身、そういう仕事をされておつて、そういう矢面に立った、あるいは危険な目に遭つたというふうなことはありますか。そして、そういうときにはどういうふうになされたか。

○久保利参考人 幸か不幸か私の場合には、人相、風体が非常にけしからぬこともありまして、普通の弁護士とは違つてどうも思われているのかもしれないが、各種嫌がらせのようなものはありますけれども、いわゆる生命、身体、あるいは家族の生命、身体に具体的な危害が加えられるというふうな経験は、幸いなことに持つておりません。しかし、いつそういうことがあるかもしれないという緊張感だけは常に持つてゐるつもりでございますし、それなりの準備はしてゐるつもりでございます。

りでございます。

しかし、まさに今北村先生おっしゃいましたような、弁護士が、あるいは弁護士の家族がそういう標的になるということはあってはならないことであると思いますけれども、しかし、あり得ないことではないというところは重々かみしめ、しかし、それを超えなければ、結局これだけ、八万人の暴力団というものがつくられてしまつた、しかもパブルのできる過程あるいは壊れる過程、その過程で彼らは一粒で三度おいしい思いをしてきて、たくさんのお金、やみの世界へお金を持つていつてしまつたということでもありますので、それをつぶしていくためには、弁護士だけではありませんけれども、皆それなりの覚悟を持つて戦うしかないのかな、こう考えている次第であります。

私の身まで御心配いただいて、先輩、どうもありがとうございます。

○北村(哲)委員 先ほどのお話の中で、総務担当セクションの変革でアウトソーシングとしての民暴弁護士の活用ということを言われました。実際に民暴弁護士というのは、ちよつと暴力団弁護士みたいな感じで余りいい名前じゃないと思うのですけれども、その人たちは一体、普通の弁護士さんとうとういうふうな違うのか、どういう活動をしているか、どうしておられるのか、どういう面の専門家なのかという点について少し御説明をいただきたいと思ひます。

○久保利参考人 正確に言うと民暴対策弁護士と言ふべきだと思いますけれども、いわゆる暴力団が単純な刑事事件の問題ではなくて民事事件に介入をしてきて、その民事的な事件で企業恐喝等々をしてくる。これに対して、企業のサイドあるいは被害者のサイドに立つて暴力団を撃退する、あるいはこれに対して対抗する、こういう弁護士のことであります。

日本弁護士連合会の中には民暴委員会というものがありますし、数多くの各地の単位会の中にもこの民暴委員会というのがあります。警察と非常に密接な協力をしながら対応している。

暴力団というのはいろいろな姿をするわけでありまして、先ほど来話題になつております総会屋というのも暴力団の一つの変形、右翼標榜暴力団というのもありますから、街宣車というのもある種の暴力団の変形、あるいは解体業者であるとか産業廃棄物であるとかブラックジャーナルとか、いろいろなパターンの変形をしてまいります。

そういう者たちに対して法的に、裁判所の例えは街宣禁止の仮処分をとるとか、いろいろな意味での違法行為を法律を使って、裁判所を利用しながら食いとめていく、あわせて、警察とも密接な関係を持つて具体的な暴力行使に対抗していく、こういう弁護士たちでございます。最近では相当人数もふえてきているというのが現状でございます。

○北村(哲)委員 続けて、久保利参考人に少し伺いますけれども、確かに、警察との協力を密接に行つてゐるということは、警察当局あるいは弁護士会当局なんかに聞きますとよくあるんですが、弁護士さんに聞きますと、どうも頑張つても警察が協力してくれない、いわゆる民事絡みだからだめだとか、それで所轄の警察に行きますと、いや、本部と連絡しなければ私の判断ではできないとか、そういうことでなかなか協力してもらえないという声を聞きますけれども、参考人の立場から、そういう点についてはどういうふうにお考えでしょう。

○久保利参考人 現実的な問題として、警察官の数といふことが、量といふことが、これがまず不足しているということが一つあります。

それから、民事関係については、警察官の方々の知識といふことが、対応する能力といふことが、率直に申し上げて詳しくないのです。したがつて、殴られたらおいでというふうな、傷害行為になつたときにはおれのものだけれども、民事関係だつたときには、ちよつと弁護士さん、まだ頑張つていてよという感じが確かにないではなかつたのです。

ただ、最近、特に住専債権の管理機構等々で中坊先生が動き始めたあたりから、警察当局は民事介入だからということで身を引くことはしない、民事事件だからといって引かない、刑事的側面があるのであれば仮に中心が民事的なものであつても積極的に応援しようというところで、最近はかなり警察当局もフットワークがよくなつてきているという印象を持つておりますし、さらにさらにフットワークをよくして動いていただきたいというふうな私からも念じる次第でございます。

○北村(哲)委員 お二人の先生にそれぞれお聞きしたいのですけれども、紺谷先生もいろいろところで、株主訴訟が抑止力に非常によく効果があるんだということを御書きになつておられますけれども、今、経済界の中では、株主訴訟はちよつと濫用され過ぎるのではないかと、だから制限する必要があるという意見や動きがあると思ひますけれども、先生はそれについて、株主訴訟の意義と、それからそういう動きについて、どうお考えになるのか。これはお二人の先生にそれぞれお聞きしたいと思ひます。どちらからでも。

○久保利参考人 法律問題ですので、まず法律的な側面の方から私から申し上げます。

先生おっしゃるとおり、抑止的な効果は大変強いと思ひます。

私としては、代表訴訟は今やとつとまくり始めたのではないかと、もちろん濫用する悪意の者もおります。しかし、少なくとも大会社における経営判断作用については、すべての判決がその経営判断を是とするという形で、経営判断の問題で上場会社の役員を責めたケースはないわけですから、むしろ、この総会屋問題のように違法行為を行つて会社のお金を他へ流出させたというふうなケースについては、これはもう死屍累々でございます。

私は、そういうことによつて、違法行為というのはペイしないというふうな、会社の役員がみずからペイしないということ自分の財布の問題として理解をしていただくというのが違法行為をやめるには一番いい方法ではないだろうか。そのた

めには、株主代表訴訟は今程度の状況で当面推移を見るということではよろしいのではないかと。少なくとも、これをさまざまな形で起こしにくくしていくことはかえって別の影響というのが出てくる危険があるように思っています。私は、もう少し温かく現状を見ていきたい。もし担保提供命令とかそういうものが非常に厳しくなり過ぎて原告が起こせない、あるいは逆に非常に緩くなり過ぎてどうにも濫訴が防げないという状況が出たときにもう一遍考えればいいのではないかと、かように考えております。

○紺谷参考人 私は、既にして濫訴の心配が見えていておっしゃいます。八千二百円でできる、しかも要求金額は無制限であるということまでございまして、それは、今まで会社の役員、監査役の方たちにとってはゲーム途中のルールの変更等にしいのです。そこまで要求されるとは知らずに役員になられていた方たちも多いわけではございまして、しかも、それを援助するようなほかのインフラが整備されていないわけですね。ですから、やはり弁護士さんの売名行為とかさまざまな、むしろ総会屋がそれを悪用するとか、そういう気配というののも一部とはいえてきていたわけではございまして、ある程度制限するというのは必要であったと思います。

特にアメリカにおきましても株主代表訴訟は、訴えられている当該役員を除いて、残りの人たちが会社にとってプラスかマイナスかということ議論して、社外取締役も含めてですけれども、それでゴサインが出て初めて訴訟が立件されるんですね。日本の場合にはそういうような歯どめというのが監査役しかございまして、監査役がほとんど機能しないという状態では、本当にそれが会社全体の利益なのかどうかという疑問が生じてきてしまっているわけではございまして。

ですから、逆に、株主代表訴訟が余りにも乱発されることによって役員の方々が萎縮していつて、それで企業経営がかえって非効率にされるとい問題も一方で考えておかなければいけないと

思いますので、やはりどんな制度もプラスの面とマイナスの面があつて、どこで日本の現状を考えた折り合いをつけていくか、そういう非常に現実的な問題として処理していただきたいと思っております。

○北村(哲)委員 ありがとうございます。終わります。両参考人、どうもありがとうございました。

○笹川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

久保利参考人と紺谷参考人には、総会屋、暴力団根絶のために大変貴重な御意見、ありがとうございます。

一昨日も質疑がありまして、私も質問に立ったのですが、なぜ日本では企業と総会屋、暴力団との癒着が断ち切れないのか、どうしたら癒着を断ち切ることができるのか、その根本問題が突きつけられてきているのではないかと思っています。いろいろマスコミも挙げて私は指摘したのですが、政治家の癒着を断ち切るのを基本にして、私、個人的には三つあるのじゃないかと。

一つは、何と云っても企業のトップの決意だ。暴力団、総会屋を断ち切る決意。それを倫理という言葉を使っているのかどうか分かりませんが、使ってもいいのかな。二つは、警察、検察の徹底した取り締まり。これは本罰則の強化もそれに資するのじゃないか。そしてもう一つは、制度上のいろいろな欠陥、これを是正する。

私はそこで取り上げたのですが、やはり日本、やみ社会ですから、これは、やみ社会を断ち切るにはやはり公明正大にすることと情報を徹底的に開示することではないかということで幾つか質問させていただいたのですが、その質問で私取り上げたのは、八一年の商法改正のときに利益供与罪が導入されて、それは結構だったのですが、あの商法改正では逆に企業のディスクロージャーについては後退がされたという点を指摘いたしました。

最も大きな問題として、私は、その二年前に法務省の民事局が要綱をつくつておりました、こういう要綱をつくつたのです。営業報告書、今は業務報告書、これに企業が無償で渡した金品、物品は全部明らかにする。総額を明らかにするだけではなくて、法務省令によって、個別の無償供与を全部明らかにする。どこの総会屋に幾ら、いつ渡したのか、それをやるべきだと、法務省は一応案を出したのですが、それがつぶされてしまったのです。いろいろな理由で。寄附金を表に出すのはいろいろまずいということもあつたんでしょ。

私は、あの時点でそういうディスクロージャーが徹底して明らかにされる法制ができれば、総会屋へ幾ら金 flowed か全部表に出るわけですから、総会屋の存在する余地がなくなつていんじゃないかということまで言いました。

そういう面では、お二人の参考人に、やはり公明正大な、透明性の高い日本の企業社会をつくるというのがこういうやみ社会を一掃する一番根本的じゃないかと思つて、皆さんの御意見をお聞きしたい。

先ほど久保利参考人からいただきました「法化社会へ日本が変わる」、ちよつとつらつら読んでいたのですが、そのしよつばなに、「官僚に与えられた権限を市民に取り戻す。このキーワードは「情報開示」と「自己責任」だ。」という御指摘があります。また、「企業活動や経営内容について情報開示をすることが当然、要求される」「経済団体が企業の行動憲章をつくつて法令や社会的ルール尊重の誓約をしても、贈収賄や談合、ヤミカルテルが跡を絶たない。」こういうのを一掃するために、「法制の整備と司法機能の充実」と。大変共鳴するところがあるわけでありまして。

そういう企業のディスクロージャーについて久保利参考人の御意見を聞きたいのと、紺谷参考人におかれましては、先ほど、村社会と日本の特異な社会の風土をお話しになりました。こういうディスクロージの問題で、日本の企業社会と欧米の企業社会において根本的なところで違つてい

るのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○久保利参考人 今木島先生御指摘の問題でございしますが、日本の社会というのは本当にディスクロージャーがない社会でございまして。最も透明性がたつとばれるべき司法の社会でもこれがないわけですね。

例えばアメリカでは、バーといひますけれども、弁護士資格試験に落ちますと、おれの試験答案見せてくれと言つて、その試験答案を見せて、これは採点の方が間違ひだと言つて裁判所にクレームを言つて、それでその結果通つた人というふうな公明性があるのに、日本では、最も透明であるはずの司法試験においても、今行われている丙案というのがございまして、自分が丙案で受かつたのやら、その合格控制の部分で入つたのやらそうでないのやらわからぬというふうな状況でありまして、まして何点でどうなつたのかということも、正確な点数は教えてもらえない。もちろん、答案を見るなんてとんでもない。最も透明性の高いはずの司法がこの状態ではございまして、それ以外の分野が全く真暗やみであることは間違ひないところだと私も思っています。

したがつて、ディスクロージャーを進めるといふのは大変必要だと思つておられます。今の日本の、今先生御指摘の八一年改正のときの状況でございまして、結果的には、附属明細書の販管費の明細の部分で、無償の利益供与があつた場合にはそれを監査役が発見しやすいように工夫をして書きなさいという条項がついたわけでありまして、具体的に一つ一つ、全部その無償の利益供与を掲げろということには確かなりませんでした。

そういうものももしできていれば総会屋に対する利益供与は防げたのかというところになります。これはなかなか、仮定の問題でございまして、私にも確言はできませんけれども、ある意味でいいますと、ディスクロージャーをしなきゃならぬというふうになつてしまえば、先ほど先生方から御質問がありました、ディスクロージャーを

されたら怖いから、秘密が守りたいから利益供与をするということはどうなるわけですね。ですから、いやでも何でもとにかくディスクロージャーをしちゃうんだというふうな強制してしまつた方が、やみの部分を隠そうとするインセンティブがなくなってくるという点において私は非常にプラスなのだろうと思います。

ただ、実は八一年改正のときに、総会屋に対する利益供与の禁止ということと同時に、取締役、監査役の株主総会での説明義務というのがセツトで立法されました。この説明義務が逆に今度は怖くて怖くて、説明義務が決められてしまつたので、総会屋から厳しい質問を受けたならば、これをみんな言わなければいけないのではないかと、それは大変だということで、やはり総会屋にお金を払おうという動きがあつたというふうに理解をしております。

したがって、その意味では、実はあの立法は、まず総会屋をたたきつぶしてしまつて、その後でディスクロージャーをすべき、そういう説明義務というのを時間差攻撃をすべきだつたのではないかと意見もあるくらいであります。

したがって、どっちが先なのか。まずディスクロージャーさせてしまえば、どうせわかっちゃつたことだから総会屋に利益供与はしないだろうという考え方もありますし、その逆もあり得るというところでございまして、私としては日本が一刻も早く透明性のある国になつてほしいと思います。が、今申し上げたような日本の司法の不透明な状況を考へてみると、果たしてそれを法律上ずばつと、ディスクロージをするんだということが言えるのだろうか。国家公務員の問題についても、民事訴訟法の改正の際に、次の情報公開法に譲るという形で附則で後送りになつてしまひましたし、これをやるためには、単純に企業にだけディスクロージャーを求めるのではなくて、行政も司法もそれを行つていくことがないと国民的な賛意が得られないのではないだろうか。

一介の弁護士的身で、先生方を前に大変僣越な

ことを申し上げますけれども、そういう国民に受け入れられるような素地をどうしたらつくつていけるかということが大事なのではないかと。しかし私は、原則としてもっと透明性の高い、ディスクロージのある国にならなければこのやみ社会は防げないということだけは信じております。

以上でございます。

○紺谷参考人 今、久保利参考人がおっしゃいましたように、ディスクロージャーというのは一番基本的な大事な問題であらうと思つております。どうしてかといいますと、情報を公開いたしますと、当然それに付随して説明責任というのが生まれるからですね。ですから、説明できないことはできなくなるというところでございまして、ディスクロージャーはすべての基本であると思つております。

ですけれども、ただ単に情報公開すればいいというものではございませんで、例えば情報公開、ディスクロージについても、会計監査や何かで粉飾決算が発見されずにいる。仮に粉飾決算が行われたとしてもそれに対して告発が行われないという状況が、例えば銀行の倒産や何かについても数々起きているわけではございませんけれども、ただ単に情報公開を求めただけではなくて、そのチェックシステムと、それから粉飾があつた場合の罰則というのを、きちつちつと告発していかないと何の意味もないということがあり得ると思ひます。

それから最近、会社に関係していえば、国際会計基準というやうな動きがあるのでございすけれども、私は表面的な議論というのが余りにも多いかなと思ひますのは、今、むしろ市場は専門家の時代なんですね。ですから、会計報告をわかりやすくするために統一されたルールでというのは、非常にわかりやすくそのとおりかなと思ひますけれども、国情が違うわけではございませんから、専門家は、例えばこれはアメリカの会計のやり方、日本の会計のやり方という、相違がわかる人たちが見ているのです。それを一般的に、個

人投資家もいるんだからわかりやすい会計報告というやうな議論に一定飛びになつてしまつていゝのですけれども、私は、専門家向けと、それから例えばアナリスト情報とか情報の集約とかわかりやすい加工を施した個人投資家向けと、両方考えなくては行けないんじゃないかと思ひます。それをこぢまめにした議論があるかな。

それから、ディスクロージャーに関しましては、例えば大和銀行事件で、アメリカにきつと大蔵省が報告してはなかつたのは恥ずかしい、ディスクロージャーのおくれだと言われましてけれども、さんざんディスクロージャーと言われながら、あのととき全く指摘されなかつたことがあつた。それは、大和銀行というのはこの国の銀行かという事です。つまり、日本の銀行であつて預金者も投資家も日本人であるにもかかわらず、預金者、投資家に対してディスクロージャーが行われなかつたという問題を指摘した方がどなたもいらつしやなかつたのです。ですから、ディスクロージャー論議というののもかなり表面をなぞつていゝ部分がございまして、より現実的な問題としてさらに深くお考えいただければと存じます。

○木島委員 もう時間がありませんから、もう一問だけ久保利参考人にお聞きしたいのですが、先ほど参考人から、日本の現在の監査制度が実質機能していないというお話がありました。実は、午前中も前田参考人から詳しくお話がありました。法制度としてはもう最高の制度だ、しかし運用がだめなんだ、この今の監査制度は企業トップから九割と違法なことが行われたときには機能しようがないんだというお話がありました。

そこで、一言で、じゃ今の日本の監査制度を、外部監査も含めまして本場に機能させるためにはどうすべきなのか、御提言をいただきたいと思ひます。

○久保利参考人 一つは人事です。監査役候補者、これを総会にかけて決めなければ、この選任権を、私は監査役会に与えたいというふう

に思ひます。現状は代表取締役が鉛筆なめなめ決めておりますので、これでは人事権を握られていて、監査役がしつかりしたことを言えるはずがない。これが一点。

あとは量的問題でございまして、法律上は取締役も三名以上、監査役も三名以上です。しかるに、取締役は三十人も四十人もいます。監査役はせいぜい三人か四人です。これで監査を十分しろと言つてもかわいそうです。少なくとも取締役と同人数ぐらいの監査役が要る。逆に、そうなる取締役も減らそうということになると思ひますけれども、取締役十名、監査役十名なら立派な監査役会が機能するのではないだろうか。報酬も、取締役の総棒と監査役会の総棒は同額にする。

これで日本的な監査システムの、現実、日本は法律上は並列だと言つていゝのですけれども、実際は全然並列じゃないわけで、これを並列にするためには、今のやうなアイデアを豊富に生かさなければとてもそうならないだろうというふうと思つておりますし、それをやればかなり変わつてくるというふうには私は監査役会のために考へております。日本の将来のためにも、これは一番いい方法だと思ひます。

これができなければもう監査役制度は少しあきらめて、それこそアメリカのやうな取締役会一本制度にして、ここへ社外取締役をたくさん入れていくというシステムに変えなければどうもだめなのかもしれないと思ひます。

○木島委員 ありがとうございます。終わります。

○笹川委員長 保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。まず紺谷参考人にお伺いをしたいのですけれども、先ほどの御意見、御説の中でのいわゆる企業の問題が言われていゝすけれども、もちろん総会屋の跳梁はつこもありまが、監督官庁、行政の怠慢ということ御指摘をされました。大蔵省がまさに何をしていたのかという問題だつたのですけ

れども。

一昨日この場で、夕方だったのですが、大蔵省の秘書課長に、野村、一勲と、そして昨年の田谷・中島事件というのがあり、大きな衝撃を与えている、我々から見ればまさに収賄そのものというものが起きたんじゃないかというふうに思うのだけれども、大蔵省としてはどう反省しているのかと言うと、田谷氏については、本人は既に退官して省内の調査にかける考えはありません、こうおっしゃる。

さらに、第一勲銀のこの小池、総会屋の問題、こう言われながら、ことしの七月でしょうか、大蔵検査時に接待があったということが明るみに出ているわけですね。これだけ出ながら、全体的な調査をし、そして公的な報告を、どこの企業でも不祥事があれば作成するわけですが、これを提出しないのかというふうに聞いたところ、これを、全体を調査してその報告を作成するというところについては消極的な考えであります、こう答えているのですね。

その点について、まず、社会全体のルールというのを再構築していくこの時期に、そしてこの法案の審議の中でこういう発言があるというのは許しがたいと思っておりますが、御意見を伺いたいと思います。

○紺谷参考人 厚生省では松村さんが不作為の罪で逮捕されておしまいになりましたけれども、大蔵省にも数々の不作為の罪があったと私は思っております。

今おっしゃったように、一勲問題の検査に当たりましたはそういう接待疑惑というのがあった。それだけではなくて、東京新聞の報じたところによりますと、いつ検査に入るのかのみならず、どこを重点的にやるのか、今回は株式融資関連を重点的にやるのか、今回は株式融資関連を受けておりまして、だから小池の分を事前に隠せたという報道がございました。それにしても、大蔵省は一言の弁解もせずノコメントのまま、あれはうそだと言っているにとどまっているわけでは

ね。そういう状態というのは何なのかな。検査というのは税金を使つてやるものであるにもかかわらず、大蔵省が堂々と、紳士協定をやっている、相手が出てきたものを信じるしかない。じゃ、何のための検査なのかなということになってしまいうわけでございます。

特に、最近金融ビッグバンということが日程に上がってきておりますけれども、外資系に関しては規制が非常に甘いだけじゃなくて、どうしてかといいますと、法的根拠のない行政指導だらけだからでございます。アメリカから文句を言われたら反論できないものですから、国内の銀行、証券会社、保険に対しては数々の無用な規制をしているにもかかわらず、それは一切外資系には及んでいないのですね。

それだけではなくて、検査がほとんど行われていないのです。不正行為が何にも見張られていないのです。現に九二年の株価暴落に際しては、外資系の証券会社が株価操作を行って兆とつくかもしれないような巨額の資金を稼いだと言われているのでございまして、そういうものに関しても大蔵省は何ら検査に入っていないわけでございます。

今までは、金融検査にしろ証券検査にしろ、ノンキャリアの一部の方に非常にベテランの方がいらつちやまして、眼光紙背に徹するという形で摘発なさってきたのですけれども、今はデリバティブズとかあるいは英語の帳簿をどうやって見るのかとか、そういう問題が生じまして、外資系は野放し状態だそうでございます。

そうであるにもかかわらず、専門家が行かなくてという理由で金融監督庁を大蔵省別館とも言える合同四号庁舎に入れ、九割の職員が大蔵省から行くという状態でございまして、非常に危ないかなと思っております。

ですから、大蔵省のさまざまなそういう金融検査に関するこれまでの不手際とか、それからむしろ業界との癒着というような問題に関しては、これからは非常に厳しく追及しておかなければ、金融

ビッグバンの暁には、日本の資金がどんないろいろなルートから逃げ出して、そこからも日本がやせ細るという問題が生じるのではないかと懸念しております。

○保坂委員 それでは、次に久保利さんに伺いたいのですが、今の紺谷参考人に伺ったのと同じこととせびお答えをいただきたいのですけれども、先ほどの紺谷さんのお話にもあったように、例えば武富士の未公開株を銀行局長というまさに職務権限そのものの当事者が、その後退官してずっと人脈を引きながら受け取っていた。しかも、その方がいたの、その業界がすべて大蔵省の方たちの天下りの、いわゆる各サラ金会社全部入っているわけですね。こういうことが行われて、そして借名口座、これを取り締まってきたはずの大蔵省が、その銀行局長がやっていた。あるいは中島事件では、税の知識がなかったというふうなことをぬけぬけと記者会見で言うという、社会の根幹を揺るがすようなことを中央省庁のなかめである大蔵省がやっていた。

そしてもう一点なんですけれども、先生、弁護士でいらつちやいますから、残念なことには、いわゆる検と云われている検察OBの中には、特捜の捜査手法に精通しているという理由で、やみの世界と近いのではないかと見られているような側に立つて動かれている方もいる。

要するに、この日本の非常に根深い腐敗、そして総会屋もその本当に一部だと思つては、そこにメスを入れていくために、先生の御見解と、方策ですか、これを伺いたいと思つております。

○久保利参考人 今御指摘のいろいろ問題、私、すべての事件について真実がどうであるかということとはわかりませんので、一般論になつてしまふかもしれないけれども、一つは、やはり日本の国のキャッチアップ体制というのが戦後五十年続いてきて、その中で非常に効率的に機能してきた。その最も効率的に機能してきた部分が、今逆に、長所が短所になつてきている。そういう時代的な変革のときに来ているんだらう。その意味

で、今まで信頼感を得て、日本の役所はすごいというふうな世界じゅうから言われてきた役所にも金属疲労が出てきている、これは否めない事実だろつと思つております。

今御指摘のやめ検問題でございまして、やめ検であるうと何であるうと、弁護士になった以上は弁護士でありまして、弁護士としての職務を行うほかないわけですね。もとの古巣で本場にそういう情報力を得ていたのであれば、それは逆に、被疑者になる人民、国民の側で活躍をするというのには、ある意味では、通り一遍の一般論からいえば、逆にあつたわけじゃないか。違法な捜査をさせないためには、敵の秘密を一番よく知つていられる人が、こういう違法なやり方をするんだということを上でガードに入るといふのは、決して悪いことではないと思つております。

ただ、問題なのは、その弁護士活動が一定の限界を超えたり、あるいは従来のいわば天下りの発想で、元検察官であるから検察官といかにも談合的な事件解決ができるかのごとき振る舞いをしていくというところは、弁護士としての本来の正しいあり方とは逆行するものだといふふうに私、思つております。それは一つ一つの事件について、それこそ日弁連が懲戒問題も含めて考えていかなければいけないところなんだらう。

検事をやめた人が刑事弁護をやつてはいけないといふふうにも思いません。それから、そういう人がいい仕事をするのも当然あり得るだらうし、しかしよくない仕事をするのもあり得るだらうという点では、弁護士として同じ列だといふふうに理解をしておりますが、これを大蔵省から天下りしたのでは、これはたまらないわけでありまして、そういうものではない。

したがって、むしろ私としては、きょう先生方に借越ながらお配りいたしました「法化社会へ日本が変わる」という本の中では、早く司法が強くならなければ、暴力団がはびこっているのは弱い司法だからでありまして、裁判所に行くよりもや

くざのお兄ちゃんを頼んだ方が早い解決ができるからでありまして、それから警察に頼むよりも総会屋、暴力団に頼んだ方が、ひょっとすると別の暴力団からおどかされたときには役に立つなどという誤解があるからでありまして、これはやはり司法当局が強くなければいけないということと考えておりますので、今のやめ検問題というの、強い司法という文脈の中でもう一遍とらえ直してみたいというふうに私も思っているわけでございます。

以上でございます。

○保坂委員 時間になりましたので、終わりますけれども、やはり日本が大きな転換点に立っている。私も、自分の内申書の問題で訴訟の当事者が十六歳のときになりました。何と判決が出たのが三十二歳のときでございますから、これは裁判の迅速などという話じゃないわけで、もう当事者利益が全くない。しかし、その中で、ディスクロージャー、情報開示、そして多くのそれこそやめ検の方も、大蔵省の多くの職員もまじめに誠実に仕事をしているのだと思えます。ところが、やはりキャリアという、それでエリートと言われる中に、この十年、十五年、巨大な腐敗が巣くってしまった。ここは何としても決壊をしていきたいということをお願い添えて、本当にきょうはありがとうございました。終わります。

○笹川委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

○参考人におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞ御退席をいただいで結構でございます。

(拍手)

○笹川委員長 この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所浦井総務局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○笹川委員長 質疑を続行いたします。安倍基雄君。

○安倍(基)委員 この審議も最終段階に参ったわけでございますけれども、ちょっと話題がおかしいかもしれませんけれども、大臣は世代が古い方ですから、茶柱が立つとおめでたいということを知っておりますね。いかがですか。知っておられたらそれでいい。

何であれがめでたいのかと私は気にしてしましたら、あれは幹のものと部分の方が重くて、上の部分が軽い。だから、茶柱が立つというのは、もともと先とがきちっとけじめがついているということでおめでたいのだそうですね。

私は、これを言いましたのは、何がこの問題の基礎か、何がもとで何が末であるかということとがきちっとはつきりしていない点があるのじゃないかと私は思うのです。

一番最初にお伺いしますけれども、昭和五十六年の法改正、あのいわば趣旨は、いわゆるやみの世界の手先である総会屋が基本的に企業からいろいろな資金を吸う、ヒルの口のように。それを防止するという意味で、渡す方の人間をいわば規制しようという意味が基本にあったと思えますけれども、これは間違いございませんか。

○原田(明)政府委員 そういふ点が基本的にあるわけでございますが、もう一点、商法の二百九十四条ノ二第一項は、「会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」ということで、その背景には、会社の役員が会社の計算を処罰の対象とするということとで四百九十七条に規定されたこととございまして、その点は……(安倍(基)委員「簡単にいいです」と呼ぶ)はい。会社財産の不当な支出により株主の権利行使の適正が阻害されることを防止し、あわせて会社運営の健全性を保持しようという趣旨もあつたと考えられております。

○安倍(基)委員 いろいろあれはございまいしょうけれども、暴力団に金が流れることを防ごうという趣旨が基本にあつたと思えます。

私はここで聞きたいのは、参考人もいろいろ言っていましたけれども、今残っている総会屋というのは、大分自然淘汰されて、暴力団に關係の深い者が生き残っているというぐあいにも聞いております。そうすると、私が非常に問題としておりますのは、過去において暴力団が行ったであろうと想定される幾つかの事件がございまして、富士フイルムの専務の殺害事件、あるいは住友銀行の名古屋支店長、あるいは阪和銀行の元副頭取ですか。たしか、私の理解によりまして、富士フイルムの元専務は昔、総務部長であつた。周囲の状況から判断して、これら殺害事件というものは、被疑者が捕まっているものがほとんどなくて、捕まらないとその意味がはつきりわからないと言いますけれども、やはり暴力団絡みのものであると推定される状況は大いだと思いますけれども、これは警察庁の判断を聞きたいと思えます。

○佐藤(英)政府委員 今お尋ねの事件につきましては、富士写真フイルム事件につきましては、被疑者、実行犯二名、指示者一名を逮捕いたしました。残りの事件については、現在捜査中でございます。

○安倍(基)委員 基本的には、こういふ事件とこの事実を踏まえたときに、いわば、企業のトップもしくはそれに關連する者が、企業防衛の立場からある程度総会屋に譲歩しようという現象の起るのとは当然じゃないか。私は彼らを別に弁護しているわけではございませんけれども、これほど広く、例えば日立や三菱の、割と健全と思われた会社さえも総会屋に対して一定のいわば保険料みたいなものを払つておる。恐らくこれは、例えば数億円とか百万円とかいうオーダーでいけば、ほとんどの企業が私は關係していると思えます。これは、一つ一つ引き出せば切りがないわけ

です。

前回、法務大臣は私の質問に対して、企業は毅然たる態度をとればよろしいじゃないかと言いますけれども、もし企業が毅然たる態度をとって、そのトップもしくはいわば關係者が殺害されたときに、一体、国はどういう責任をとるんですか。それからまた、警察庁は彼らを防衛できるんですか。その二点を聞きたいと思えます。もちろん、モラルの問題である、毅然たる態度と言いますけれども、彼らが殺されたときに、一体、だれがどういふ責任をとるんですか。

○下福(國)務大臣 お話ございましたように、そしてまた、るるお話がございました事件、これで、検挙した事件もあるけれどもまだ未検挙の事件が多い、これは御指摘のとおりでございます。大変遺憾で残念なことだと思います。私どもは法秩序を維持するという立場でございますから、草の根を分けてでも、そして、あるいは若干時間がかかっても犯人を検挙するという姿勢が基本でなくちゃなりませんし、またそういうふうなつもりでやっておりますわけでございます。

実は、昨日も経団連の会長さん初め企業の団体の幹部の方にお集まりいただきまして、朝、時間が割に早かったわけでございますが、官邸でお話いたしました。そういうふうな際にも、企業側から、今お話しのようなことに類するような御意見も出ました。国家公安委員長は、いろいろ具体的に御相談くださいと、そして、警察としては窓口を広げて一万人体制でやっておりますというふうなお話もございました。

今おっしゃられましたように、じゃ、どういふ責任をとるかどういふふうな問題の御議論でございますが、私どもとしては、もちろん先ほどからお話ししておりますように、検挙を全力挙げぬといけません。だからといって総会屋の存続といふものをいつまでもほっておいていいというわけにはいきません。そういうふうな形でいきましたと、するするするするなっちゃって、結局解決することができない。どこかで線を引かなくちゃ

いけない。

そういうふうなことで、企業にも御協力をいただくし、それから企業自身も、今、刑事局長からお話がありましたように、あのような、きちつと企業側にも責任があるという規定もあるわけでごさいます。先日申し上げておりますように、それぞれのつかさづかさが総力を挙げてこの問題に対処していかなければならない、このように考えております。

○佐藤(英)政府委員 企業に対する保護についてのお尋ねでございますけれども、私どもは、企業の方から警察の保護を要するというところで要請がありました場合は、その相談に応じておりまして、現在、各会社について申し上げますと、三百六十名について保護活動を実施中でございます。

○安倍(基)委員 そういう暴力団というのは、時間の期限はないんですから、また警備が緩んだら一発やればそれで済むんです。未来永劫、果たして警察が彼らを守り通せるかと。非常に問題になるんです。

私は、今回の法改正で、いわば刑を、特に渡す方にも科すると。もともと、要求する、威迫によって強要する罪の方を先につくるべきだったのです、前の改正のときに。それをつくらないでいて、渡す方ばかりを責めておる。慌てふためいて、今現在、脅迫する側をつくっているという状況ですけれども、実際そうですね。しかし、この渡す方についても、要するにもらったと同じ刑にしないとバランスがとれないといって、我々の同僚委員が、通常のバランスからいって、まあ渡す方は一年が限度だなどという議論もされました、福岡委員が。事実、この基礎にはやはりどうしても脅迫があるんですよ。だから、渡す方とどちらの方と全く同列に扱って、それでなくちやバランスがとれないというのはおかしいのです、もともと。

私は、この問題について、法制審議会を通過させたかどうかと、前の議員も話されましたけれども、法務省というのは、すべてのいろいろな案件を法制審議会を通過せにやいかぬという話をしてき

ました。しかし、この案件については、審議会を通過していないらしい。では、過去において法制審議会をジャンプさせた案件、しかもその問題について、私は少なくとも、刑を延ばしたり、ふやしたり、新設したりするのについては、やはり基本的な権利に関係するものについては、やはりプロの意見を十分考えなければいかぬのだ、しかも過去における刑のバランスをよく考えなければいかぬ。なぜ、これは法制審議会をパスさせたのか。過去においてそういう例があるのかということ。これを、これは法務大臣、御存じですか。

○下福葉(明)政府委員 詳しくは刑事局長なり民事局長から説明をさせますが、私の承知しているところでは、例のダッカのハイジャック事件等々がございまして、緊急にあれに対応する法律の整備が必要であるというふうなことでたしかやった記憶がございしますが、詳しくは刑事局長から答弁させていただきます。

○原田(明)政府委員 例えば刑罰規定の改正を含む法改正につきましては、ただいま大臣から申し上げましたように、昭和五十二年、法律第八十二号によります航空機の強取等の処罰に関する法律の一部改正の例がございします。

その要点は、いわゆるハイジャックの「罪を犯した者が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の懲役に処する。」という規定を加えたものがございします。

○安倍(基)委員 ハイジャックのときというのはある程度異常事態でございましょうけれども、もう一つは、今の関連で、今度、渡した者の刑をもらった者の刑とほとんど同じにしたという点について、威迫に伴うものは別として、三年以下の懲役、一緒にしたのです。一般的に、これは必ずこの背後には大抵威迫があるんですよ、何らかの形で。それを両方とも三年にしたというのは、この間、福岡委員が、収賄罪において贈賄罪との格差があるじゃないかという話もしまし

た。それぞれ守られる法益は違うと思いますが、でも、このバランスをとるという感覚そのものが非常に解せない。

そういう問題について専門家の意見も十分聞いたのです。私が聞いていますと、何か商法部会ですか、それが報告をしたと言っていますけれども、法制審議会の審議というのはもともと何回も繰り返してやるべき問題ですよ。これについて私は、何で法務省がそうやってバランスをとったという形で同じにしたかということがわからないのです。これは一言でお答えください。

○原田(明)政府委員 四百九十七条におきます供与する側とされる側について、法定刑は、当初から六月以下ということで同じだったわけでございます。

この点につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、法の趣旨は、会社の役員員におきまして、いわゆる総会屋を利用したり、あるいはこれを必要悪であるという立場上やむを得ないなどとして安易に利益供与に及ぶことこそ、法に違反していわゆる総会屋と会社との癒着関係を継続させる行為として非難されなければならないのであって、このような会社の役員員をも処罰の対象といたさなければ、いわゆる総会屋排除の目的は達しがたいとされたものと考えてわけです。

また、会社側が、いわゆる総会屋を利用いたしまして、その経営上の問題点や失態を隠ぺいしようとするような場合は決して少なくございませぬ。このような場合のいわゆる総会屋と会社側との関係は、むしろ贈賄の収賄者と贈賄者の関係に類するものでございまして、必ずしもすべての場合に、恐喝の加害者と被害者との関係とは類似のものとは考えられない面もあるわけでございます。

○安倍(基)委員 一般的に、やみの世界に対する恐怖がなければ、こんなことはないんですよ。だから、急を要するのは恐怖を取り除くことであつて、刑を重くすることじゃないんですよ。刑を重くするならば、恐怖が存続する限り、必ず裏の世界

に行きます。表に出しません。今でこそ、会社に行けば帳簿で簡単にわかつちやうけれども、必ず彼らは隠しますよ。やはり、社会というのは、単に刑を重くすることによってこういうのは防止できない、本当の意味で恐怖感をなくさせることが本当の意味の解決なんですね。この点、今度の法制がいかに渡す者も同罪だということの考え方が、私は行き過ぎじゃないかと。

それからまた、これは警察庁に聞きたいと思いますが、別に細かいものを見逃してはいないけれども、総会屋に対して例えば年間五十万とか百万とか、そういうのを全部洗い出したらもう至る企業がかかると私は思うのですけれども、これからはやはり同じようになさるおつもりですか。これはむしろ警察庁の最高方針としてお聞きしたいと思ひます。

○野田(健)政府委員 企業関係者の不安感を払拭するためにこれらの事件を検挙するということが極めて大事だという認識に立って、全力を挙げているところであります。

一方でまた、暴力団、総会屋等との関係遮断に向けて真摯に努力している企業につきましては、保護対策を含め積極的な支援を行うということにしております。

しかしながら、このような努力をせずに暴力団あるいは総会屋といったものを利用して企業につきましましては、これらの者と同様に社会的な非難を受けるものとして厳正に対処しなければならぬものと考えております。

○安倍(基)委員 私も、御承知かもしれませんが、戦後には、特高が本当に袋だたきに遭つたときを成長期に過ぎたわけですね。私は特高警察というのにはそれなりの意味があつたと思いますが、ただやはり、権力の行使というか、個人というのは弱いものですから、一番怖いのは警察であり司法なんです。それだけに、やはり行使は慎重でなければならぬ、悪に対しては徹底的に本当に捕まえていかなくちゃいかぬ。現に、もちろん法務大

私はこの法案の経緯を見たときに、検査すべき者を、ここで実は、皆さんにお配りした「アピール」、これはこの間の財庫委でも出しましたけれども、私がここに書きましたように、

總會屋あるいは暴力団への利益供与を徹底的に取り締まるのであれば、その反動として生まれる、脅迫、暴力行為から、彼らをガードしてやるという責任を、警察司法当局は果たさなければならぬ。この責任を全うせずして、商法違反のみを振りかざす資格が当局にあるのだろうか。

と私は書いたんです。これは、朝日の「論壇」に出そうと思ったら「論壇」が取り上げなかったから、ちよつと小さな「アピール」になっていますけれども。

まさにここが本質なのであって、私が本末転倒
 ということを言いますのは、もとは恐怖にあるの
 であって、これを取り除かないで、ただ罰則を強
 化するという考え方がおかしいんじゃないか。そ
 れだけ司法警察というものが恐れられているわ
 けですから、それなりにやはり慎重な対応といふこ
 とを私は望みたいと思います。

時間もございませんから、その次の少年法についてお話ししたいと思います。

例の酒鬼薔薇事件、いろいろ問題になりました。全体的に見まして、他国との比較におきまして非常に日本の少年法は甘い、しかも、戦前と比較しても非常に甘いと思ひます。

私は、法の立法過程で聞いてみますと、大体、アメリカの当時のいわば教育刑というか犯人を更生させる、特にまだ体が成長期にある者については彼らを守るといふような形の法制であつた。ところが、欧米においても最近、少年犯罪の激化からむしろそれを厳しくしてくる、大人の犯罪を行う者については少年といへども大人扱いするといふ方向に転換していると聞いています。

余り時間もございませんからあれですけれど、一応、戦前の少年法とそれから現在の少年

法、ほかの国との比較、ごく簡単に御説明ください。私の時間があと八分しかないから、二、三分でお答えください。

○原田(明)政府委員　お答え申し上げます。

旧少年法のお尋ねでございますが、これは大正十一年に制定されたものでございますが、十八歳未満の者が少年とされておりまして、少年事件を処理する機関としては、当時司法省に所属しました行政機関である少年審判所が設置されておりました。

そこで、罪を犯した少年につきましては、まず、検事が刑事裁判所に起訴するか否かを判断いたします。これは檢察官先議主義と呼ばれておりました。そして、刑事裁判所に起訴しないこととされた者を少年審判所に送致いたしまして、少年審判所が保護観察や現在の少年院に当たります矯正院などへの送致を含む保護処分に付することとされていた、それが骨格でございます。

○安倍 基委員 お話いたしましたように、諸外国におきましても、今までの少年法が強化されているということは事実でございます。私は、本当に、現在やはり我々が早く手をつけるべきことは、少年法について、もつとこれはある程度、一罰百戒というか、少年だから少年だからというのが果たしていいのだろうか。この点について、法務大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○下樞密國務大臣　現在の少年法は、御承知のとおり、占領中、昭和二十三年にできた法律でございまして、その後、今日まで約五十年近くたっているわけでございますが、今お話しのように、現在の少年法がいろいろいいますが、これは大変議論のあるところでございますが、既に先生御承知のとおり、昭和五十二年に法制審が中間答申を出して、改正したらどうかという意見があったのですが、率直に申し上げまして、法曹三者の中で意見が合いませんでした。そして、成立を見ることができなかったわけでございます。

そういうふうなことを踏まえまして、事実解明、真相究明の手続の面なんかにおきましても、

具体的に申し上げますと、少年事件につきましては檢察官の関与ができないわけでございます。あるいはまた、事件のいわゆる審判、決定が行われましても、それに対する抗告というものが少年の方には認められておりますけれども、事件を送った方には認められていない。それから、普通の殺人の否認事件なんかですと何年もかかるわけでございますが、少年の審判の問題については、いわゆる身柄の拘束ができるのは四週間、しかも、一人の家庭裁判所の裁判官が審判して決定する等々いろいろな問題がございますし、それから、今先生がおっしゃいますような年齢の問題等々いろいろあるだろうと思えます。

したが、いまして、この問題については、特に御承知のような大変忌まわしい事件が神戸で起きたというふうなこと等もありまして、私どもそれから最高裁判所それから日弁連、三者でこの問題について本格的に協議しようというふうな機運に相なりまして、そして、近々そういうふうなことにについての検討が始まるような段取りと承知いたしておるわけでございます。その辺でどういふふうな議論が行われますか、その検討の推移を見なければなりませんけれども、今私の感じを申し上げましたけれども、当然そういうふうな問題も含めて議論されるものだと思いますし、そして、先生お話しのとおり、やはり新しい、激動しつつある今日の社会に対応できる少年法というふうなものを検討していかなくてはならない、このように思います。

○安倍基委員では、質疑の時間も縮まりましたからあれですけれども、日本人というのは忘れっぽいんですよ。私はしつこい方ですからよく覚えているのですけれども、何か、少女を誘拐して、暴行して、一カ月か二カ月監禁した後、殺してコンクリート詰めにしてしまったという事件があったわけですね。ほとんどの者は、時々思い出すけれども忘れてしまう。いじめ殺人というのは、私は、通常の殺人よりも、何とというか重い刑にしたいとは思っているのです。

今度の酒鬼薔薇事件も、これは少年法という壁に守られていますけれども、これは、最終的に何年先になるかわからぬけれども、外へ出さなければならぬときに、当法務委員会に報告される気持ちがあるかないか、お聞きしたいと思います。

○東條政府委員　お答え申し上げます。

少年院送致は、少年の健全育成を期し、非行少年の性格の矯正あるいは環境の調整を図るといふ、いわゆる保護処分の一環として行われているものでございますので、その執行に当たっております私どもも、少年の保護の見地から、そのプライバシーが十分に保たれていることが要請されるという見地で、現行法制のもとで個々の少年の取り扱いについて公表することは現段階ではちよつと難しいのではないかと、このように考えております。

○安倍(基)委員 いずれにいたしましても、日本は、加害者の人権、加害者のプライバシー、それは重んじるのですよ。被害者については、本心にプライバシーもなければ、まさにいわば人権もない。これは大問題なんです。私は、少年法の改正も含めて、加害者のプライバシーばかり言わないで、もう少し被害者に対して本当の意味のいわばプライバシーなりなんなりを、しかも、わけのわからぬのに殺されて、家族はどういう気持ちでいるか。加害者などというのは私は鬼畜に等しいと思っている。そのプライバシーを何で保護する必要があるのか。

私は、そこが、やはりさっきのものと末という

論議と同じですけれども、加害者である総会屋の方よりも、むしろ半ば被害者とも言ふべき総務部の連中、彼らは一生懸命会社を守ろうとやつたわけですよ。いいとは言いませんよ。しかし、そういうことを考えないで、渡す者と取る者と全く同じだ。今になって初めて威迫を加える。しかも、刑のバランスを本当に十分考えてない。私は、それこそ我が国の、戦後のまづい点ですよ、はっきり言つて。

私は、そういう意味で、この二つの問題、や

はり似たような感じがあるんじゃないか。加害者ばかりは言うけれども、被害者の方こそ保護すべきところを、まさに同等と扱っているとか、むしろ加害者のプライバシーばかりを考えると、これはマスコミもいけないうわけだけれども、そういうことで、どうか、この少年法の改正を含めて、もう少しスタンスを変えていただきたいと思っています。時間が参りましたから、次の質問者に譲ります。

○笹川委員長 若松謙維君。

○若松委員 新進党の若松謙維でございます。議員になって五年目、法務委員会初の質問でございます。大臣、ひとつよろしくお願いいたします。また、委員長もひとつよろしくお願いいたします。

法務大臣は元警視總監ということで、総会屋の關係はそれなりに手腕もお示しになった実績の方だと思います。

何でこういう事件が次から次へと起きるのか。やはり土壌の問題で、いろいろと二日間かけまして議論を行ってきたところだと思えますけれども、やはり私の認識としては、特に最近、阪和銀行、経営者と総会屋の癒着が結局まだある。これは当然、氷山の一角でありまして、確かに平成五年で外部監査役一名の導入。ところが現実には、〇B五年間たつて、また、おい、戻ってきたが、そういう方々。もしくは主要取引銀行からのいわゆる監査役。こういう現状ですと、実質、機能強化にはなっていない。さらに、今回、罰則強化ということで、トップの意識改革というところで構造的な改革には何らメスは入っていないのではないかと、そう認識するわけなんです。

ですから、いわゆるコーポレートガバナンス、またこれも定義の問題はあろうかと思いますが、これも、構造的に日本の企業の、特に経営者の風通しをよくするには今回の改正だけでは不十分だと思えますけれども、大臣、どういう御認識でしょうか。

うか。

○下稲葉国務大臣 コーポレートガバナンスという言葉が出ましたが、企業の不祥事を防止するため、やはり会社の業務執行の適正を確保するための制度が重要であると思います。

そういうふうな観点から今までちよつと眺めてみますと、昭和四十九年には、もう先生御承知のとおり、監査制度の充実ということで、監査権を業務執行全般に拡大するとか、あるいは監査役の任期を一年から二年へと延ばす等々の改正をいたしましたし、会計監査人制度が商法の特例というふうなことで制定されました。

五十六年には、先ほどの改正の問題と同時に、大会社につきましては複数監査役あるいは常勤監査役制度の導入でございますとか、あるいは、平成五年の改正には、監査役の任期が二年から三年になる、あるいは大会社については三人以上にすると、それから、監査役会という制度を創設するとか、あるいは社外監査役の創設とか、私どもとしては、法制度の整備についてはいろいろ努力してきていると思えますし、十分企業がそういうふうな問題も、問題としてあるのじゃないかなというふうな感じがいたします。

もちろん、お話しのとおり、罰則の強化ばかりでいいとは思いませんし、今おっしゃったような意味で、コーポレートガバナンス、企業の管理と申しますか、管理体制の強化といえますか、こういうふうな問題につきましては、常に真剣に検討していくべき問題だ、このように思います。

○若松委員 そうしますと、継続的な改善は必要と認識しながらもそれなりの改善を行ってきた、そういう御答弁だと思えますけれども、今の、監査役を選任する、先ほど取締役会というお話もありましたけれども、取締役会というのは昭和二十五年に導入されたのですか、いわゆるアメリカの制度として。そのかわり、同じく監査役の業務調査権はなくなりました。四十九年には、取締役会が残って、また監査役はその業務調査権が

戻ってきた。結局、いわゆる同列の機関があつて監査役会に取締役へのチェック機能を持たせようといつても、これはもう制度的に同列ではやうりだめなんですよ。

特に、一番の問題は、監査役の選任過程で、監査役もしくは監査役会にどれだけ経営陣からの独立性を担保できるかという、これがないと、幾らその独立性というところにいわれる確保されたものがないと積み上げしたって、しよせん不備の不備を改善しているわけですから、私は監査役本来のチェック機能は生じないと思いますけれども、そういう点はいかがですか。どうぞ、大臣。

○下稲葉国務大臣 会社の経営陣と監査役を全く別にしたかどうかというふうな考え方も、考え方としてはないわけではございません。

ただ、今先生御承知のとおり、監査役の選任というものは株主総会でやるわけでございますね。ただ、その提案権がいわゆる代表取締役にある。だから、代表取締役のお気に入りの者がその監査役になるんじゃないか、したがって従属關係になるんじゃないかというふうな御議論がないわけではないと思えますが、代表取締役というのには、これまで御承知のとおり、取締役の中から取締役会で代表取締役が選任されるわけですし、その取締役自身は株主総会で選任されるということになっていくわけでございます。ですから、会社の一体的な経営ということから考えれば、やはり、何といいますが、今申し上げましたような制度かなというふうな感じがしないでもございませう。

しかしながら、あくまでもこれは株主総会において決められるわけでございますから、幾ら提案されましても、場合によっては反対すればそれは実現しないというふうなこともあるというふうな実態でございますし、社外監査役の導入でございますとかいろいろ監査役の体制の強化というふうな面から、今御質問のような点についても、やはり十分検討するべきではなからうかなというふうな感じでございます。

○若松委員 今大臣が株主総会、確かに株主総会で承認するということですから、株主総会の意見をもつと取締役に入注するというのは、そのために代表訴訟制度も、これも商法改正の一環として導入されたのですけれども、これもなかなか日本の土壌で余り使われていないようなのです。私は、確かに法的にはチャンスは与えられているけれども、使う人が、株主にしろ取締役にして、監査役はいろいろ問題はあると思えますけれども、いまいちそういう権利を使っている、恐らくそういうことをおっしゃっていると思うのです。それはそれで、そのとおりだと思うのですけれども、やはり私も国会議員ですし、大臣も国会議員ですから。

では、例えば株主、今の株主は一万六千円台をうろうろしていますけれども、これだけの株主低迷というの、やはりこういった総会屋とかいわゆる一部の経営者の不透明な、不透明な取引というが裏取引というか、そういった実態というの、やはり株主に反映していると思うのですけれども、大臣、それはどういうふうな御考えですか。

○下稲葉国務大臣 なかなか難しい御質問でございますが、そういうふうな側面もあるかと思えます。

○若松委員 そういうことであれば、やはり日本の国益のためにも、もっと風通しのいいいわゆる経営形態というのですか、そのために、例えば先ほど言った取締役、いわゆる社外取締役というのですか、せつかく取締役が経営者を、代表取締役をチェックするということのすけれども、私も仕事を公認会計士をやっていたから、上場企業の監査をいっぱいやりまして、そうすると、取締役会というのは、代表取締役の、常務とか専務のチェック機能じゃなくて、プロモーションの、昇進の受け皿なんですよ。もうそれは大臣もおわかりでしょう。ですから、取締役に代表取締役の、取締役のさらにプロモーションの形が代表取締役ですから、身内同士のチェックというのは、これは、まずチェックということを求めることに対し

実務的に、専門家が来ておりますので、専門家の意見もちょっと聞いていただきたいと思います。

ちなみに。
○森脇政府委員 御案内のとおり、平成五年のとき、大会社について社外監査役制度というのを導入したわけでございます。ただ、そのときの議論といったしましては、社外監査役にもいい面があるけれども、反面デメリットの面もありますよと

いい議論がなされているわけでございます。
いい面といえますのは、今先生御指摘のとおり、社外監査役はしがらみがありませんから客観的な監査を期待することができ、これは非常に重要なメリットであるというふうに考えます。
ただ、社外監査役がぼつと会社へ参りますと、会社の業務執行次第というものを原則的には把握し

社内の実情に詳しい社内出身の監査役というものも置いて、それの共同によって行っていくこと。これがないと、社外監査役だけをふやすということになりますと、一方の面が相対的には数として

したがいまして、この社外監査役をもっと法定して、社外監査役の員数をふやすということについては、なお検討の余地があるのではないかと、うふうに考えておるところでございます。

○若松委員　今局長がそういう答弁をされましたけれども、でも、もし有能な社外監査役が過半数いれば、いわゆるコーポレートガバナンスという観点からは非常に日本の企業の信頼性は高まりますよね。大臣、そうですね。(森脇政府委員「社内と両方と呼ぶ」いや、両方なんだけれども。)

例えば、外部監査役がある会社を一、二年やりました、それで、その人がほかの外部監査役をやりましたと。その人はプロなんですよ。監査の手法というのは、アブローチをしつかり身につけれ

○北村(哲)委員 民主党の北村でございますが、

前回に引き続いて質問をさせていただきたいと思
います。

まず、証券取引等監視委員会は来ておられます
か。

今、政府は、総力を挙げて日本社会をやみ社会
から守ろうとして、特にその代表である総会屋を
根絶しようというところで種々の方策をしております。

九月五日に、いわゆる総会屋対策のための関係
閣僚会議の申し合わせをして、これはもう経済界
あるいは警察、そのほかあらゆるところに対して
協力を求め、そして新しい施策を講じようとして
おるわけです。その中に「銀行、証券会社に対す
るより実効性のある厳正な検査等の確保」という
項目がありまして、そしてそこで「証券取引等監
視委員会は、体制整備等を図り、引き続き厳正な
市場監視に努める」という項目があります。

この問題につきまして、私は、午後参考人にお
見えになった紺谷典子参考人にお話を聞きました
ところ、今回の証券・金融関係について最も責
任のあるのは監視委員会が問題であるというお話
をされました。すなわち、証券監視委員会が迅速
かつ適切な措置をとらなかつたということは大
きな問題ではないかというふうなことを言われま
した。たしか、九一年に野村問題等に端を発して
証券スクランダルが起きたときに、アメリカのSEC
に見習って、証券業界を監視するためにこの
委員会ができたはずなのに、数年たつてもあのと
きの補てん問題なんかちつとも直らなくて、ずつ
と温存しておつて今回発覚したというか、表に出
たというのは、五年間もこの証券監視委員会があ
りながらその機能を發揮してこなかつたというふ
うにも言えなくもないという感じがするわけだ
す。

そこで、証券委員会に対してお聞きしたいのは、
「体制整備等を図り、引き続き厳正な市場監視
に努める」というふうな役割を果たすけれども、
総会屋対策のためにどのような役割を果たし、具
体的にどのような体制整備を図ろうとしておられ

るのか、その点についてお伺いしたいと思いま
す。

○滝本説明員 証券取引等監視委員会は、証券会
社に対する検査、日常的な市場監視及び犯罪事件
の調査などの活動を通じて、証券市場の公正
性の確保を図ることがその責務であると認識して
おります。

大手証券会社による一連のいわゆる総会屋に対
する損失補てん事件につきましては、証券取引等
監視委員会が、日常的な市場監視活動の中でその
端緒を把握し、調査を行った結果、告発に至つた
というところでございます。

証券取引等監視委員会といたしましては、いわ
ゆる総会屋が関与しているものも含めまして、証
券取引法違反行為につきましては今後とも厳正な
市場監視活動を行っていくこととしておりまし
て、そのために必要な人員の確保を図るとともに、
事務の効率化を図るためのシステムの拡充、ある
いは市場監視手法の開発向上などの体制整備に努
めてまいりたいと考えております。

○北村(哲)委員 アメリカのSECは、人員は大
体三千人以上と言われています。そして、告発す
る対象者、被告人ですか、毎年五百人から六百人
ぐらい、あるいは、告発件数は百五十件ないし二
百件というふうな、非常に大きな成果を上げてい
るようなんです。

今、陣容の整備を図るとおっしゃいましたけれ
ども、今現在で監視委員会ほどのぐらいの陣容
で、そして、この政府の申し合わせに基づいてど
のぐらいの陣容を新しく要求しようとしておられ
るか、そのあたりはどうなんでしょう。

○滝本説明員 現在、証券取引等監視委員会の人
員は約九十名というところでございまして、そのう
ち、今問題になっております犯罪事件の調査に当
たつておりますのは特別調査課でございまして、こ
れは約三十名程度の体制で行つていらっしゃるわけ
でございます。一般的に、証券法違反事件といいま
すのは、膨大な、複雑な資料・証拠収集が必要で
すし、多くの関係者から事情を聞く、その中で必ず

しも容易に真実を聴取するとは限りませんし、ま
た、刑事告発ということから、起訴、公判にたえ
得るような資料収集という精緻な作業が求められ
るということを理解いただきたいわけですね。

こうした中で、ことしに入りまして、この一月
から十月までに既に八件の告発を行つておりまし
て、この中で大手証券会社に対する一連の補てん
事件につきましては、当委員会が告発し、今、地
検が捜査を行つているというふうな理解しており
ます。

○北村(哲)委員 大変少ない陣容の中で一生懸命
やつておられることはよくわかりますし、その御
苦勞については頭が下がる思いですけれども、私
は、この証券取引委員会の果たす役割はとも大
きいものと思いますし、今は御担当の申しさしお見
えになりませんし、結局決めるのは大蔵大臣であ
り首相であると思うのですけれども、この体制は
とても大事なものであるから、本当に一人、二人
の人間、記録を見ますと毎年一人ぐらいしかふえ
ていないような状態なんですけれども、飛躍的とい
うか、倍増、三倍増にするような形の組織にし
なければ、これは今の証券業界を確実に健全にす
るものではないかと思つておりますので、ぜひそ
うのようにしていきたいと思つております。何かあ
りますか。

○滝本説明員 先ほど、御質問の中で、増員要求
をしておられるかということとちよつと答弁漏れい
たしましたけれども、現在三十人で特別調査課は
犯罪事件の調査をやつておるのでございすけれ
ども、来年度の予算要求の中で、現在十五名の増
員要求をさせていただいてるところでございま
す。

○北村(哲)委員 次の質問に移ります。どうもあ
りがとうございました。

ところで、その申し合わせの中で、「日弁連へ
の協力申し入れ」というふうなこともあります。午
後、久保利参考人をお呼びして、日弁連がいわゆ
る民衆対策委員会というのをつくつて、そこで
そのノウハウを取得した弁護士を企業との協力の

もとに、企業の要請に応じて出していつて、この
対策に当たるといふふうな話がありました。

具体的に、法務省は日弁連とどういふお話し合
いをされておられるのかについて御説明をお願いしま
す。

○下福葉國務大臣 お答えいたします。

法務省といたしましては、ことしの九月五日の
関係閣僚会議で申し合わせがございまして、いわ
ゆる総会屋対策要綱、先生御承知のとおりでござ
いしますが、その趣旨を踏まえまして、九月八日付
で事務次官から日弁連の会長さんあての文書を出
しまして、業界団体や企業からの相談に対する各
弁護士会や弁護士の一層積極的な協力を要請した
わけでございます。

具体的に申し上げますと、最近の総会屋の情勢
をみる書きまして、「この際、各弁護士会及び弁
護士に対し、業界団体や企業から本問題に関する
相談を受けた場合には、これに一層積極的に対応
するよう、改めて必要な指導等を行われたい」と要
請する次第です。「なお、本件に対する」「対応
につきましては、所轄官庁から経済界に周知する
こととされております」ということでございま
して、それを受けまして、今度は日弁連の会長さん
から御返事いただいております。

もう先刻先生御存じだと思ひますが、「要請の
趣旨は時宜に合ったものとして積極的に評価すべ
きであると考えます」ということでございまし
て、「業界団体並びに個別企業から総会屋問題に
関する相談があつた場合には、一層積極的に対応
して下さるよう、連絡方々要請申し上げます」と
という内容の文書を日弁連の会長名で弁護士会長
各位に出されておりました。「なお、当連合会民
事介入暴力対策委員会では、総会屋問題等につ
いて企業健全化方策検討部会で検討中であり、その
検討結果は適宜各弁護士会にお知らせする予定で
あることを申し添えます」といふような内容で
ございまして。

昨日、総理官邸におきまして、経団連以下銀行
協会あるいは証券業協会あるいは建設業協会等々

十二団体の代表者の方がおいでいただきまして、政府から、総会屋対策についての積極的な御協力、それから絶縁宣言、それから警察関係者との連携を密にしたい、とおおむねそういうふうな趣旨の要請をいたしまして、私からも、今申し上げましたように、日弁連との関係についてはこういうようなことになっております、したがって、それ、それぞれの団体の方々も弁護士会の方々とも相談されて対処されるようにお願いしたいという発言をいたしておきました。

○北村(哲)委員 日弁連への協力、そして日弁連からの協力ということに関連しまして、具体的に弁護士がこういう総会屋対策の前面に立つわけですけれども、いろいろと弁護士も危険にさらされることがあると思います。

それに関連して、先日、岡村勲弁護士の奥様が刺殺されるという悲惨な事件が起きた。そういうことはないように、ないようにというのは、絶対なくす、ないことはないわけで、危険な場面ですからあり得るわけでしょうけれども、警察の方にお願いするということはあるにしても、あの事件は一体、現在どうなっているんだろうか。事件の原因とか逮捕に至る経緯とか、そして現状、これについて御説明をいただけますでしょうか。

○佐藤(英)政府委員 お尋ねの事件につきましては、本年の十月十日午後六時ごろ、都内小金井市内に居住いたします弁護士さんの奥様が、自宅玄関先におきまして胸腹部を刺され、殺害された事件でございます。

警視庁におきましては、直ちに捜査本部を設置いたしました。聞き込み捜査、あるいは被害者及び被害者の夫をめぐるトラブルの有無等について捜査をしました結果、無職の男性が浮上いたしました。十月十七日殺人罪で通常逮捕し、現在、本件犯行の動機等を含めまして捜査中でございます。

○原田(明)政府委員 ただいまの警察当局からの御説明でございますが、警察当局により逮捕、送致されました被告人西田久につきまして、本日、

先ごろですか、東京地方検察庁検察官は、岡村弁護士夫人殺害事件につきまして、殺人の容疑により公判請求したという報告に接しております。

○北村(哲)委員 ちょうどまさに本日、つい先刻起訴されたというところをお聞きしました。

しかし、それだけではなくて、この件は恐らく山一証券の権益さんという方の殺人事件にもまた発展していくと思うのですけれども、そういう意味で、今後、こういうことが再びないように、しっかりとその関係者の身辺の警戒は必要だと思っております。

ところで、一部報道によりまして、その西田という容疑者、今は被告人でしようが、既に樽谷さんの殺害事件の容疑者として、容疑者じゃなくて、重要参考人になるのではありませんか、尾行されておった。尾行しておりながら、途中で見失った。その後の夕刻に殺人事件が起こった。なんという報道もあります。あたかも捜査の落ち度のようなことにも感じられるような報道がありましたけれども、それについては実際はどういうことだったのか、御説明をお願いします。

○佐藤(英)政府委員 そのような報道があったことは、私も承知をいたしております。

この相談室長の刺殺事件でございますけれども、この事件につきましては、山一証券株式会社と顧客との間でトラブルがなかったかについても捜査をいたしております。そして、トラブルの当事者の中に不審な人物がいなかったかという確認活動を行っておりますけれども、弁護士夫人殺人事件の発生した日以前におきましては、特定的人物を相談室長刺殺事件の容疑者としてマークしていたということとはなかったと承知をいたしております。

○北村(哲)委員 わかりました。

次の質問に移ります。

十月三十一日の読売新聞によりまして、警察庁長官が官房長官の「徳政令」発言を批判、という見出しの記事が出ておりました。たしかどなたかの発言の中に徳政令というふうなことに近い、

上申書を出して罪を減ずるようなことの話もありました。

その内容を読みますと、官房長官が十月二十三日の衆議院の財政構造改革特別委員会の席上で、総会屋につけ届けとかしてきた人は言ってくたさい、そういう大分前にあった、思い切った一回やって、このような事件は根絶しなければならぬと言ったということに対して、警察庁長官が、総会屋と関係が続いている企業に対しては厳然として対処すると言って、官房長官の見解は受け入れられないとの立場を明らかにしたという報道があるわけです。

こういう徳政令みたいな例が実際あったのかどうかということも、江戸時代はあったでしょうけれども、今の社会にあるかどうか。私の記憶はなないのですけれども、それを含めて、警察庁長官はこういう意図でそういうことをおっしゃったのか。要するに官房長官の発言を批判されたというふうなことで、そのまま受け取っていいのかどうか。御説明をいただきたいと思います。

○佐藤(英)政府委員 まず、警察におきましては、暴力団、総会屋等への対策につきましては、企業がこれら反社会的勢力との関係を将来にわたって遮断するということが重要だというぐあいに考えておまして、かねてより企業が暴力団、総会屋等との関係遮断に向け真摯に努力している場合には積極的に支援してまいりたいというぐあいに申し上げ、企業からの警察に対します積極的相談を呼びかけてきたところでございます。

しかし、そのような努力の見られない企業、あるいは警察の捜査により結果として暴力団、総会屋等への不正な利益供与が判明した企業につきましては、厳正な態度で臨むことは当然であるというぐあいに考えておまして、先日の警察庁長官の発言もこのような趣旨でなされたものでございます。

なお、官房長官におかれましては、同様の認識を持たれているというぐあいに理解をいたしてお

ります。

○北村(哲)委員 外国、アメリカなんかあるのかもしれない。徳政令みたいな、そういうものは実際にあったことはあるのですか。その辺、もし御記憶があれば。

○原田(明)政府委員 私も具体的な歴史的な事実につまびらかでございませぬが、明治以前といえますが、江戸時代におきまして、ある一定の事象があった場合に、例えば借金を一律に免除すること、その種のいわば現在でいいます恩赦的なことが一律に行われたというふうなことがあったやに聞いておりますが、現在は、そのようなことがもし行われるとすれば、大赦令その他の恩赦法の規定によって行われるということになるかと思っております。

○佐藤(英)政府委員 ちょっと補足をさせていただきます。いただきたいと存じますけれども、官房長官が答弁されましたときには、いわば徳政令みたいなことがあったと申し上げた趣旨といえますのは、警察におきまして、平成四年ごろから、先ほど私が答弁申し上げましたようなことを企業に対して直接申し上げてまいりました。そうして、平成六年に警察庁長官が記者会見におきまして同種の発言をいたしましたわけでありすけれども、その際に、報道は、過去は問はずという報道がなされました。そのことを指しているのではないかと、あいに推測をいたします。

ただし、その当時警察庁長官が答弁をいたしましたのは、実は、過去は問わないというぐあいは申し上げておきませんで、先ほど申し上げましたように、絶縁しようとする真剣に努力している場合には捜査の重点は将来に置きますよ、また要求してきた者に対する恐喝事件に重点を置きますよ、しかし、暴力団、総会屋等を積極的に利用するような、そういう放置したい事実がある場合には厳正に対処いたしますというぐあいにあわせて申し上げておまして、そういう包括的な意味においての例えの表現であったというぐあいに私も受けとめております。

○北村(哲)委員 説明を聞くとわかるのですが、私もこんな感じがないうふうに思っておったのですけれども、何かきょうのこの委員会の前のどこかの場面で、上申書を出したら免除したらどうかというふうな話があったもので、あれあれと、やはりこういう話というのは案外真実味を帯びて世間にあるのかという気がしましたので、ちょっと注意的に、犯罪に関するものについて、そういうことはないのであることはしつかりしてもらわないとまずいというふうな気持ちで、私はあえてこれを聞きました。

次に、五十六年当時の問題に戻りますけれども、五十六年改正のときに総会屋防止のための方策として、そのころはびこっていた総会屋の特徴的傾向として、当時の警察庁の深山さんとおっしゃる、当時は捜査二課の課長補佐さんだったようですけれども、もう十六年前ですけれども、その方が論文で次のように指摘しておられる。幾つかの特徴点を挙げておられる。それを私ちょっと読み上げますけれども、これらの特徴が現在でも同じなのか、あるいは顕著に変わった点はないかという点なんだろうかとこの点について、御説明をお願いいたします。

深山さんは、次のような点を指摘されておられます。第一点は、総会屋のグループ化、集団化が進んできたことです。昭和五十五年の調査では、総会屋のグループが五二三、構成員は三、六〇一人に達しています。第二点は、暴力団が総会屋の活動分野に進出し、総会屋をその支配下におく傾向を強めていることです。特に山口組系、住吉連合、稲川会等の広域暴力団の首領、幹部クラスの進出が目立っており、今後ともその傾向は強まるだろうということです。

第三点は、活動の多様化傾向であります。いわゆるほとんどの総会屋が雑誌、新聞等の刊行物を発行し、または発行していない総会屋はブックジャーナルなどと結託して、社長や会社役員などのスキャンダルを集め、これを利用し

て企業に浸透しようという傾向を強めています。第四点としては、活動地域の広域化です。ほとんどの総会屋が地方都市へ進出し、その活動領域を拡大しているのです。第五点としては、総会屋に対する警察の取り締まり強化、企業の自主的な締め出しの動きの中で、さらに今回の商法改正の動き等も重なって、総会屋が一般的に表面上は低姿勢を示す傾向にあります。このような特徴点が指摘されています。

私はこれを読んで、人数は別にしても、今ほとんど変わっていないという気がするのです。そうすると、五十六年の改正は一体何だったのだろうという気もするのですけれども、その点を踏まえて、今変わっている点、それから、そういう点をどのようにされるのかということ、簡単に御説明願いたいと思います。

○佐藤(英)政府委員 今御指摘の数字は、たしか昭和五十五年の数字であつたかと思ひます。それで、改正商法が施行されましたその翌年に当たりますけれども、昭和五十八年当時と現在を比較いたしてみたいと思います。

まず、人数、グループ数でございますけれども、昭和五十八年におきましては、総会屋数は約千七百名、グループ数は約七十五グループでございます。それが、昨年、平成八年におきましては、約千人、そしてグループ数は約三十五グループでございます。ということで、やはり改正商法が施行されました以降、大部分の部分にしましては変わっております。

それから、暴力団の関係につきましては、平成八年におきましては、千人のうち約九十名ぐらいが暴力団勢力、要するに構成員、準構成員でございますけれども、他の者にありまして何らかのつながりがあるというぐあいに見えております。そのあたりの状況は大きな変化はないのかなというぐあいは思ひますけれども、ただ、その度は、暴力団との関係につきましては、平成三年から四年ごろからさらに強まっているというぐあいに、私どもはそういう印象を受けております。

それから三点目に、総会屋の活動の態様につきましてでございますけれども、商法改正以前につきましては、直接現金を受け渡すというものが多かったように思ひますけれども、現在は、いろいろな経済取引を装ったり名目をつけているというぐあいなことで、その手口は巧妙になっているというぐあいなことが言えようかと存じます。

○北村(哲)委員 新しい事態に對して、今私どもは対処しようとしておるわけですが、今私どもも、総会屋への利益供与の方法として、海の家利用の徴収とか、情報誌や広告費名目での供与が問題になっております。

昨日の夕刊では、読売新聞が「企業対応さまだ」という特集を組んで、企業側は総会屋と認識した上で送金したという会社がある一方、あくまで海を家の利用のためと突っ張る会社もあるというふうなまだ報道されておる。また、毎日新聞では、でかどと城山三郎さんの特集が出ておりました。そこでも、海を家の利用代なら、総会屋も企業もこのやり方なら検挙されないうと思つてやつたのじゃないかというふうな言つて、その巧妙さに舌を巻いておられる。

それから、今回の法改正について、いろいろな人の意見、きょうの参考人もそうなのですけれども、改正にしたって全然甘過ぎるんじゃないか、逆に、ほかのバランスから考えて重過ぎるという意見ももちろんありますが、素朴な意見としては、一体これで取り締まれるんだろうかということに對して、いや、こんなことぐらいでは無理だよというふうな感じがします。

このような状況、誌の購読料とか広告代あるいは海を家の利用代などの形態をとる場合に、利益供与罪や要求罪で取り締まれるのだろうかというふうな一般的な素朴な気持ちがあるのですけれども、それはどのようにお考えでしょうか。

しかし、刑罰の加重というのはほかのバランスとか日本全体のバランスの中で大変難しい問題があるもので、今回の御苦勞はわかるのですけれども、時効の延長ということではちょっとおもしろい意見がありました。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。いわゆる総会屋をめぐります利益供与、その供与を受ける行為、また要求する罪は、株主の権利の行使に關して利益を授受いたしましたり、これを要求することによって成立する罪とされております。

今回の時効の延長も、刑の重さに比例して時効が延長されたのですけれども、エコノミストの九七年七月十五日号に、山田齊さんという方の論文の中に、アメリカでは、銀行犯罪に關して、「法律を厳格に適用したばかりでなく、法律を強化した。まず銀行詐欺罪の時効が五年だったのを一〇年に延長した。事前に刑が定められていないと罪にならないという罪刑法定主義は日本と同じだが、時効はその範囲に含まれないというのがアメリカの考え方だ。」というふうな論文なのですね。

それから、これらの罪が成立するためには、株主の権利の行使、または不行使に対する対価の趣旨、例えて申しますと、株主総会で会社に有利な発言をしたり、あるいは不利な発言をしないようにということの見返りとしての趣旨が必要とされ

私も初めて見るお考えなのでちよつと頭をかしげたのですが、まず、法務当局にお聞きしますけれども、時効というのは罪刑法定主義の範囲には含まれないのでしょうか。

○原田(明)政府委員 アメリカにつきましては、何分外国のことでございますが、必ずしも理論的な詳細について完全に把握しているわけではないのでございますけれども、我が国におきまして、事後的に時効期間を延長する立法を行ひまして、既に行われた犯罪行為にも適用するということになる、一般的には、事後法の禁止を定めました憲法三十九条との関係で問題を生ずるおそれがあり、極めて慎重な検討を要するところであるとされております。

特に、一たん時効が完成した犯罪につきまして、再び時効未完成の状態に復するというようなことで、その処罰を可能とするような立法は、この憲法第三十九条の趣旨にかんがみまして、問題はさらに大きいだろうと解されております。

○北村(哲)委員 そういふところだと思ひますね。だから、現在、時効進行中のものでも、それをさらに延長することも問題であるし、時効完成したものについてはなお問題だということですね。はい、わかりました。

アメリカでそういう話が出てくるということ、は、全体としてやはり、こういう犯罪に対してはもつと厳格にということの考え方があらわれていて、話が飛びますけれども、今回、ニューヨークの市長さんが共和党からお出になつた。その人の主張は、ニューヨークにある犯罪をとにかく根絶するという強い姿勢が市民に受け入れられたということがありますので、まさに今の社会は犯罪との戦争といひますが、犯罪に対してどのように厳正に対処するかということがまさに我々に与えられた使命だと思ひますので、どうかその辺、いろいろと話が別になりましたけれども、何とか法律と犯罪に対して、どのような法律が一番的確なのか。それは、ほかのバランスもあるけれども、今の社会がどんどん進んでいる、そして、犯罪が

特別な形で、昔とは違つた形で社会を侵食し始めているということに対するいわゆる刑罰の考え方をもた必要かと思つております。

ところで、次の質問に移りますけれども、今回の改正法の要求罪は、刑法百九十七条の二から百九十七条の四の収賄罪と同じだといふふうに言われました。確かに、そういうふうになつておられると思ひます。そうすると、刑法百九十七の二の収賄罪については、要求だけでなくて約束罪もあるわけですね。これについてもやはり、この委員会の中でも、要求をするのもまづいけれども、それに應じるのもまづいのではないかと、だから要求承諾罪なんかをつくつた方がいいと参考人のどなたかがそんなことを言つていて、そうしないと、これは持ちつ持たれつの関係だから、それが必要なのではないかという意見もありました。

だから、そういう意味では、約束、わいり罪の約束といふのはまさに應じる方ですね。これだつたら要求承諾罪みたいなものだと思いますので、これはなぜこの中に入れることができなかったのか。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。この改正で新設することとしたしております利益供与要求罪に言う要求とは、刑法上のわいりの要求罪と同様という点は御指摘のとおりでございます。相手方に対して、趣旨を認識する状態において、財産上の利益の供与を求める意思表示をすることを意味いたしております。

この要求罪新設の趣旨は、いわゆる総会屋が利益供与を要求する行為自体を独立して処罰することといたしまして、総会屋に対する制裁を強化するとともに、これによりまして、会社関係者といひましては、利益供与の要求を受けた段階におきまして捜査当局に対して、それはもう犯罪として成立するわけでございますから、犯罪の届け出をするのを可能にする。したがひまして、早期かつ効果的な摘発を図ることが期待されるわけでございます。

そこで、一方で会社側といひゆる総会屋との間

の約束行為を処罰の対象にしたかどうかという考へがあるわけでございますが、そのことを要求を受けて約束してしまひますと、それは既にまたその段階で犯罪を構成することになります。と、要求段階で総会屋の摘発を可能とすること以上に、事業の早期摘発や会社と総会屋との癒着関係の排除に資するところはそれでは少ないのではなからうかと考へられたわけでございます。

また、約束罪を設けてしまひますと、約束をした会社側が実際には捜査当局への通報を避けようとするおそれもあるのではないだろうか。結局、先ほどの御議論にございまして、この利益の供与と受供与は、ある種の持ちつ持たれつという関係にあることは事実のようでございます。

ただ、事案によりましては、会社側としてはできるだけ避けたい、もう手を切りたいという場合に、要求されたら、その段階で要求罪が成立するのでございまして、それについて捜査当局に対して、届け出をして、取り締まつてくだされいといふことが言えるようにしたいというのがその趣旨でございまして、要求罪以外にあえて約束といふ構成要件を設ける必要はなく、また相当でもな

わいり罪における約束罪というのが成立すると考へられておりますのは、そのことを超えまして、公務に關しまして、ある種のわいりの授受を要求されまして、それを約束するということがあつたこと自体が、やはり公務の廉潔性に対する重大な問題を生ずることが恐らくあるのではないかと思ひます。

利益の要求、また実際の供与の関係ではそういう関係ではないだろうといふことで、今回は、要求罪を独立して処罰させていただくようにしたいといふのがその趣旨であるわけでございます。

○北村(哲)委員 わかりました。

次に、これもしばしば問題になつてゐるのですが、社外取締役制度といふことがしばしば出ております。

それで、先ほども申しましたが、きのうの夕刊に城山三郎さんが、「トップ、気概を持って」という大きな新聞記事が出ておりましたけれども、この中で、「社長の地位は、今のままでいいのでしょうか。」といふのに対して「そうは思ひません。米国人なんかは社外重役の存在も大きいし、会長との役割分担もできている。社内の権力がうまく分権して、チェック機能も多いんです。ところが日本は社長がオールマイティーになつていて、みんなが社長の、つまり殿のご安泰だけを考へて、」云々といふふうなお話をされておられますね。

こういうことを言われている反面、会社法の大家である河本一郎先生は、日本の企業ではもつと社外取締役を入れさせるべきであるという意見もあるけれども、他方、内部取締役を中心として構成されている我が国の取締役会がその経済的効率性の点において極めてすぐれていることもまた実証されておるというふうな見解も述べておられます。しかし、このような体制はワンマン体制の独走を抑止できない制度的欠陥を持っているんだといふふうなことを言つておられます。

法務当局はこの社外取締役についてはどのような考へをお持ちなのだろうか、御意見を伺つておきたいと思ひます。

○森脇政府委員 今先生御指摘のとおりでございますが、取締役につきましては現行法では何ら制約を課していない、欠格事由はございましてけれども、これを除くとだれでも取締役に選任していい、こういう形になつてゐるわけですね。ところが、日本の企業の実情を見ると、いわば会社の従業員から勤め上げで取締役になつてくるというものが大部分だ、こういうふうになつてゐるわけですね。

社外取締役がいいのか、あるいは日本で多く行われている従業員から勤め上げの取締役がいいのか、これは先生御指摘になりましたとおり一長一短だ。メリットも大きいし、場合によってはデメリットも大きい、こういうものでございま

す。

結局、この点は、商法でどう扱うかということになりますと、メリット、デメリットもある、その会社の状況によって違うということになってまいりますと、大会社の監査役に採用したような社外監査役というような形で、一定割合以上は社外の監査役の選任を強制するというような形がとれるかという点、この問題に対しては、むしろ、その会社社会の事情に応じて総会で決めていただくという制度の方が合理的なのではないかというふうに考えておりますし、現に、現在の法制度のもとでも、社外取締役を多く採用して成功したという例も聞いておるところでございます。

○北村(哲)委員 今の御意見を拝聴しておきたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひます。

刑罰の執行ということでは、確かに犯罪の防止に大変必要なことでありますけれども、一面、厳正かつ的確な行政処分というものはあわせてとても有効な手段であると思ひます。交通違反なんかの問題についても、刑の執行とそれからあわせて運転免許の取り消しあるいは停止とかいうのが非常に効果を上げてゐるのと同じように、本件総会屋の問題についても行政処分の執行というのは大変有効なものだと思ひますけれども、この間の一連の銀行と証券会社に対しては実際に今現在どのような行政処分が行われているのか、これについて御説明をお願いしたいと思います。

○小手川説明員 まず、今般の証券会社及び銀行をめぐる一連の問題によりまして投資家それから預金者等の信頼が著しく傷つけられたという点については、遺憾に思つてゐるところでございます。

先般、これは七月三十日でございますが、野村証券それから第一勧業銀行に対して厳正な行政処分を実施したところでございます。

その内容といたしましては、まず、野村証券に對しましては、株式関連の自己売買業務及び公共債の引き受け等について約五カ月の業務の停止、

それから全店での株式関連業務の一週間の停止が含まれてゐるところでございます。

また、第一勧業銀行につきましては、国内営業所におきましてこの新規の顧客に対する与信取引及び公共債の引き受けにつきまして同様に約五カ月の営業停止を含む厳正な処分を実施してゐるところでございます。

○北村(哲)委員 この行政処分が本当に適切かどうかというのには私自身ちよつとわからないのですけれども、そのほか今とんどん進行中のものについて同様な形での処分というのは行われる予定なんでしょうか。

○小手川説明員 現在報道されておりますところの大手証券三社につきましては、今後、証券取引等監視委員会の方から私どもの方に対して行政処分に関する勧告が出た段階で、聴聞等の必要な手続を経た上で内容を決定したいと思つておりますが、いずれにしましても厳正な対処をしたいと思つております。

○北村(哲)委員 今回の件については、本当に一番大事な時期、行政処分についてもまた刑事処分についても誤つてはならないというふうなことを考へております。適切な処分をすることが将来に對するいい影響を与えるのだと思つております。

ところで、総会屋対策についてはいろいろと私も考へてまいりました。ただ、これは単に総会屋対策ではなくて、組織犯罪全体に対する問題、それを大きくとらえていかなければ解決しないだろうというところは当然のことだと思つております。

今法務省の方でも、再三というか時々お話しになるような組織犯罪対策法を検討しておられると言われます。総会屋対策との関連で、余り広く言われると困るのですけれども、法案の問題になつてしまふまでも、関連において、この組織対策法はどのように機能していくような形になるのだろうか、その辺について御説明をいただきたいと思ひます。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

組織的な犯罪に對処するための刑事法の整備につきましたは、本年九月十日に法制審議会の答申をいただきました。現在、できるだけ早く国会にその法案の提出をいたすべく鋭意作業中でございます。

その内容の一部といたしまして、ただいまお尋ねの点に關して申し上げますと、反社会的な各種の勢力の正常な経済活動への侵入を阻止すること等を主要な目的といたしまして、犯罪によつて得た収益について適切な規制を行うため、これを隠匿、收受するいわゆるマネーロンダリング行為を処罰する規定の新設や、犯罪によつて得られし利益の没収、追徴制度の充実等が盛り込まれております。これは、一般に、組織によつて犯罪が行われる、むしろ犯罪そのものが収益を目標として行われるという組織的な犯罪の特徴を考へまして、犯罪をペイさせないという観点からそのような措置をとりたいということで、これは国際的にも相協力してそういう体制を整えつつある一環と考へてゐるわけでございます。

そういう状況でございまして、商法上のいわゆる総会屋をめぐる犯罪の収益もこれらの規制の対象となつてゐるのでございまして、かかる規制によつていわゆる総会屋対策としても効果を期待できるものと考えております。

○北村(哲)委員 一点聞き漏らしたかもしれませんが、一匹オオカミの総会屋が利益供与でもらつたお金というのは、これは今言われるその組織犯罪に關する法律のマネーロンダリングの規制に当てはまるのですか、たつた一人の人間が取つたお金。

○原田(明)政府委員 その点につきましては、最終的にどういふ法案になるかという点にもかかわるわけでございませうけれども、主として、組織によつて行われるという点に着目してゐる場合には、そのような状況にならない場合もあるだろうと思ひます。ただ、この商法上の総会屋ということになつてまいりますと、基本的には、商法上は、得た利益というものは一元的には会社に戻し

ていくという点もございしますし、また、刑法上の一般の没収、追徴規定も適用されることがございします。それは事案によりましてまた適用關係が変わつてくるだろうと思ひます。

○北村(哲)委員 わかりました。

さて、私も、最後の質問に移つてまいります。さまざまな対策をどうとらえておるのですが、結局、最後の担保となるものは、正義の味方といひますか、司法権力といひますか、司法が社会の中で適切に確立されて、そこでチェックをするこゝによつて自由な社会が担保されるという形になつておるのですけれども、日本の司法は、裁判所といひ検察庁といひ、一生懸命やつてゐるのはわかりますけれども、量的にあるいは構造的に極めて弱いのではないかと申されておる。

今、新しい自由社会、規制緩和あるいはビッグバンを迎えて、司法がしつかりしなければこの自由社会は保てないのだという考へのもとに司法改革が叫ばれておりますけれども、法務大臣におかれましては、そのあたりはどのようなことを考へなのか、御所見を伺いたいと思ひます。

○下村(國)大臣 大変重要な御指摘だと思ひますが、今行政改革ということが言われておりますが、政府も真剣に取り組んでゐるわけでございしますが、先生の御指摘は、そういうふうな意味から、司法制度、司法改革というものはいかにあるべきかという御質問だろうと思ひます。

昨日もちよつと私、新聞を見てまして、「小さな司法」からの転換を」といふ、これは毎日新聞の論説の方の書かれた内容でございます。たまたま同じ日に、「四十年裁判」を避けるために、これは朝日新聞。これはどういふことかといひますと、例のオウムの事件が長期化してゐる、何か工夫はないのかというふうな考へ方から書かれてゐる。毎日の新聞のように、そういうふうな現在抱える司法の問題をたくさん取り上げられておられます。

これはやはり何とか考へないといふかぬなとつく

づく思うわけですが、考えれば考えるほど問題が多いということにおつかるわけでございます。頭が痛いのですが、そんなことを言っておれませんか、自民党の中でも司法制度調査会で取り上げて幅広く検討されようとしておられますし、これはもう大変いいことだな、こう思うわけでございます。

司法の問題については、もう先生今御指摘のとおり、やはり法秩序の維持と国民の権利の保全ということが何といても基礎にあるわけでございます。これが国民生活の基礎でございます。この基礎が崩れれば、経済活動なり政治活動なり諸般の活動というのはみんな崩れてしまうわけでございますから、それだけがちりちりしてはいけません。

実は、最近、最高裁の長官もかわりになりました。早々に私も会いたしました。それから日弁連の会長さんにももう何回もお会いいたしておりますし、いろいろな問題をぶつけているわけでございます。新聞報道にいろいろございましたように、長年かかりまして、法曹養成の問題につきましては、先般来、やつと法曹三者の合意がいただけまして、司法修習生の人数をふやすとか、あるいは年限を若干短縮するとかいうふうな結論が出たわけでございます。そういうふうなことを踏まえまして、また法律の整備なりなんなりしなくてはならない。

私は、法曹三者、よく申すわけでございますが、今までの司法に対する問題を検討いたしてみますと、三者の意見が合わなくてつづけていることが大変多いのです。たくさんございます。例えば、先ほどお話しになりました少年法の問題一つにしましても、それから刑事施設法の問題にいたしましても、これは意見が合いませんでした。どういふことかといいますと、監獄法といって明治の法律で片仮名の法律が、今矯正業務の基本になっているというふうなことでございます。

そういうふうな基本的な法制の整備の問題と同時に、先ほど来お話しになっているコーポレート

ガバナンスの問題とか、あるいは債権譲渡の活性化ということで、規制緩和、国際社会に対応しようとか、いろいろな問題が次から次へと出てきています。そういうふうなことを考えますと、裁判所にいたしましても、法務省にいたしましても、やはりその辺の体制の整備というものが、何とか緊急に、重要ではなからうか。

先般も最高裁長官がお見えになったときに申し上げたのですが、毎年、最高裁から増員の要求が出る、十二名だとか何名だとか、判事補の要求が出るのです。哲学がないのではないですか。例えば、日本の司法というふうなものはどういう意味を帯びていくのか、そういうふうな中で、将来を見通して計画的に、どういふふうにするのかを整備していけばいいか。法務省にしてももちろんそうでございます。やはり、そういうふうなことを法曹三者の中で合意を見なければならぬ。なかなか進まないという問題もございまして、精神的にそういうふうな問題に取り組みまして、いろいろな問題たくさんございますが、一つ一つ解決に向けて努力しなければならぬ、こういうふうな思いでございまして、皆様方の強い御支援をお願いしたいと思っております。

○北村(哲)委員 時間があとわずかになりましたが、今大臣のおっしゃった――本日に大臣が参議院の法務委員会、裁判官の増員に対して、哲学がないということをおっしゃられたのはよく覚えておりますが、きょう、裁判所も来ておられますから、哲学を聞きたいと思っております。

それと、法曹三者が、確かにある時期は対決姿勢もあつたと思えますけれども、それは協力してやりたいというところは私も同感でございます。それからもう一つ言いたしたかった。自民党さんが今司法改革に対してとても積極的に取り組んでおられることについて私は敬意を表したいと思っております。

それにつけても、司法を強くするというのは、もう簡単に言えば、人数をふやして予算をふやすということに尽きるということではありません

が、それが一番早いことであると思うのですけれども、どうも裁判所といい、それから法務省といい、何か少しずつ、ちびちびしか請求しない。まさに哲学、果たして司法改革の大きい企画のもとでそういうものを出しているかどうか、疑わしいような感じがします。

司法試験改革が今言われておりまして、今まで七百五十人であつたものを来年度から一千人にするというくらいのことを決めました。それも大変な英断と思うのですけれども、たつたそれだけでいいのだろうかという話も片やあるわけですね。その点について、もう時間がありませんので、長らく待たせましたが、ひとつ、法務省当局に、まず司法試験に關連して、大幅に司法人口を伸ばすべきだということを対して、どうしてこういふ臭いのかということについて御意見を伺いたいと思っております。

○山崎(潮)政府委員 答え申し上げます。法務省といたしましては、司法の機能を充実して国民の法的ニーズにこたえるため、法曹人口を大幅に増加する必要があると考えておるところでございます。

具体的数字につきましては、法曹養成制度等改革協議会の意見書に多数意見として示されているように、法務省といたしまして、中期的には年間千五百人程度を目標といたしましてその増加を図る必要があると考えているところでございます。

今回の千人という問題につきまして若干御説明させていただきます。先ほど申し上げましたように、千五百人程度への増加という点については多数意見でございます。しかし、その中の意見の中には、当面、合格者について年間千人程度にすべきであるという意見も多数ございまして、日弁連の意見もその点では多数意見と一致したわけでございます。

この法曹養成の關係で人数をふやしていくという事は、現下の喫緊の課題である我々は認識しております。そういう点にかんがみまして、現状の修習の受け入れ体制のもとで、やはり可能な限り速やかにやっていくという方針をとったわけでございます。そういう観点からまいりますと、現在、マンツーマンシステムの教育を行っておりましても、そういう現在の修習環境のもとで現行と同様の修習を行おうとする場合には、司法試験合格者年間千人程度の受け入れが現状の体制の中では限度であるということで、そういう決定をしたわけでございます。

したがって、この千人程度への増加をまず早く実現した上、その修習の内容や方法の改善あるいは受け入れ体制の問題、こういう点を勘案しつつ、さらなる増員、増加の検討をしていく必要があるというふうな認識をしております。

○北村(哲)委員 時間がありませんけれども、一点、裁判所に、長くお待たせしました。今裁判官が非常に少ない、裁判官の負担が多過ぎる、にもかかわらず、裁判所は、今の司法修習生の広がりや並行して同じように広げられなければならないけれども、ちびちびしか増員を請求されていないというふうなことも言われております。そのあげく、裁判は遅くなる、そして裁判官の負担は大きくなるということで、裁判所の力をますます弱めているような感じがするのであれば、一体どのくらいの規模まで大きくしようとしておられるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○浦井最高裁判所長官代理者 委員御指摘になりましたような社会情勢の変化といえますが、そういうものを考えますと、恐らく今後、司法に対する国民の期待というのはますます大きくなってくるだろうという事は我々も全く同様に感じておるところでございます。やはりこういう国民の期待にこたえていくような体制、これは人的体制を含めて、そういうものを整備していく必要があるだろうと思っております。

裁判官の人員のお尋ねがございましたが、これは最近の動きを見ていただきますと裁判所の増員方針というのはある程度おわかりいただけると思

うのですが、従前に比べますと随分積極的な増員を図ってきております。最近の五年間でいいますと六十四名という裁判官の増でございまして、この数のスケールをどう見るかというのは、平たく申しますと、例えば横浜地裁の本庁、これが四十名余りの裁判官を抱えた庁でございまして、それから神戸地裁の本庁というのは、やはり二十名余りの裁判官を抱えた庁であります。いわばこの二つを合わせたような、かなり大きな規模の庁を一つ新設した程度の人員増は図られておるわけであります。

ただ、委員御指摘のように、今でも首都圏を中心に、かなり事件負担が重くて繁忙な庁はございまして、今後とも事件の動向等を十分見ながら、さらに人的な体制の充実強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○北村(哲)委員 終わります。

○塩川委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

私は、きょうは一連の総会屋をめぐる事件の出发点となりました、総会屋小池隆一にかかわる金融・証券会社の犯罪に関して質問をしたいと思っております。それは、現に起きている事件の真相の解明なしに、総会屋根絶のための的確な対策など打てるはずがないと考えるからであります。ぜひ、そういう立場から、お呼びしております関係各庁におかれましては、真相解明という立場から御答弁を願いたいと申し述べておきます。

最初に、第一勧銀の問題についてであります。先ほど、前の質問者からも質問がありましたから、私の方から述べます。

大蔵省は、ことしの七月三十日、第一勧銀に対して、銀行法二十六条、二十七条に基づく行政処分を行っております。簡単にいいますと、その中身はこういふものです。二十七条に基づく行政処分は、ことしの八月六日から十二月三十一日まで、与信取引を停止する、国債、地方債、政府保証債などの公共債の引き受け及び入札への参加

を禁止する、これが中心であります。それから、二十六条による処分は、ことしの八月六日から来年の八月五日まで九一年間、第一勧銀の営業所の新規設置等、新規業務の禁止であります。そして、同時に業務改善命令がなされております。ことしの九月十九日までに計画書を大蔵省に出せ、そして六カ月ごとに実施状況を報告させる、それが中心かと思っております。これはもう答弁は要りません。

そこで、大蔵省に質問いたしますが、大蔵省は銀行法二十四条並びに二十五条によって、銀行に対する調査権、立入検査権があります。本第一勧業銀行に対して、この事件に対する行政処分をするに当たってどのような調査をやったのか、御答弁願います。

○内藤説明員 お答え申し上げます。

今般の第一勧業銀行に対する行政処分を行うに際しまして、私ども大蔵省といたしましては、同行に対し、今回の事件に係る一連の事実関係等につきまして徹底的な調査を指示いたしましたところ、同行から、弁護士も参加をいたしました行内調査委員会というものを設置をいたしました。同委員会によります調査結果の報告がございました。

この報告は、今委員御指摘の銀行法の二十四条に規定されておりますものでございまして、その真実性につきましては罰則により担保されているというものでございしますが、この報告によりまして、同行が不適切な業務運営を行っていたということが認められまして、さらには大蔵省の検査を回避するという銀行法違反の行為を行っていたことが明らかになったと。そして、同報告に加えて、平成六年十月の大蔵省検査における資料等から検査忌避の事実を把握いたしましたので、当省から検査当局に対し刑事告発を行い、検査当局から同行が銀行法違反の容疑で起訴をされました。商法違反の容疑で検査当局から経営の最高責任者を含む多数の役員が逮捕、起訴されたといったことなどを踏まえまして、同行に対し、委員御指摘

のような、銀行法第二十六条及び第二十七条に基づく厳正な処分を実施したということでございします。

○木島委員 ありがとうございます。

第一勧銀に行内調査委員会をつくらせて徹底的な調査をさせた、そして大蔵省に報告を求めた、それが中心かと思うのですが、本年六月に大蔵省に中間報告が出され、最終報告が七月二十五日に出された、それでよろしいですか。

○内藤説明員 かように認識をしております。

○木島委員 大蔵省が処分をなすに当たっては、利益提供罪で東京地検から公訴が提起されたという点も理由になっておりますので、法務省に、数字だけで結構ですから、既になされた第一勧業銀行等に対する商法違反事件の公訴の概要を示してほしい。もう名前も結構です。何人が起訴されているのか、いつからいつまでの、どういう、何回に及ぶ利益提供と非が起訴されたのか、総額は幾らだったのか、奥田前会長についてはどういう共同犯関係になっているのか、それだけで結構です。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

第一勧銀をめぐる利益提供事件につきましては、その公訴事実の概要でございますが、平成六年七月から同八年九月までの間、前後五十二回に分かれ、合計百十七億八千二百万円を貸し付けてその金融の利益を株主の権利の行使に関して供与し、小池はこれを受けたというものでございします。

なお、お尋ねの奥田前会長につきましては商法違反、利益供与ということで公判請求されております。

○木島委員 被告の人数は。

○原田(明)政府委員 同行元会長ら同銀行関係者十一名でございます。

○木島委員 もう名前は言いません。十一名が起訴された。

それで、第一勧銀の総務部担当の取締役とか個々の被告は自分が関与した部分だけが起訴されているのですが、私、公訴事実を読みますと、奥

田会長は今御答弁の百十七億八千二百万円、平成六年七月から平成八年九月まで五十二回分全部について共犯という構成をしているのですか。

○原田(明)政府委員 そのように承知いたしております。

○木島委員 ありがとうございます。

それで、実は私は、大蔵省から第一勧銀がことし七月二十五日に大蔵省に提出をした、先ほど御答弁の調査報告書の本文ではなくて、要旨が書かれた調査報告要旨なるものを渡されました。平成九年七月三十日付の第一勧業銀行作成の調査報告要旨であります。しかし、これを読んだのですが、事件の大事な真相はいま一つ明らかではないというのが率直な感想であります。以下、幾つかの点について質問していきたいと思っております。

まず第一点であります。第一勧業銀行の小池に対する平成元年二月八日の日本円換算で三十一億六千万円の融資、これは日本円で渡されたのではないわけでありまして、当時の円換算で約三十一億六千万円になりましたが、この融資が実は野村、大和、日興、山一、いわゆる四大証券会社の株式三十万株の購入の原資になった。この一連の事件の出发点となった非常に重大な融資であります。これが事実上担保なしといいますが、これは語弊がありますから正確に言いますと、これを融資をして、これで四大証券の三十万株をみんな買収、そしてその株を担保にする、そういうやり方です。銀行関係の言葉によりまして、担保徵求事後扱いの貸し出し条件をつけてこれだけの金を融資したという、非常に専門用語であります。

それで、第一勧業銀行が現実にこの四社、三十万株、百二十万株を取得したのは同年の二月十七日と報告されております。融資が二月八日ですから、当然であります。十七日になったわけでありまして、それはともかくとして、この報告書によりまして、融資の際、審査第一部が融資したというので

すが、審査第一号は、四社のそれぞれの三十万株を小池が持つことの意味については「思い至らなかった。」という記載があるのです。これは本当におかしな話ですね。小池という者が総会屋であることは重々承知してはいたはずであります。それはもうそれに至る経過も書いてありますから承知していた。しかも、この三十一億六千万円の融資は小池が直接申し込んだのではない。小池の裏にいる、いわゆる大物総会屋、児玉馨士夫系の元出版社長、名前は言いません、今は故人であります、これから総務部への依頼だということです。これがどんな大物総会屋であるかは第一勧銀は百も承知。小池が総会屋であることは百も承知。もう嫌な融資もそれまでにさせられていたでしょう。

そして、ついでには野村証券初め四大証券の三十万株を買うから融資をしてくれ、担保は何もない。その意味、野村証券の三十万株を持つ意味、大和の三十万株を持つ意味、それを全く思い至らなかった。そして融資をしてしまった、そういう報告書であります。大蔵省はこれを信じて処分したのである。

○内藤説明員 お答えいたします。

私も、先ほど申し上げましたような形で行内調査を指示いたしました。それに基づいて報告書を徴求をしたということでございます。それに基づきまして、かような取引については非常に不適正な取引であるというような認定をいたしました。先ほど申し上げましたような一連の行政処分を下したということです。

さらに、その問題についての違法性の問題については今後裁判等におきまして明らかにするところというふうな考えをしております。

○本島委員 裁判とは関係ないのですよ、これは公訴されていませんからね。

私が聞いているのは、大物総会屋が要求をした。小池も要求した。四大証券の各三十万株を買いたいので融資をしてくれという要求。これがどういう意味を持っているのか知らないで融資し

た。「思い至らなかった。」と報告しているのですよ。そんなことはあるはずがないのですよ。これが問題になったところ。野村証券の三十万株を持つというのがどういう意味か、もう皆さん百も承知。総会屋なら百も承知。この今審議している商法にかかわる問題であります。株主総会で、野村証券の役員を解任する解任請求権を手にするということです。そうでしょう。四大証券全部そうでしょう。すさまじい武器をこれで持ったのですよ、小池は。そういう意味をこの三十一億の融資は意味した。それを、株主総会担当ですか、総務担当ですか、第一審査部ですか、最初に要求されたのは総務部ですね、知らないはずはないのです。

こんな報告書を信ずる人は誰もいませんよ。大蔵省はこれを信用するのですか、信用したのですか。知らないで融資をしてしまったというこの報告書、私のところへ来ている要旨にはそう書いてあります。要旨ではなくて現物が大蔵省に行っているでしょう、銀行局へ。同じ文章ですか。それとも大蔵省が持っている報告書はもつと本当は知っていたのだというように書いてあるのですか。そこは大事なところなのです。答弁してください。

○内藤説明員 私どもが受け取っております報告書でございますが、基本的にはこの要旨と記載において変わるところはございません。そのように認識しております。

したがって、この問題については、先ほど申し上げましたが、この取引がこういった担保の事後徴求である、非常に適正を欠いた取引であるということについては、少なくとも銀行の公共的な性格から考えまして、大いに問題があるということ、その他の諸事実ともあわせまして、行政処分を下したというところでございます。

○本島委員 質問に答えたださいよ。そんなことを聞いていないのですよ。不正な融資だったのは明らかでしょう、そんなことは。時効だから起訴されていないだけです。

こういう融資をして、小池が四社の三十万株ずつそれぞれ買うことが小池に株主総会での代表取締役、取締役の解任請求権を与える。大変な武器を与える。第一勧銀の幹部がそういう意味を知って融資したのか、知らずに融資したのか、決定的に重要なことですよ。知って融資したんだから、第一勧銀はそれ以後の野村証券その他の事件の重大な共犯者ですよ。むしろ、野村その他の四大証券は被害者かもしれない。第一勧銀が、こんな武器を小池に与えることはまかりならぬということ、融資をとめたら、担保ゼロですから、買った株が担保ですから、融資する義務なんですから。共犯者に、共犯者というか、むしろ主犯です。ね、四大証券事件の主犯になるかならないかの重要な勘どころについてこの報告書は、第一審査部は、正確に言います。「なおその際、審査第一号は三十万株の保有が持つ意味には思い至らなかった。」という言葉。これを信用しているんですか。大蔵省。その一点について聞いているんですか。信用して処分したんですか、それとも、これは信用できないから調査しましたか、第一審査部の幹部なり、あるいは当時の第一勧銀のトップを。それをやらないでもし処分したとしたら、本当に大蔵省の処分というのはいいかからげない処分だと言わざるを得ないですね。

○笹川委員長 大蔵省内藤銀行課長、質問者に丁寧に答えてください。

○内藤説明員 この報告書でございますけれども、これは銀行法二十四条に基づきまして、基本的には行政調査という形で銀行に対して求めまして、それで、銀行の中で行内の調査委員会というのをつくりまして、この行内調査委員会の、種々限界がございますけれども、その中で関係者にも当たり、そしてまたその当時の記録も当たり、そして作成をして提出してもらったというふうな報告書でございます。

したがって、この記述でございますが、今委員御指摘の点でございますけれども、これにつきましては、私どもとしては、これ以上、違法性

があるかどうかということは大蔵省として判断する立場にないということで、少なくともこの問題については、適正を大いに欠いたという問題と、その他の違法性の問題でございますので、それを踏まえて行政処分というものを下したというところでございます。

○本島委員 大蔵省は調査する立場にないなんてとんでもないことですよ。行政処分のための調査でしょう、これは。そうでしょう。犯罪捜査のための調査じゃないですよ、行政処分のための調査です。それで、どういう行政処分をするか。まさに第一勧銀がどういう不正な融資をしたか。不正というのは、単に法律に違反するかどうかじゃない、その融資がどういう意味を持つか。決定的に重要なことですよ。

それで、大蔵省の銀行局なり証券局は、当時、野村を初め四大証券が発行済み株数が何万株であったか、そんなのすぐ、百も承知でしょう。三十万株が商法上どういう役割を持つか。いろいろあります、発行済み株数の百分の一ならどういいう権限がある、百分の三持てばどういいう権限がある。全部皆さん知ってるでしょう、私も知っていますよ、総会屋ならだれでも知っています、銀行の総務部ならだれでも知っています、融資の担当者ならだれでも知っています、一目瞭然なんです。しかし、「思い至らなかった。」と書いてある。処分をするのに聞いて当然じゃないですか。これを信用して間かなかったんですか、審査部の幹部に。

○内藤説明員 私ども、この調査報告書につきましては、この調査を進めていく中で、もちろんこれは非公式でございますけれども、銀行側といういろいろ話し合いを持ちまして、その中で、調査の進捗状況等を把握しながらこの調査報告書の作成を進めてもらうという形の指示をいたしました。

その中ではいろいろやりとりございまして、先生の御指摘の点も我々としては話し合いを持ったというふうな記憶しておりますけれども、そういう話の中で、全体としては銀行側においては最終

的にこういった形の認識までにとどまったというふうな考えております。

○木島委員 今、話し合いを持ったと言いますが、だれとだれの話し合いですか。この調査報告書あるいは中間報告を受けて、大蔵省の銀行局の幹部と第一勧銀の担当者との間で話し合いを持ったということですか。はっきりしてください。

○内藤説明員 これは、私どもの銀行課の担当者、私も含めまして担当者が相手の銀行の担当者として話し合いをしたということでございます。かなり実務的な問題でございますので担当者ベースで話をしていたというふうに記憶しております。

○木島委員 じゃ、そのときに、その第一勧銀の担当者は、この最初の一番大事な出発点の融資です、第一勧銀は三十万株の保有の持つ意味には思い至らなかった、その点についてはどういう答弁だったのですか。あなた話めたんでしょ。

○内藤説明員 ですから、その点につきましては、向こう側としてはいろいろ関係者に当たり調査をしましたけれども、これについてはこういった表現が、現在その調査委員会として把握したところであるというふうな説明を受けたところでございます。

○木島委員 じゃ、もう質問を変えますが、客観的に見て、いろいろなその当時の状況、大蔵省全部つかんでおもうんです。こういう言い方ですね、第一勧銀の報告書、三十万株の意味には思い至らなかったというふうな報告書。国に対する報告ですよ。これは信用できますか、今あなたも信用していますか。答弁してください。

○内藤説明員 この報告書につきましては、やはり我々としては、調査を第一勧業銀行としても行います。その中で提出されたものとして受け取っております。したがって、現在においては、きちっと法律に基づく報告書ということでございます。そのような内容であるという形で我々としては受領をしたということでございます。

○木島委員 もうだれが見たってこんなこと信用

できるはずがないですよ、それは。その道のプロなんですから、みんな。そんないいかげんな報告書を受けて、ちよっと詰めた、論議もした、それはもう信用できる、いまだにそうあなたおっしゃる。そして、それを前提にして、先ほど私に言ったような程度の処分をして終わりにする。こんな大蔵行政というのは私はないと思うんですよ。やり直していただけないか、これが本当なのかどうなのか。今起訴されているかもしれない、しかし檢察官のお許しをいただければ担当者全部呼べるわけですから。本場に第一勧銀部の融資担当者は思い至らなかったのか、あるいは、この融資に対して、当時のトップ、代表取締役社長は知らなかったのか、関与していたのかしてないのか、それも書いてないんです、これ。それ、調べ直していただけますか、調べ直すべきではありませんか。

○内藤説明員 この第一勧業銀行の問題につきましては、私ども、これを行内調査委員会の中で、極めて中立性のあるメンバーを銀行側で選別していただきまして、その中で、弁護士も含めて厳正に調査をしたというふうに考えております。したがって、この内容につきましては、もちろん、かなり古い時代における事柄でございますので、その中で最大の努力をして調査報告書を出してきたというふうに考えております。

したがって、もちろんこれは、先ほど申し上げましたように、罰則で担保されている正式の報告書でございますので、この内容につきましては、仮に問題がある、あるいは虚偽があるということになりますと、新たな問題が発生するというふうな考えております。

○木島委員 大体、担保もなしに約三十二億円の融資が、企業トップの了解なしにやれるなんていうことはあり得ないんです。しかし、この報告書は、企業トップなんて出てこないんですよ、総務部と第一勧銀部だけです。しかも、この融資というのは日本円で融資されたんじゃないんですよ。何か外国の外貨手形貸し付け、USドル一千

五百三十八万二千ドルの手形、そういう普通じゃない貸し付けの仕方ですよ。

私はもう言いませんが、もうこのこと一つとつてみても、やはり大蔵省の調査は全然不十分、しかもまともな調査をしてないと言わざるを得ませんので、もうこれだけで時間がなくなっちゃうといけませんから、次の質問に参ります。

この次の問題として、これも起訴事実ではかわらないところでありますが、いわゆる山梨県のゴルフ場投資資金としての融資問題が書かれています。これは、平成二年十月にゴルフ場投資資金として小池に十六億円を融資した、同じく平成二年十一月、翌月、大和信用が、第一勧銀直では貸し付けができないというのでこれを迂回させたわけですが、これに約十六億円を融資したと書かれております。担保は何かと書いていたら、そのゴルフ場会社の全株とゴルフ場の会員資格保証証券書だということですね。これは、もう既に、前に事件がありまして、こういうゴルフ場造成のため

の会員資格保証証券書なんというものは担保価値はゼロだということは、日本の検察当局が起訴した事件ではもうはっきり言っているんですよ、冒険で。これは無担保じゃないですか。今このゴルフ場はできていますか。調べていますか。

○内藤説明員 営業をしていないというふうに認識しております。

○木島委員 ゴルフ場なんかできてないんですよ。この報告書によると、ゴルフ場の親会社と社という、名前を伏せてありますが、平成四年四月破産申し立てをして、同年十一月破産宣告を受けたと。だから、これも本場に、三十二億円全く無担保で金が出たということだと思ふのです。しかし、これは起訴されておられません。

それから、私は、本件公訴事実に係る問題について、次に質問をいたします。公訴事実をもうちよっと詳しく私が言いますと、既に平成四年九月ごろまでに、第一勧業銀行

から同銀行の株主である総会屋小池隆一に対する小池名義及び株式会社小池ビルディング名義の融資の返済がもう遅延したと。これは檢察官の起訴状ですよ。もう返済が遅延した、担保物件の評価額も融資残高を著しく下回った。もう担保が見返ってしまつてどうしようもない。回収不能が見込まれ追加融資し得ない状況にもあったにもかかわらず、同銀行の株主総会での議事が円滑に終了するよう小池隆一の協力を得ることの謝礼の趣旨で、あえて迂回融資及び実質的な債務保証の方法により同小池に金融の利益を供与しようとして、その情を知らない大和信用株式会社の担当者らとの間で、先ほど御答弁の五十二回にわたって百十七億八千二百万円が融資された。それが商法違反だということで、今起訴されているわけであり

ます。まさにこれに裁判を付けてあります。この問題についての報告書を私もずっと全部読んだのですが、もう返済も滞った、もう担保も下回ってしまった、回収不能が見込まれた、もう追加融資がし得ない状況にもあった、もう出せない、それでも出した。第一勧銀の前では出せない、それで、子会社である大和信用株式会社を引っ張り込んでその名前で行なう迂回融資する。なぜそういうことをせざるを得なかったのか、全然書いてないんですよ。全然書いてないんですよ。

それを、要旨じゃなくて、大蔵省に行っている報告書には書いてあります、なぜこんな犯罪を犯さなくてはならなかったのかの本当の理由。どうですか。答弁してください。

○内藤説明員 委員の御指摘の点でございますが、これにつきましては、九七年、本年の第一勧業銀行のディスクロージャー誌で、その状況についての記述がございます。

第一勧業によりまして、昭和六十年に、元出版社社長の紹介によりまして、小池隆一の実弟である小池嘉矩との取引を開始したものでございますが、本件は、総務部門が、元出版社社長が歴代トップと長期にわたり親密な関係を有し、同行の上層部に強い影響力を持っているとの風聞に影響

され、不透明な取引の継続を審査部門に要請したこと、審査部門も総務部門の要請に対し妥協的な判断と対応を行ったこと、また、このような巨額で不透明な取引が長期間継続して行われていたにもかかわらず、取締役会、常務会等において報告されることなく、その結果、組織上のチェック機能が十分働いていなかったことなどが、こうした関係を生ぜしめた原因であるということでございます。

○木島委員 私は、その問題で、先ほど申し上げた、当時の奥田頭取が全部の犯罪についての共犯者として立件されておる、五十二回、百十七億八千二百万円分全部奥田頭取だけは共犯者になっていないという問題について、この報告書の矛盾を指摘します。

この報告書は、「奥田頭取(当時)への報告」とあって、第百項目になっていますが、こういう記述があるので、奥田頭取が報告したという趣旨ですが、「平成七年一月から二月、ちよと起訴に当たる部分です。審査担当役員から自分と奥田、自分に「総務部がらみの融資があつていろいろ考えている。元出版社社長の紹介案件である。延滞している」との話があつた。そういう話はあつた。トップの自分にあつた。しかし、その後が大事なんです。「具体的な資金使途、債務者名、担保等は話が出なかった。」だから、奥田頭取は知らなかった、そういう記述が堂々と書いてあるのですよ。

これが本当だったら、私は、検察は奥田頭取を全部共犯者として起訴できないと思うのですよ、知らないのですから。だから、矛盾していると思うのですね。

今、あなたの答弁によっても、何か第一勧銀のトップは知らされていないかのごとき答弁だったでしょう。どうなんですか、本当のところは。奥田頭取は全部について、平成六年七月から平成八年九月までの融資、五十二回、百十七億八千二百万円分全部について担当者から逐一報告を受け、承諾を出し、融資が出ていたんじゃないですか。

だからこそ起訴されたんじゃないですか、全部について。どうなんですか。答弁してください。

○内藤説明員 その点につきましては、私ども、先ほども申し上げましたように、この行内での調査委員会の報告書によりまして把握をしておるという以上の事実、持ち合わせてはおりません。

行内の調査委員会におきまして、もちろん種々の資料に当たりまして全力を挙げて解明をしたわけでございますけれども、特に奥田頭取に関する問題につきましては、刑事事件という形でございますし、この一定の制約の中で把握をしたものが、今委員御指摘の点、こういった形の報告書を受けているということが、いわばその限界的なものであるというふうに了解しております。

○木島委員 第一勧銀に係る起訴は、非常に綿密です。具体的な名前は伏せますが、被告人だれだれにおいては平成何年何月か何月までの何回分について幾ら、被告人だれだれにおいてはいつからいつまでの何回分について幾らと、個別的に立件されていきます。よその頭取がやったことについては、立件されていません。それは厳密ですよ、検察は。しかし、奥田頭取だけは全部について共犯なんですよね。

では、法務省に聞きましよう、刑事のプロ。もし、奥田頭取が、自分が具体的な資金使途や債務者名や担保を何にも知らなかったのに部下が融資してしまつた、共犯を問えますか。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

検察官におきましては、強制処分等を含む捜査権に基づきまして、証拠に基づきまして認定した事実に基づいて公判請求をしたものと考えておりますので、その事実の詳細、その背景、事情を含めまして、これから公判が行われまして、検察官といたしましては、冒頭陳述によりまして、証拠によつて証明しようとする事実の概要を裁判所に提示いたしまして、それを証拠に基づいて証明していくという運びになろうかと考えております。

○木島委員 具体的には答ええないから、刑法の一般理論を聞きますよ。共犯の一般理論を聞きます

よ。

銀行の頭取が具体的な融資を知らないで、下部が不正な融資をしたという場合に、共犯を問えますか。共犯の一般論。皆さん、プロでしょう。一般論ですよ。銀行の頭取が下部が不正融資したのを知らなかつたのを共犯に問えるか。

○原田(明)政府委員 具体的な事実の当てはめ問題でございます。さらに、その融資に関する責任につきましては、共犯関係がどのぐらいに及ぶかという点は、まさに積み上げられていく個々の事実を総合して判断すべきものと考えます。

○木島委員 一般論ですよ、大学の授業ですよ。だれか答えてください。一般論ですよ。共犯問えますか。

○笹川委員長 刑事局長、一般論と書いています。

○木島委員 一般論で、聞えますか。銀行のトップが知らないで、下部がやった不正融資に対して共犯問えますか。

○原田(明)政府委員 共犯としてその犯罪を問擬されている各人各人につきましては、全体についての状況について認識があり、それについて犯罪に加助したということを前提に検察官は起訴をしたものと考えております。

○木島委員 じゃ、九ごと知つていた、そういう場合に共犯問える、全体の犯罪を知る立場にあつたという場合に問える。そうすると、この報告書と違つてきますよね。私、違つてくると思うのです。大蔵省と違つてくると思うのですよ。

私は、第一勧銀が大蔵省に出した報告書は、非常にいいかげんなもの、検察は、その後徹底して捜査して、奥田頭取も全部について立件できると、共犯だと認定して起訴したのだと思ひます。

これから公判が始まりますから、私はしゃべりませう、微妙ですから。しかし、少なくともこの大蔵省に対する第一勧銀の報告書は不十分ですよ、真相を語っていないのじゃないでしょうか。大蔵省、どうですか。

○内藤説明員 私どもの調査は、あくまでもこの

行政処分といったものを行うに当たりまして、その実態を把握するという目的で、基本的には任意で、相手の同意を得ながら調査を進めまして、そこで、行内調査委員会の中で内容を固めまして、報告を受けたというふうに認識をしております。したがうしまして、その中で把握をし得た事実についても一定の限界はあるということとは認識をせざるを得ないというふうなことで報告書を受けております。

しかしながら、この報告書につきましては、あくまで法律に基づく報告書でございますので、仮に虚偽等がございましたら、それは虚偽を犯したということ、新たな処分の対象になるというふうに考えております。

○木島委員 きようは野村証券についてもいろいろお聞きしたかったのですが、もう時間がなくなつてしまいました。一点だけ、証券局をお呼びしていますので。

野村証券の問題については、いわゆるVIP口座の問題が大きな問題に国会でもなりました、処分がされました。もう時間がないから言いません。野村についての調査は、VIP口座、どういふ口座があつたのか、どういふ属性の人間に対してどういふくくり方をVIPとしてしたのか、調査していますか、大蔵省証券局。

○小手川説明員 議員御承知のとおり、前回の証券不祥事の後に証券取引等監視委員会が設立されました、そのときに、いわゆる不正取引にかかわる調査につきましては、委員会の方でという役割分担になってございます。

今回につきましては、したがって、もし違法な取引があればそれは監視委員会の方でVIPという名前にかかわらず行われていると信じているところでございます。

○木島委員 今、何か証券監視委員会の方にゆだねちゃつたような答弁であります、権限は確かに監視委員会に渡しているのですが、大蔵本省は権限があるのですよ、調査権限あるのですよ、残しているのですよ、ちゃんと法律で、証取法で。

私はやっていないと思うのです、VIP口座に関する調査を。

そういう決定的な大事な問題について、真相解明もしないで、野村証券に対して処分が行われている。まことに皆さんの処分だ。これでは、野村証券から大蔵省に対して、九月ですか、業務改善報告が上がりましたよ。だけれども、この決定的な大事な問題を伏せておいて、幾ら反省しますなんと言ったって、そんな、反省するはずないんですわ。

きょうは野村証券問題やれませんでした。この調査が全く不十分だということを大蔵省は理解をされて、徹底して、まだ終わってわけではないわけですから、調査を詰めて、今までの処分がもし軽過ぎるというのだったら、きっちり処分をし直していただきたいということを要望いたしました。国税当局と警察をお呼びしましたが、前半時間がとられて質問することができなかったことをおわび申し上げまして、時間ですから終わります。

○笹川委員長 保坂展人君。

○保坂委員 社民党の保坂展人です。

一昨日の当委員会におきます審議の中で、私は、先ほどの話題に上がっていた、第一勧業銀行の大蔵検査のさなかに接待が行われていたという事実をたどりました。これに関して、渡辺秘書課長の答弁の中で、私は、田谷・中島問題以降一連の不祥事、これに対して省内できっちり調査をし、そして法的な報告をなす用意があるかどうかという質問をしましたが、お答えは、今のところ消極的に考えております。これ、間違いないか。撤回されませんか。こんな答弁で通用すると思えますか。

○渡辺説明員 先日の御質問に對しまして、私の言葉が足りなかったところもあるかもしれませんけれども、全体について改めて文書において報告を行うということを考えているかという先生の御質問に對しましては、今のところ消極的に考えておりますとお答えしたことは事実でございます。

○保坂委員 先般、木島議員から、第一勧業銀行の調査についてのやりとりがありました。非常にずさんだと。しかし、その調査報告というのを大蔵省が、しかも金融ビッグバンを控えて、そしてこの商法改正、総会屋あるいは癒着した企業、社会的なルール、規範をきっちり決めていくということに、こういう答弁をして、どうなんですか、これは。要するに、公的な文書で残せない理由、発表できない理由というのをはつきり言ってください。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。先日の御質問の中で、一連の不祥事ということと幾つかの件についての御質問がございまして、私どもの方といたしましては、それぞれの問題につきましてはそれぞれの時点において調査を行い、その調査の結果に基づいてそれぞれ処分が必要なものについては処分を行う、その時点におきまして必要な情報につきましてはそれぞれ記者発表等も行っておりますし、国会の委員会において御質問があった場合には詳細にお答えする、あるいは、事の重要な場合においては委員会冒頭において大臣の方から積極的に御説明を申し上げるという形で対応しているところであります。

それを、現段階において、さかのぼって全体について文書をとりとめて、改めて公的な報告、公的なという意味が必ずしも判然といたしません。そういうことを行うということについては消極的に考えておりますと申し上げたところであります。先生御指摘のように、さまざまな問題がこれから起こっていく中で、事態についてどうなっているか、不祥事があった場合あるいは不祥事があるのではないかという情報を得た場合において、それにつきましても必要な調査を行い内容を解明していくということは我々としても必要だと思っておりますし、これまでも行ってきたところであります。

それで、既に行いました処分に関連することでありまして、新しい事実、我々がその時点において把握していない新たな事実が発生した場合に

おいては、それに基づきまして改めて調査を行うということには、我々としても当然ということだと思っておりますが、先生御指摘のように、一連の大蔵省不祥事について、全体をとりとめて今の段階で文書を作成してということについて行うことは考えておりません。

○保坂委員 これは、ことしの七月三十日の朝日新聞なんですが、渡辺秘書課長のコメント。これは新聞が違ふように書いたというならそういうふう

に言っていただいたいいいのですが、この例の接待の問題ですね、大蔵検査時の。九四年であるかどうかは皆さんの判断でしょう。そして、「一応調べては見る」というふうにお答えになつて。そして、この記事の中では、いわゆる大蔵検査の当事者が検査後にゴルフ接待を受ける。ゴルフをやつて相手が代金を払えばこれは接待です。これに関して、「検査に一区切りが付き、改善点を話し合うため、誘われたと認識している」というふうにあるんですが、この認識は大きく変わりましたか。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。記憶が正しければ今の記事は朝日新聞の記事かと思っておりますが、まず前段におきまして程度問題という表現を使っておりますけれども、私が申し上げた趣旨は、平成七年五月以降さまざま、中島・田谷問題等もありまして、私どもでは「網紀の厳正な保持について」という通達を發出いたしました。それに基づきまして網紀の保持を図っているわけでありまして、そういう前の段階において、正直申し上げまして、一般の行政に携わる者が民間の企業と会食をとみにしていませんかというのを申し上げるつもりはありませ

ません。まさにその時点においての常識というものについて、それに即しているかどうかというのを考えなければならぬということをお申し上げたわけでありまして、検査に行っている者が検査期間中にどうのこうのということについて程度問題というコメントをした記憶は全くありません。

それにつきましては、まさに申し上げましたように、我々としても検査期間中に検査に行っている者が、あるいは講師を十二月に終えておりますが、実際上文書において示達を行いましたのが翌年五月でございますから、それまでの間に会食をとみにする、あるいはゴルフを一緒に行い、いずれも経費は先方が持っている、あるいは融資先の企業への工場視察に赴いた際にその車の中でビールを飲むといったこと自体がいかどうかというところにつきましては、我々としては適当ではないというふうには思っているところでござい

ます。○保坂委員 ちよつと短目に答えてください。それでは、先ほど、その都度何かがあったときには記者会見していただく、調査する必要があるば調査するんだというふうなお答えでしたけれども、この大蔵検査時における接待の総額は幾らでしたか。お調べになったと思うので答えてください。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。それぞれのものにつきましてどのようになっているかということについて大体の感じをつかんでおりますが、実は第一勧業銀行の方に対しまして、これこれというところのこれこれの日時において会食を行っている、したがって、それについて本人にどの分が帰属するかということをお答えしてほしいということと私どもの方から七月の段階からお断りしているところでありまして、第一勧業銀行の方からは、現在の段階においては書類をすべて検察にお持ちいただかれていますので確たる数字を申し上げることはできないというふう

に回答を受けております。しかしながら、そのままで放置はできませんので、とりあえず現段階においては、当時国家公務員法上の処分を受けた二名の元管理課長及び上席の検査官につきましては、一名については会食のみでありますので現在五万円をとりあえず、供託という変な形ですが、先方にお渡しいたしまして清算をしていただくようお願いして

おります。

ますし、ゴルフを行いました者ににつきましては現在十万円をお渡しして清算をお願いしているところとあります。もちろん過不足が生ずればそれについてそれぞれ金額を確定していただければと思っております。

そういう全体でございますので、今の段階において全体で幾らであったかということは私どもの方も調査をできませんし、第一勧業銀行も現段階では私どもに対して回答いただける状況にはなっていないということでもあります。

ただ、私どもとしては、先ほど申し上げましたようにその確定をする必要があると思っておりますので、先方に対してはなるべく早い段階で確定をいただければありがたいということをお願いをしている状況でございます。

○保坂委員 それでは、法務省刑事局長に伺いたいです。

これは民間、例えば海の家の問題とかでも、要するに日がわりメニューでそれこそ逮捕されているわけですね。それでは、中央省庁の最も金融・証券の元締めであるところの大蔵省、今のお話だと大体見積もってお返しすると、お返しするとこれは問題なくなるんですか。何かをもらって、これは例えばわいろになりそうだという疑いが御自身で生じたときに、あるいは社会的非難を浴びそうだと、浮上したというときに返すという、それはなしになってしまふんですか、お答えください。

○原田(明)政府委員 一般的に申し上げまして、贈収賄罪の成立というのはその時点で判断されるべきこととございまして、委員御指摘のように、仮に犯罪を構成するような事実があったとして、返したらすべてそれについて問われることはないというものは一般的にはないだろうと思っております。

○保坂委員 一昨日も伺いましたが、大蔵省では紀律保持委員会をつくられているんですね。紀律保持委員会をつくられて、その責任者は、ことし前半、涌井官房長だったわけですね。この涌井官

房長が泉井被告から絵を贈られた。そして、今まさにおっしゃったとおりお返しになったこの問題なんですけれども、具体的に、いついたいたいて、これは結婚祝いというふうに聞いていますけれども、いつ返却をしたのか、その絵の金額と種類は何だったのか、調査なさっているでしょうか、ぜひお答えいただきたいと思っております。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

涌井当時の官房長に對しまして泉井氏から結婚祝いということで贈られたものがありますが、本人の記憶によりますと版画、本人というのは涌井の方の記憶によれば版画を贈られたということとございます。それで、翌年の十月二十七日に返却をした、いわゆる宅急便の配送の記録を保持しているということでございます。

○保坂委員 といいますと、平成七年十月に絵画を贈られた、そして大体一年たつて返したということですね。違つていたら後で訂正してください。

そうすると、平成七年三月十三日に中島・田谷問題で訓告が出ていますね。そして平成七年三月十七日には武村大蔵大臣が訓令を出して紀律保持委員会をつくるべしとやっています。そして平成七年五月二十九日にはこのような批判を受けることがないよう大蔵省職員の網紀を保持していくということを発表されている。さらに平成七年九月八日には涌井官房長自身が嚴重注意を受けている。この嚴重注意の内容というのか、何で注意されたんでしょうか。

○渡辺説明員 お答え申し上げます。

平成七年九月八日に涌井官房長が処分を受けましたのは、中島前主計局長の処分に係る網紀の保持の責任者としての嚴重注意を受けているということとでございます。

○保坂委員 処分をされて一カ月ほどして絵を受け取ったということ確認できるんですね。

そうすると、その網紀厳正というのは本場に意味があるんですか。その方が紀律保持委員会の責任者でしよう。何か紀律保持委員会の中でこれを

やつたんですか、調査あるいは議論。答えてください。

○渡辺説明員 受け取った時期が十月であるか十一月であるか、ちょうど結婚式が十一月十日であったかと思っておりますのでその後であったかと思っておりますが、その時点で受け取っていたという事実でございます。

考え方としては、すべての方から結婚祝いを受け取るのが適当でないかどうかというその判定をどう考えるかということとございまして、けれども、泉井氏の場合においては、少なくとも大蔵省の所管する行政においていわゆる関係業者あるいは所管業務の経営者ではないということも踏まえて考えれば、その時点において受け取ることがいかどうかというのは、単に名目もなく受け取る場合とは若干様相が違うのではないかとということではあります。

しかしながら、まさに先生御指摘のように、官房長というところで全体の網紀あるいは服務保持の責任に当たる者として、それほど親しくもない者から特に版画あるいは絵画といったような形で雑誌等にも書かれておりますが、価格の判然としないものを、幾ら結婚祝いのためとはいえ受け取ることは適当でないということで、いわゆる軽率のそしりを免れないということで、翌年一月に大蔵大臣の方から口頭で注意を受けたということとでございます。

○保坂委員 時間が本当に短いので、もっとも聞きたいのですけれども。

法務大臣に伺いたいのですけれども、今回の商法改正で、総会屋あるいは組織暴力あるいは企業腐敗、こういふものを正していくんだということと関連して、これまでの大蔵省に対する幾多の疑念、そして強い疑問を示したわけですから、法務省もいろいろ予算が厳しい、そしてその予算を握っているのは大蔵省であるというようにすることは、まさか法務の法務大臣として影響を受けずに、これは悪いものは悪いということで、きつちり正していただく決意があるかどうか、ぜひ

語っていただきたいと思っております。

○下稲葉国務大臣 御説のとおり、当然のこととでございます。

○保坂委員 それでは、威迫という概念について、この法改正で非常に気になっているのでお聞きをしたいのですけれども、威迫という概念、これは極めて言葉上からなかなかあいまいな響きがある、脅迫まではいかなければ威迫だ。具体的にこの威迫というのをどのような規定で考えておられるのか。

そして、我々の懸念は、消費者運動あるいは市民運動あるいは労働組合運動等に濫用される心配はないのかどうか、ここはしっかりお答えいただきたいと思っております。

○原田(明)政府委員 お答え申し上げます。

ただいまお尋ねの威迫という言葉は、一般的に人に不安、困惑の念を抱かせるに足りる行為であると解されており、判例においても、いわば刑事司法上はあいまいな概念ではないとされているところとでございます。ただ、具体的な当てはめるところでは、種々の状況が考慮されますので、具体的に証拠に基づいて判断されるということになるだろうと思っております。

そこで、お尋ねは、この新たな威迫を要件とする罰則規定が、他の正当な運動まで適用される心配はないかという点でございますので、この問題とされている規定は、利益受供与罪、要求罪がまず成立することが前提とされております。これらの罪は、株主の権利の行使に關しまして利益の供与を受けた、またはこれを要求することにより成立する罪でございます。一、株主ノ権利ノ行使ニ關シ、とは、株主の権利の行使、またはそれを行使しないことに対する対価の趣旨で行われたということを意味しており、例えば、株主総会で会社に対する有利な発言をしたり不利な発言をしないようにすることの見返りの趣旨で、財産上の利益の供与を要求する場合がこれに該当するといふように解されます。

これに對しまして、労働組合あるいはその他の市民運動に係る会社に対する正当な要求は、このような趣旨のものではないという点におきまして明確に区分することができると考えられますので、威迫を要件とする罰則規定がそのような正当な運動行為自体に適用される懸念はないと考えております。

○保坂委員 それでは、時間が迫りましたので、もう一回先ほどの大蔵省に戻りますけれども、いろいろ疑念は挙げましたけれども、今後、きょうから情報公開に努めて、広く国民に不信の念一つでもなないように、すべて公開をしていく、調査をしたら調査報告をつくって国民だれも見れるという姿勢に転換されるお気持ちがあるのかないのか、それだけでも一回確かめたいと思います。

○渡辺説明員 私どもも、いろいろな形で、公務の執行に当たって国民から疑念を抱かれるようなことがあつてはならないという見地からは、網紀の保持に今後とも十分努めてまいりたいと思っております。

また、さまざまな問題が指摘され、あるいは提起された場合には、それに基づきましてきちんと調査をしていこうということで考えておりますが、ただ、文書において報告をするというのは、どういう形でということの問題もございまして、今ここで即断を申し上げることはちよつと行えません。(保坂委員「方向性」と呼ぶ)

いろいろな形で御質問、例えば記者会見等、例えば中島氏の問題等の場合には、前後七、八回にわたりまして、延べ十時間とは言いませんけれども、それ未滿の形でいろいろ質疑応答を受けておりまして、それぞれについて私どもでわかる限りにおいて回答しておりますけれども、そのものについてただけのものをまとめるかということもございまして、今の段階では、文書で必ず報告をするというお約束はちよつとしかねるということ御理解をいただければと思っております。

○保坂委員 全然理解できませんね。情報公開の

時代で、そして、そんな記者会見したつて、いる記者はわずかなわけですね。新聞記事というのは、ほんの一握りなわけですからね。

そういうことで、本当に社会的にルールを新しくつくろうというこの法案の審査中に、やはり、少なくとも、消極的でありまして、今のところ考えておりませんということを繰り返して済む問題ではないということを、きょう午前、午後の参考人の質疑でも明らかにしたと思ひます。だから、そこはぜひ大きく転換をしていただかないと、これは法の厳罰化ということだけでは、総会屋を生んでいくこの国の体質というのは変わらないという点を強く申し上げて、時間が来たようございまして、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○笹川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○笹川委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○笹川委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○笹川委員長 ただいま議決いたしました法律案に對し、赤松正雄君外六名から、自由民主党、新進党、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合、無所属クラブ、新党さきがけの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。赤松正雄君。

○赤松(正)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしますし

て、案文を朗読し趣旨の説明をいたします。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

本法の施行に当たつては、政府は次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 企業経営者の株主総会のあり方についての意識改革を徹底して進めるとともに、監査役及び会計監査人による内部チェック機能を充実させるべく法的、行政的体制の整備に一層努めること。

二 企業の責任者に対するいわゆる総会屋あるいは暴力団による脅迫や殺傷事件については、当局として、その根絶を期し、徹底的な捜査、検挙を行い、いやくもこれが未解決のまま放置されることのないよう努めること。

三 利益供与要求罪の運用に当たつては、株主権の正当な行使や市民、労働、住民運動を不当に阻害しないようにすること。

四 株主、債権者等の保護並びに企業経営の健全化を図るために、企業がディスクロージャー(企業情報の公開)を十分に行うよう指導に努めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○笹川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○笹川委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、法務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。下稲葉法務大臣。

○下稲葉國務大臣 ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に

対処してまいりたいと存じます。

○笹川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○笹川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○笹川委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十分散会

平成九年十一月十九日印刷

平成九年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局